

令和8年3月会議

# 津幡町議会会議録

速報版

令和8年3月4日再開

令和8年3月12日散会

津幡町議会

## 令和8年津幡町議会3月会議会議録 目 次

### 第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午後1時30分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第3号～議案第37号、承認第3号・承認第4号）	4
1. 議案に対する質疑	16
1. 委員会付託	16
1. 散 会（午後2時40分）	16

### 第2号（3月5日）

1. 出席議員、欠席議員	17
1. 説明のため出席した者	17
1. 職務のため出席した事務局職員	17
1. 議事日程（第2号）	18
1. 本日の会議に付した事件	18
1. 開 議（午前10時00分）	19
1. 議事日程の報告	19
1. 会議時間の延長	19
1. 諸般の報告	19
1. 町政一般質問	19
14番 道下政博議員	19
6番 小町実議員	23
7番 竹内竜也議員	27
2番 柴田洋一議員	33
1. 休 憩（午前11時55分）	42
1. 再 開（午後1時00分）	42
1番 池野翔吾議員	42
5番 小倉一郎議員	48
3番 東克彦議員	52

1. 休 憩 (午後 2 時16分) .....	57
1. 再 開 (午後 2 時25分) .....	57
9 番 西村稔議員 .....	57
11番 塩谷道子議員 .....	61
4 番 中島敏勝議員 .....	63
1. 散 会 (午後 3 時44分) .....	73
第 3 号 (3 月12日)	
1. 出席議員、欠席議員 .....	75
1. 説明のため出席した者 .....	75
1. 職務のため出席した事務局職員 .....	75
1. 議事日程 (第 3 号) .....	76
1. 本日の会議に付した事件 .....	76
1. 開 議 (午後 1 時30分) .....	77
1. 議事日程の報告 .....	77
1. 会議時間の延長 .....	77
1. 諸般の報告 .....	77
1. 議案上程 (議案第 3 号～議案第37号、承認第 3 号・承認第 4 号) .....	77
1. 委員長報告 .....	77
1. 委員長報告に対する質疑 .....	79
1. 討 論 .....	79
1. 採 決 .....	84
1. 同意上程 (同意第 1 号) .....	86
1. 質疑・討論の省略 .....	86
1. 採 決 .....	86
1. 議員派遣の件 .....	87
1. 町長挨拶 .....	87
1. 閉議・散会 (午後 2 時23分) .....	88
1. 署名議員 .....	89

## 令和8年3月4日（水）

## ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 本 部 庶 務 課 長	鈴 木 勉	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教 育 総 務 課 長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	細 山 英 明		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企画課係長	上 谷 武

○議事日程（第1号）

令和8年3月4日（水）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第3号～議案第37号、承認第3号・承認第4号）

（質疑・委員会付託）

議案第3号 令和8年度津幡町一般会計予算

議案第4号 令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和8年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和8年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第8号 令和8年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第9号 令和8年度津幡町病院事業会計予算

議案第10号 令和8年度津幡町水道事業会計予算

議案第11号 令和8年度津幡町下水道事業会計予算

議案第12号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第11号）

議案第13号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第19号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 津幡町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

議案第21号 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例について

議案第24号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第25号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第26号 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第28号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第29号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について

議案第30号 津幡町史編さんに関する条例について

議案第31号 第6次津幡町総合計画基本構想について

- 議案第32号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第33号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第34号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第35号 筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第36号 町道路線の認定について  
議案第37号 土地の処分について  
承認第3号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））  
承認第4号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 8 年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月12日までの 9 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 4 番 中島敏勝議員、5 番 小倉一郎議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。  
本 3 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 7 年12月分及び令和 8 年 1 月分に関する例月出納検査、並びに地方自治法第199条第 9 項の規定による令和 7 年度行政監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第 3 号から議案第37号まで並びに承認第 3 号及び承認第 4 号を一括上程いたします。  
これより町長に提案理由の説明を求めます。  
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

- 矢田富郎町長 本日、ここに令和 8 年津幡町議会 3 月会議が開かれるに当たり、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

初めに、最近の町の概況を申し上げ、その後、町政運営のこれまでの基本的な考え方を踏まえた令和8年度の予算編成方針及び重点事業、そして提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

1月から2月にかけて、強い冬型の気圧配置が続く影響で、石川県内では、記録的な大雪となりました。

特に1月25日は、金沢市で6時間に37センチメートルという観測史上最大の降雪を記録し、大規模な交通障害の発生するおそれが高まったことから、金沢地方気象台は、顕著な大雪に関する気象情報を相次いで発表いたしました。

本町におきましても、累計の降雪量は、役場で119センチメートル、倶利伽羅で264センチメートル、上河合で254センチメートルとなりましたが、除雪事業者の皆様や関係者の素早い対応により大きな混乱もなかったことに、感謝を申し上げる次第でございます。

引き続き、気象情報には十分注意し、通勤・通学・物資の輸送等、町民生活に支障を来さないよう、関係機関と連携を図り、円滑な道路交通を確保するため、万全の体制で対応してまいりたいと考えております。

2月19日、災害時における避難所の衛生環境の向上を図るものとして、トイレカーが納入されました。これは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して導入を進めていたもので、10人乗りのワゴン車に、脱着可能なラップ式トイレキットが2基設置されたものでございます。このトイレカーは、座席シートやテーブル、棚なども脱着可能であり、平常時にはトイレを取り外し、通常のワゴンカーとしても利用できるものでございます。

また、同日、このトイレカーの納入業者である株式会社トイファクトリーとマルモビパートナーシップ協定を締結させていただきました。この協定により、災害時等にこのトイレカーと同様の車両を所有し、協定を締結しているほかの自治体、民間企業などと車両の相互貸与協力を図り、避難所の設置、運営等の災害対応を迅速かつ円滑に行うことができるようになるものでございます。

災害は、いつどこで発生するかわかりません。常に危機感を持ち、万が一の備えと幅広い協力体制の構築は必要不可欠なものであり、今後もこのような協定には積極的に取り組む必要があると考えている次第でございます。

それでは、町政運営に対する私のこれまでの基本的な考え方と今後について申し上げます。

現在、地方を取り巻く環境は、かつてない転換期にあり、避けては通れない重要な課題が深刻さを増しております。本町におきましても少子高齢化と人口減少の進行が見え始め、地域コミュニティの希薄化も懸念されております。また、近年激甚化、頻発化する自然災害への対応など、安全安心な暮らしを守るため、そして令和5年7月豪雨や令和6年能登半島地震、令和7年8月豪雨からの復旧、復興と災害に強いまちづくりも急務となっております。

さらに、生活様式等環境の変化に伴い、行政ニーズは複雑、多様化しており、効率的で質の高い行政運営を継続するためには、デジタル化の推進も不可欠であるなど、多岐にわたる諸課題への対応も求められております。

このような厳しい環境でも町民サービスの質を低下させず、町民の生活や地域経済を支援する持続可能な取り組みについて、国や県の施策・方向性を的確に捉えながら、繊細かつ大胆に事業

を実施していくことが必要になっております。

さて、私はこれまで、町政運営に対する基本的な考え方として、大きく2つの柱で推し進めてまいりました。

1つは、30年、50年先を見据えた、子の時代、孫の時代のためのまちづくり、そしてもう1つが、心豊かに今を暮らすためのまちづくりでございます。

その基本となる第5次津幡町総合計画に基づき、これまでまちづくりに取り組んでまいりましたが、私は、本年4月24日をもちまして津幡町長としての任期満了を迎えることとなります。また、第5次津幡町総合計画につきましても、本年度が計画期間の最終年度でございます。

そこで、これまで実施してきた施策を礎として、さらに力強く町を飛躍させるため、昨年からは、第6次津幡町総合計画の策定に取り組んでまいりました。

この第6次津幡町総合計画は、私が議会の皆様、町民の皆様とともに歩んできた道のりの集大成であり、令和8年度から今後10年間、本町のまちづくりの指針として、次代を担うリーダーへ託す未来への羅針盤となるものでございます。基本構想につきましては、本3月会議に議案として上程させていただき、議決を経て新年度からスタートさせたいと考えております。

本計画では、まちづくりの将来像を「元気あり！住んでよし！誰もが輝くまち つばた」と決めました。

「元気あり」とは、人口減少社会においても、交流と活動を創出し、活気と笑顔があふれる町を目指すものでございます。

「住んでよし」とは、豊かな自然と交通の利便性を生かし、災害に強く、便利で住みよい町を目指すものでございます。

「誰もが輝くまち」とは、老若男女が自分らしく学び、成長し、その輝きを世界へ広げていくことを目指すものでございます。

次に、まちづくりの視点につきまして、将来像の実現に向け、3つの視点を重視いたします。

1つ目の視点は、持続可能なまちづくりで、本町の資源や環境を保全し、その魅力を最大限に活用した、健全な行財政基盤を未来の世代へ引き継ぐものでございます。

2つ目の視点は、つながりを深め広げるまちづくりで、デジタルコミュニケーションの活用や、多世代、多文化の共生を通じ、多様な人・組織の関係を深めるものでございます。

3つ目の視点は、住民主体のまちづくりで、住民や事業者が対等な立場で連携、協力し、自立的に地域の課題を解決する体制を築き、より実効性のあるまちづくりが実現することを目指すものでございます。

そして、具体的な施策として5つの基本目標を掲げています。

基本目標1は、安全・安心で快適に暮らせる町として、災害に強く、豊かな自然を継承する都市基盤の整備を進めるものでございます。

基本目標2は、地域の魅力と活力があふれる町として、豊かな自然や歴史、文化を継承し、産業振興と雇用の創出を図るものでございます。

基本目標3は、生涯にわたっていきいきと過ごせる町として、子育て支援と医療・介護体制を充実させるものでございます。

基本目標4は、豊かな心を育み自分らしく活躍できる町として、未来を切り拓く人材育成と生涯学習を推進するものでございます。

基本目標5は、つながり支えあい共創する町として、多様性を尊重し、住民協働と質の高い行政運営を目指すものでございます。

本計画は、本町の新たな成長と、住民一人一人の幸せを実現するための指針となるものでございます。次期町長には、この構想を土台としつつ、新たな感性と柔軟な発想で、本町のさらなる発展を目指していただき、本計画に込めた誰もが輝く町を具現化していただきたいと願っている次第でございます。

ここで、新病院建設について、現況を報告させていただきます。

河北中央病院では、本年度4月から新病院建設準備室を設置し、新病院建設に向け、具体的な準備を進めてまいりました。そして、昨日3月3日に新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会が開催され、新病院建設基本構想案が策定されました。

その中で、新病院の建設候補地には、津幡中央公園と決定されました。

ここで、選定に至る経緯について、御説明いたします。

新病院の建設候補地の選定につきましては、まず町職員で構成する公立河北中央病院整備検討プロジェクトチームにおいて、町内6カ所を候補地として抽出いたしました。

これらの候補地につきまして、利便性や法規制等の土地条件、上下水道や道路など都市基盤整備の状況、まちづくりの観点からの立地環境、さらには、用地取得費や造成費を含めた費用対効果などを総合的に評価し、3カ所に絞り込みを行いました。検討に当たっては、医療関係者や学識経験者、関係機関の代表者等で構成される、新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会においても専門的見地から御意見をいただいております。

3つに絞り込んだ候補地につきましては、改めて建設候補地に求められる5つの視点として、まちづくりとの整合性、防災・危機管理及び災害時に機能し続けられること、医療提供体制及び連携のしやすさ、用地条件・事業実施の確実性、財政・コスト面を設定し、客観的な比較検討を行いました。特に、防災面では各種ハザード情報を踏まえた安全性の確認を行い、財政面では補助制度の活用可否や、将来的な町の財政負担への影響についても精査いたしております。

各候補地にはそれぞれ利点と課題がありましたが、比較検討の結果、行政機能や消防署が近く災害時の連携が図りやすいこと、公有地であり用地取得の不確実性が少なく事業実施の確実性が高いこと、さらに、国土交通省が所管する都市構造再編集中支援事業を活用し、事業費の一部を国費で賄うことが可能となるなどを総合的に評価し、5つの視点において最もバランスが取れていると判断したことから、津幡町役場に隣接する、津幡中央公園を新病院の建設候補地として決定したものであります。

今後は、この基本構想についてパブリックコメントが実施され、令和8年度は基本計画へと進み、さらに本格的な工事着手には、まだしばらくは要すると思われませんが、この大きな事業の第一歩に、私が町長として最後に関わることができ、大変光栄なことだと思っております。

今後も、地域に密着した医療を提供し、安心して暮らせるまちづくりに貢献できる拠点病院としての役割を果たしていただきたいと考えております。

続きまして、令和8年度当初予算編成の基本方針及びその概要について御説明いたします。

まず、先ほどからも申し上げておりますが、私自身が本年4月24日をもって、津幡町長としての任期満了を迎えますので、令和8年度当初予算につきましては、政策的な判断を伴う事業や新規事業等に係る経費については、原則、予算計上せず、骨格予算とさせていただきますの

で、そのことを踏まえて御説明させていただきます。

令和8年度当初予算の編成に当たっては、引き続き、令和5年7月豪雨及び令和6年能登半島地震からの復旧・復興を柱とし、町民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人一人がしっかり認識した上で、今後どのような対策が必要なのか知恵を出し合って効果的な取組みを進めるための予算としたところでございます。

令和8年度津幡町一般会計当初予算は、先ほども申し上げたとおり骨格予算といたしましたが、前年度比3.3%、6億1,000万円増の188億5,500万円となりました。

主な事業を御説明いたしますと、まずハード事業では、継続となる津幡駅東口整備の早期の完成を目指します。

これまで機会があるごとに何度も申し上げておりますが、津幡駅の東西自由通路及び東口の整備は、線路による東西の分断の解消とともに、安全安心な駅周辺環境の創出と多様な移動手段に対応できる乗り継ぎ拠点となり、東部地区における新たな住環境整備、企業立地、さらには観光交流といった、これからの本町のまちづくりの核となるべき事業であると確信しております。

令和8年度中に、東西自由通路となる跨線橋が完成し、令和9年度に駅前広場全体の工事を完了する見込みとなっておりますので、今後の本町の発展のため、皆様の御理解、御協力をお願いする次第でございます。

そのほか、児童用パソコンの更新に係る小学校校内通信ネットワーク整備事業、津幡運動公園テニスコートの更新工事、中条・井上小学校のグラウンドナイター照明のLED化工事などを行う予定としております。

骨格予算の中の新規事業といたしましては、高規格救急自動車の更新、津幡駅前広場駐車場ゲートシステム精算機の更新、鷹の松墓地公園合葬墓納骨堂の増設工事など計画的に実施している事業のほか、既存施設等の老朽化に伴う更新など、緊急度の高い事業を予算計上いたしました。

次に、ソフト事業におきましては、物価高騰対策として、プレミアム付き商品券発行事業のほか、上水道の基本料金につきまして、昨年度実施しました2カ月分無償化から、さらに追加して4カ月分の無償化を行うことといたしました。また新たに、妊婦対象のRSウイルスワクチン接種の定期化や76歳への歯周疾患検診を開始するなど、町民の健康で安心な生活の支援を速やかに行うことができるようにしております。

特別会計におきましては、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の2つの会計で増額予算に、国民健康保険特別会計、バス事業特別会計、河合谷財産区特別会計の3つの会計で減額予算となっております。

事業会計では、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の3つの会計において、収益的支出、資本的支出のいずれについても増額予算となり、全9会計の総額では、前年度当初予算比3.6%、11億6,730万6,000円増の332億1,552万4,000円となりました。

なお、本当初予算には、能登半島地震等に係る災害復旧費用について、一般会計で約18億円、水道及び下水道事業会計で約11億1,000万円、合わせて約29億1,000万円計上しており、引き続き早期の復旧・復興及び被災者支援を継続してまいります。

それでは、令和8年度骨格予算となる中での主な重点事業について、具体的に説明してまいります。

最初に、一般会計の総務関係施策でございます。

防災対策では、大規模災害発生時のライフライン途絶に備え、民間企業等が所有する井戸を災害時協力井戸として登録し、非常時における生活用水の供給等に活用する災害時協力井戸制度を創設することにより、防災機能の向上を目指します。

地域コミュニティ施設再建支援事業では、能登半島地震により被災した集会所などの修繕に対する補助金を交付し、早期復旧を図るものでございます。

次に、町民生活関係施策でございます。

個人番号カード事務費では、マイナンバーカード更新件数が急激に増加する時期が到来するため、住基ネット統合端末の増設及びマイナンバーカード裏書機を購入することにより、窓口サービスの向上を図るものでございます。

津幡駅前広場駐車場整備事業では、精算機をキャッシュレス決済対応のものへ更新し、利用者の利便性向上を図るものでございます。

次に、健康福祉関係施策でございます。

介護予防・地域支え合い事業では、本年度も引き続き、能登半島地震で被災された高齢者世帯等に緊急通報システムの設置に係る費用を補助することにより、見守り対策の強化を図ってまいります。

感染症予防費では、令和8年度からRSウイルス感染症の重症化予防を目的として、妊婦を対象としたRSウイルスワクチン接種が、定期予防接種となるため実施するものでございます。

認定こども園整備事業では、のせこども園の新園舎整備事業に係る補助、及び旧園舎の解体工事を行うものでございます。

次に、都市建設関係施策でございます。

緊急自然災害防止対策事業では、町道4路線において、豪雨により崩壊したのり面の補修を行うことにより、道路の安全確保を図るものでございます。

町道津幡駅前線道路改良事業及び津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業では、津幡駅東口の駅前広場道路、駐車場及び消雪施設の整備、津幡駅の東西自由通路となる跨線橋やエレベーターの整備などを行い、道路及び駅利用者の円滑な移動と安全確保を図るとともに、東部地区における新たなまちづくりを見据えた拠点を形成するものでございます。

道路メンテナンス事業では、橋梁長寿命化補修計画に基づき、51の橋梁の定期点検業務、町道湖東3号線、宝竜橋など2橋梁において補修工事を実施し、橋梁の延命及び交通の安全確保を図るものでございます。

消雪施設整備事業では、社会資本整備総合交付金・防災安全により、町道津幡駅前線において消雪施設を更新し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を図ってまいります。

住宅浸水対策助成事業では、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの浸水想定区域内等において浸水対策として行う止水板の購入や、宅地のかさ上げ工事等に対して補助金を交付することにより、洪水発生時における住宅の浸水被害の軽減を図るものでございます。

過年度災害復旧事業では、能登半島地震及び令和7年8月豪雨による補助及び単独災害復旧費として、河川、道路及び橋梁の災害復旧工事を実施し、地域住民及び交通の安全確保を図るものでございます。

次に、農林振興関係施策でございます。

中山間地域等直接支払制度事業では、タブレット端末を購入し、既に導入している地理情報シ

システムと連動させることにより、現地確認の省力化、効率化を図るものでございます。

観光資源多様化事業では、能登半島地震からの創造的復興に向け、倶利伽羅源平の郷周辺において、いちご狩りや農業体験、ウオーキングコースなどを整備し、関係・交流人口の拡大を図るもので、令和8年度は農業用ハウス等を整備するものでございます。

森林環境整備促進事業では、森林環境譲与税を活用し、森林整備、人材育成、木材利用の促進を図るもので、令和8年度は、林地台帳の整備や森林の意向調査、森林境界明確化業務等を行うものでございます。

過年度災害復旧事業では、令和5年7月及び令和7年8月豪雨災害による補助災害復旧費及び単独災害復旧事業費として、農地農業用施設並びに林道における災害復旧工事を実施するものでございます。

次に、商工観光振興施策でございます。

商工振興事業では、消費活動支援として、プレミアム率100%のつばた元気応援プレミアム商品券を販売し、物価高騰の影響を受けている町民負担軽減、町内経済活動の活性化を図るものでございます。

観光振興事業では、観光宣伝推進として、ほっと石川観光プラン推進ファンドに再貸付を行い、その運用益を活用することにより、イベント等で本町の観光や特産品のPRを行い、町内観光地への誘客を図るものでございます。

次に、上下水道施策でございます。

水道事業では、水道水を安定供給するための、老朽管並びに老朽設備の更新事業、管渠災害復旧工事に伴う配水管布設替事業、及び県の河川拡幅工事に伴う水管橋更新事業をそれぞれ実施してまいります。

下水道事業では、能瀬地内の管渠整備、川尻雨水ポンプ場のポンプ増設などの拡張事業、河北郡市広域事務組合による旧汚泥焼却センターの解体費用や津幡川災害復旧に伴う下水道布設替工事などの改良事業のほか、能登半島地震により被災した管渠の災害復旧工事を行うものでございます。

次に、消防関係施策でございます。

消防車両整備事業では、老朽化した高規格救急自動車を更新することにより、増加する救急出動に備え、救命率の向上、活動時の安全性、確実性の強化を図るものでございます。

消防分団車庫改修事業では、倉見地区コミュニティ消防センターの外壁改修を行い、建物の維持管理及び長寿命化を図るものでございます。

次に、教育関係施策でございます。

学校施設整備事業では、令和8年度に井上小学校及び津幡南中学校において空調設備整備工事の実施設計を行い、安全安心で快適な学習環境の整備に努めてまいります。

情報教育推進事業では、令和2年度に整備した児童生徒用のタブレット端末を6小学校で更新し、情報教育の充実を図るものでございます。

学校教育推進関係施策となる一般管理費では、小中学校の給食費を無償化するとともに公会計化を実施するもので、給食費に係る保護者の負担軽減を図るものでございます。

教育振興事業では、特別支援教育支援員を1人増員するほか、新たに英田小学校に通級指導教室を開設することにより、支援を要する児童生徒の教育活動の充実を図るものでございます。

学校研究推進事業では、教職員の多忙化改善に向け、条南小学校に教頭などマネジメント支援員を1人配置し、教頭の事務負担を軽減し、若手教職員の育成や児童・保護者対応などの本来業務に注力できる体制を整えることで、学校全体のマネジメントの質の向上を図るものでございます。

次に、生涯学習関連事業でございます。

町史編さん事業では、町史編さん室を設置し、本町の歴史的変遷を明らかにし、町勢発展と町民の郷土愛の高揚を図り、未来へ語り継ぐ津幡町史を編さんする事業を実施するものでございます。

保健体育総務費では、漕艇競技推進事業として、5月23日及び24日に全日本マスターズレガッタを開催し、漕艇競技の推進を図るものでございます。

体育施設費では、津幡運動公園陸上競技場の超音波風速計及び多目的競技場のサッカーゴールの購入のほか、施設長寿命化対策事業として、テニスコートの改修工事を行い、運動環境向上と利用者の利便を図るものでございます。

体育施設整備事業では、小学校2校のグラウンド照明のLED化の改修工事を行い、施設の長寿命化と利用者の安全で快適な利便を図るものでございます。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

令和8年度は、老朽化している電動ベッド、超音波診断装置、骨密度測定装置などを更新し、医療体制の強化並びに利用者の利便性の向上に努めてまいります。

以上、令和8年度の主な重点事業について、概要を御説明いたしました。

それでは、3月会議に提出いたしました、令和8年度の当初予算案並びに令和7年度の補正予算案ほか諸議案につきまして、順を追ってその提案理由の概要を御説明いたします。

**議案第3号** 令和8年度津幡町一般会計予算について。

歳入・歳出予算総額は、骨格予算とは言いながら、188億5,500万円と過去最高となり、その概要は、今ほどの令和8年度当初予算編成概要や重点事業等で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、**議案第4号** 令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、保険給付費等が減額となるため、前年度当初に比べ1.4%減となる34億1,083万9,000円を計上するものでございます。

また、令和8年度は、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設及び保険税率の改定となりますが、国民健康保険財政の健全化と安定化を図ることとし、適正な運営に努めてまいります。

次に、**議案第5号** 令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、納付書の地方税統一二次元コード対応に係るシステムの導入に伴う業務委託料の増や、高齢化による被保険者数の増加が見込まれるため、前年度当初比20%増となる6億5,448万4,000円を計上するものでございます。

次に、**議案第6号** 令和8年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、介護保険システム機器の更新業務委託料の増や近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比5.7%増となる29億5,827万7,000円を計上するものでございます。

次に、**議案第7号** 令和8年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、のり一と津幡のエリア拡大やEVバス車両購入はあるものの、路線バスの購入の減

により前年度当初比、3.5%減となる1億5,514万7,000円を計上するものでございます。

次に、**議案第8号** 令和8年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、30万6,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものでございます。

次に、**議案第9号** 令和8年度津幡町病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均57人の入院患者と175人の外来患者を見込み、収益的支出を16億7,040万2,000円としております。

資本的支出は、1億1,843万7,000円とし、電動ベッドを更新するなど、引き続き、地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。

企業債につきましては、医療機器等購入費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 令和8年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出に7億9,687万4,000円を予定しております。1日平均1万188立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものでございます。

資本的支出では、7億5,965万2,000円を予定し、老朽管更新事業、老朽設備更新事業、配水管布設替事業及び河川拡幅に伴う水管橋更新事業を行うものでございます。

企業債につきましては、建設改良費について限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第11号** 令和8年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で14億1,897万7,000円を予定しております。

1日平均9,251立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものでございます。

資本的支出では、24億1,712万9,000円を予定し、川尻雨水ポンプ場機械電気設備工事などの拡張事業、災害復旧に伴う下水道布設替工事や広域汚泥焼却センター解体負担金などの改良事業のほか、能登半島地震により被災した管渠の災害復旧工事を進め、下水道事業の普及・推進に努めるものでございます。

企業債につきましては、拡張事業費や改良事業費などの公共下水道事業債ほか6件について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

続きまして、**議案第12号** 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第11号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ、6億8,547万4,000円を減額するものでございます。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

国庫支出金では、私立認定こども園運営費に係る民生費負担金等の増はあるものの、土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費負担金や認定こども園施設整備事業に係る民生費補助金等の減により、3億6,765万円を減額するものでございます。

県支出金では、児童保育運営費に係る民生費負担金等の増はあるものの、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金等の減により、2,364万1,000円を減額するものでございます。

寄附金では、ふるさと納税寄附金に係る教育費寄附金等の減により、1,532万6,000円を減額するものでございます。

繰入金では、能登半島復興基金繰入金等の増はあるものの、財政調整基金繰入金等の減により、8,092万3,000円を減額するものでございます。

町債では、小中学校施設バリアフリー化整備事業などに係る教育債等の増はあるものの、農林

水産施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債等の減により、2億1,870万円を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

いずれも実績見込みによる事業費の確定が主なものでございます。

総務費では、ガバメントクラウド利用料などに係る電算管理費等の減はあるものの、避難所に設置する簡易トイレ、パーティション及びポータブル電源購入に係る防災拠点施設整備事業費等の増により、1,276万4,000円を増額するものでございます。

民生費では、児童手当費等の減はあるものの、認定こども園運営費などの増により、6,829万7,000円を増額するものでございます。

衛生費では、家屋等解体委託料などに係るコミュニティ清掃事業費災害補修費（地震）等の減により、7,683万4,000円を減額するものでございます。

土木費では、工事費に係る町道整備事業費（辺地）等の減により、2,129万1,000円を減額するものでございます。

災害復旧費では、実績見込みによる事業費確定により、公共土木施設及び農林水産施設の補助災害復旧事業費並びに単独災害復旧事業費を合わせ、全体で6億5,378万7,000円を減額するものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、戸籍事務費ほか24の事業について、それぞれの個別事由により、本年度中に事業の完成が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、中学生海外派遣交流事業について限度額を変更し、新たに津幡町合併70周年記念イベント及び防災啓発イベント開催費を追加し、期間及び限度額を定めるものでございます。

第4表地方債補正は、指定避難所防災機能整備事業ほか24件の事業について限度額を、及びこれらを含めた全ての地方債の利率を変更するほか、排水機場整備事業について追加し、限度額などを定めるものでございます。

次に、議案第13号から議案第18号までの、特別会計、事業会計の補正予算につきましても、年度末を控え、実績見込みを踏まえて増減調整を行うものでございます。

**議案第13号** 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、特定健康診査等事業費に係る保健事業費の減はあるものの、一般被保険者療養費等の増により、歳入歳出それぞれ89万9,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第14号** 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の減により、歳入歳出それぞれ209万9,000円を減額するものでございます。

次に、**議案第15号** 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、居宅介護サービス給付費などに係る保健給付費の増により、歳入歳出それぞれ、6,834万2,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第16号** 令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、町営バス運営費に係るバス事業費の減により、歳入歳出それぞれ314万4,000円を減額するものでございます。

次に、**議案第17号** 令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、収益的収入において、能登半島地震による修繕費補助金に係る営業外収益3,036万9,000円を増額、資本的収入において能登半島地震に係る工事費補助金169万8,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第18号** 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第4号）について。

本補正は、資本的収入において、建設改良事業費に係る企業債及び国庫補助金合わせて206万2,000円を増額し、資本的支出において、八反田川雨水幹線調査費に係る建設改良費212万4,000円を増額するものでございます。

次に、各条例の改正等について御説明申し上げます。

**議案第19号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院規則の一部改正に伴い、駐車場を利用する職員へ駐車場に係る通勤手当を支給することを定めるとともに、国が初任給調整手当について第二種初任給調整手当を新設したことに伴う、条文中の用語の整理を行う一部改正を行うものでございます。

次に、**議案第20号** 津幡町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目に包括宿泊費を新設するとともに、交通費等について定額支給方式から限度額を定めた実費支給方式に変更する改正を行うものでございます。

次に、**議案第21号** 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政の基幹業務システムの統一、標準化に伴い、住民登録のない事務処理上記録が必要な方の登録、管理を一元的に行う共通機能を使う事務について、マイナンバーの独自利用を行うものとして条例に定めるものでございます。

次に、**議案第22号** 津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、林野火災に関する注意報または警報が発せられた場合に、町長が火入れの制限を行うことができる規定を追加するとともに、火入れ許可申請書等の様式を規則に移行することを定めるものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、ふるさと納税制度を活用し、本町と連携協定を締結する大学等へ寄附をした場合に、人材育成基金から当該大学等へ支援寄附金を交付できる制度を創設することに伴い、本条例の一部を改正し、大学等支援寄附金を受け入れることができるよう定めるものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、近年のサウナブームにより、簡易的なサウナ設備が増加していることを踏まえ、一般サウナ設備と簡易サウナ設備等の管理、取り扱いについて新たに安全基準を規定するとともに、住宅における火災の予防を推進するため、感震ブレーカーの普及促進について明記する改正を行うものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険財政の健全化・安定化を図るため、国民健康保険税の税率及び税額を変更するとともに、賦課算定の仕組みを被保険者にわかりやすいものとするため、仮算定制度を廃止し、納期の変更について定めるものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、賦課算定の仕組みを被保険者にわかりやすいものとするため、仮算定制度を廃止し、納期の変更について定めるものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、人件費等が高騰していることに伴い、井戸の設置、変更に係る許可申請手数料を、現行の1件、12万1,000円から19万8,000円に改めるものでございます。

次に、**議案第28号** 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、条文中の参照条項に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡小学校区の放課後児童クラブ利用希望者数が増加し、現行の3施設では定員を大幅に超過するため、津幡小学校区に第4の放課後児童センターを追加する改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号** 津幡町史編さんに関する条例について。

本案は、本町の歴史の変遷を明らかにし、未来へ語り継ぐ津幡町史を編さんするため、津幡町史編さんの基本方針、編集及び刊行、その他町史編さんに関し必要な事項に関することを定めるものでございます。

次に、**議案第31号** 第6次津幡町総合計画基本構想について。

本案は、令和8年度を初年度とする第6次津幡町総合計画の策定につき、総合計画審議会による審議結果に伴う意見の答申を受けたことにより、まちづくりの基本理念及び方向性を示す基本構想について、津幡町総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第32号** 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、牛首辺地において、観光レクリエーション施設の整備を計画に追加するため、総合整備計画を変更するものでございます。

次に、**議案第33号** 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、下河合辺地において、河合谷ふれあいセンターの整備を追加するため、総合整備計画を変更するものでございます。

次に、**議案第34号** 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、種辺地において、町道菩提寺1号線の事業費を減額、及び菩提寺耐震性貯水槽の事業費を増額するため、総合整備計画を変更するものでございます。

次に、**議案第35号** 苧谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、苧谷辺地において、笠池ヶ原耐震性貯水槽の事業費を増額するため、総合整備計画を変更するものでございます。

次に、**議案第36号** 町道路線の認定について。

本案は、太田ほ122番地先を起点とし、太田ほ127番1地先を終点とする道路を、町道太田90号線として、道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、**議案第37号** 土地の処分について。

本案は、北中条及び南中条地内の開発行為区域内に存在する法定外公共物の道路及び水路のうち、事業者に帰属することになる9,634.14平方メートルの土地について、事業者である学校法人稲置学園に5,780万4,000円で売却いたしたく、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月23日付、及び1月30日付で専決処分を行いましたので、その概要について御説明申し上げます。

**承認第3号 専決第1号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号）**について。

本補正は、令和8年1月23日に衆議院が解散したことに伴い、同日付で歳入歳出それぞれ、1,621万9,000円を追加するものでございます。

歳入では、県支出金として、総務費委託金を追加するものでございます。

歳出では、総務費として、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費を追加するものでございます。

次に、**承認第4号 専決第2号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号）**について。

本補正は、歳入歳出それぞれ、9,800万円を追加するものでございます。

歳入では、特別交付税及び財政調整基金からの繰入金をそれぞれ追加するものでございます。

歳出では、土木費として、除雪委託料に係る道路除雪費を追加するものでございます。

これらは、いずれも早急に対応する必要があったため、専決させていただいたものでございます。

以上、本3月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長が詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第3号から議案第37号まで、並びに承認第3号及び承認第4号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時40分

## 令和8年3月5日（木）

## ○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
監 理 課 長	横 川 健 治	町民生活部長	宮 崎 寿
生活環境課長	由 雄 宏 一	健康福祉部長	山 嶋 克 幸
福 祉 課 長	長 陽 子	子育て支援課長	管 田 邦 雄
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
農林振興課長	藏 本 徹 也	商工観光課長	奥 村 利 勝
上下水道課長	森 光 敏	会計管理者 兼会計課長	田 中 健 一
消 防 長	高 戸 勇 一	消 防 本 部 庶 務 課 長	鈴 木 勉
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	北 山 ゆかり
教育総務課長	本 多 克 則	学 校 教 育 課 長	霜 明 晃
河北中央病院事務長 兼事務課長	細 山 英 明		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企画課係長	上 谷 武

○議事日程（第2号）

令和8年3月5日（木）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いいたします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

通告に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

まず最初に、感震ブレーカー設置促進事業費補助金の活用促進で地震による火災を防げということで質問をさせていただきます。

昨年5月に石川県地震被害想定調査結果が発表になり、県において感震ブレーカー設置促進事業が導入されました。

県が補助率2分の1、補助額最大3万円までの補助事業が昨年7月1日から開始されておりますが、普及があまり進んでいないようであります。

地震による火災は、大幅に減少するといわれている感震ブレーカーの設置が、まだまだ進んでいないことを憂慮し、本年2月の全員協議会でさらに、ブレーカー設置促進事業制度の周知徹底へ広報の促進に取り組みへの要請があったとの報告がございました。

感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知して自動的に電気を止めることで、電気火災を防ぐ器具であります。主に4種類あり、御家庭の状況に応じて選ぶことができます。感震ブレーカーの主な種類は4タイプありますが、ここでの紹介は省略をいたしますが、知りたい方は、石川県危機管理部消防保安課消防グループへの問い合わせや、ホームページでお問い合わせを行っていた

だきたいと思います。

電気火災は地震のあとにも起きる危険性があるそうであります。

地震では、停電復旧時の通電が原因で火災が起きることがあります。一説には、令和6年1月1日の能登半島地震後の輪島の火災の原因の一つであった可能性も指摘されております。

感震ブレーカーが設置されておれば、不在時でも自動で電気を止めて火災を防いでくれることになったかもしれません。

令和7年5月に公表した石川県地震被害想定調査結果では、全家庭に感震ブレーカーを設置した場合、火災による死者数・全焼棟数が約6割低減する結果となると言われています。

補助率2分の1で、最大で3万円補助の対象者は、1番目といたしまして、県内の戸建て住宅・共同住宅等に居住している方、各賃貸住宅含むとあります。

2番目に、賃貸住宅を所有する方、戸建て住宅・共同住宅等を含むとあります。新築時の設置も対象であります。また、町内会やマンション管理組合等による一括申請も可能だそうであります。

昨年5月7日、県の地震被害想定が27年ぶりに改訂され、県内や周辺の活断層で地震が発生した場合の新たな被害想定を公表しました。

その後の6月議会一般質問で、私は、その改定を受けて、町としての被害想定改定と対策を進めていく予定について質問いたしました。

町長の答弁は、石川県が公表した地震被害想定は、本町において最大震度7を観測し、建物被害が3,873棟、死者が87人、負傷者が419人、1週間後の避難者が1万1,860人の被害予測との報告でありました。

その説明のあと、石川県は、今回の地震被害想定調査において県民の防災対策の例として、建物の耐震対策、家具の固定、感震ブレーカーの設置、家庭内備蓄の促進などを示されました。

建物耐震化率の向上により全焼棟数や建物倒壊での死者数が8割あまりの減少となり、家具固定率の向上により家具転倒などでの死者数が6割の減少となり、感震ブレーカーの設置率向上により火災での全焼棟数及び死者数が6割減少と見込まれております。

さらに、家庭内備蓄の促進につきましては、最低でも3日分、可能であれば1週間分の食品や簡易トイレを各家庭で備蓄することが重要であるとされております。

これらの自助の取り組みを後押しするため、石川県は、6月補正案として住宅の耐震改修に関する補助制度の拡充や感震ブレーカー設置費用の補助制度を新設する方針を公表しています。

このような防災対策の周知徹底と自助の取り組み支援を図ることで、災害からの被害軽減に努め、安全安心なまちづくりを推進してまいりますとの答弁内容でありました。

今回質問の感震ブレーカーの設置率の向上により、全焼棟数及び死者数が6割減少するとのことですので、ぜひ普及を進めていただきたいと思いますので、制度周知の広報の徹底とあわせて県からの補助は2分の1であります。最大3万円までの補助となっておりますが、できれば町からの補助も加えて、全体で4分の3補助等の検討をしていただければ、設置率の向上に勢いがつくのではないかと思いますがいかがでしょうか

ちなみに、白山市では県の2分の1補助に加えて、市から4分の1を加えて普及に向けて4分3補助で進めているそうでございます。

矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の感震ブレーカー設置促進事業費補助金の活用促進で、地震による火災を防げとの御質問にお答えいたします。

感震ブレーカーにつきましては、平成26年3月に閣議決定されました、首都直下地震緊急対策推進基本計画の出火防止対策として、感震ブレーカー等の普及促進が位置づけられました。令和6年1月1日の能登半島地震で発生いたしました、輪島市朝市通りの大規模火災につきまして、総務省消防庁の火災調査の中で、室内の電気配線等に溶けた痕跡が認められたことから、出火原因については、地震の影響により電気に起因した可能性が考えられるとの見解が示されております。

このことを受け国は、令和7年11月12日付で省令の一部改正により、感震ブレーカーの普及促進を明記いたしました。これに伴い、本町の火災予防条例についても、本3月会議に火災予防条例の一部を改正する条例についてを議案上程させていただいております。

石川県では、昨年7月1日から感震ブレーカーの購入や設置に伴う費用の2分の1を補助し、補助上限額3万円とする感震ブレーカー設置促進事業費補助金制度を開始し、本町のホームページにも掲載しております。しかしながら、感震ブレーカーの設置は義務ではないことなどから、2月末日現在の申請件数は県内で190件であり、感震ブレーカーのさらなる設置促進、普及を図る観点から、本町消防本部でも申請受付業務の協力依頼を受け、3月1日から実施しているところでございます。

感震ブレーカーの設置は、地震発生時の電気火災防止対策として有効な手段と認識しており、本町におきましても、県補助金の上乗せを基本とした町補助金制度の創設に向けて、速やかに対応したいと考えているところでございます。

今後は、県補助事業の周知と並行し、感震ブレーカーの有効性を広く認識していただくため、区長会や自主防災クラブ連絡協議会等の関係機関への働きかけや、広報つばた、ホームページへの掲載、リーフレットを地区回覧するなど、町民の皆様に電気火災防止対策の周知を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ぜひとも進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、続いて2番目の質問に移ります。

持続可能な航空機燃料SAFの原料となる廃食油の回収をさらに進めよということで質問をいたします。SAFって何と、思う方は多いと思います。英語の頭文字でS A Fと書きますが、発音がちょっと間違えてたらごめんなさい。一応読ませていただきます。Sustainable Aviation Fuelというふうに書いてあります。ま、そういうふうを読むのかなと思いますが、頭文字をとった持続可能な航空燃料の略称で循環型の原料で製造された航空燃料を指します。

現在ジェット機を初めとする航空機に使われている航空燃料は、原油を精製してつくられています。SAFは、従来のジェット燃料に比べ、ライフサイクルでの二酸化炭素排出量を80%以上削減できる、安全で認証された代替燃料であります。ニートSAF、持続可能な航空燃料はバイオマスや廃食油などの原料から製造される航空機燃料で通常の化石由来燃料に比べて約80%のCO<sub>2</sub>削減効果があります。

日本では、国土交通省が実証実験を行い、フィンランドの工場で製造されたニートSAFを輸入し国内でのジェット燃料として混合するサプライチェーンを構築しています。

近年、SAFの原料への促進に向けたテレビのコマーシャルなど、目にすることが多くなってきております。

CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みとしては評価できるものであり、大いに進めていただきたいと願いますが、町での食用油の回収は進んでいるのでしょうか。

また、回収方法について、県内の自治体では、回収方法や回収後の処理・活用法は多様であると聞いていますが、当町でできる限りの廃食油を集められるよう知恵と工夫の取り組みでCO<sub>2</sub>削減の取り組みを進めていただきたいと願い、質問をさせていただきました。

町民生活部長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 宮崎町民生活部長。

〔宮崎町民生活部長 登壇〕

○宮崎町民生活部長 持続可能な航空機燃料SAFの原料となる廃食油の回収をさらに進めよの御質問にお答えいたします。

まず、SAFにつきましては、先ほど議員のほうから御説明がありましたので、繰り返しとなりますが、私のほうからもう一度説明をいたします。SAFとは、Sustainable Aviation Fuelの略で、持続可能な航空燃料と訳され、循環型の原料で製造された航空機の燃料のことを言います。廃食油や植物などバイオマス由来の原料から製造されるため、化石燃料から製造される従来の航空燃料と比較して、ライフサイクル全体で、二酸化炭素の排出を約80%削減できるとされております。

そのため、近年、航空業界全体ではSAFの導入に向けて積極的な取り組みが始まっており、国内航空会社では2030年までに燃料搭載量の10%をSAFに置きかえる目標を掲げ、国産化の推進や共同調達など各種促進策を展開しております。

本町では、各家庭から廃棄物として出される廃食油については、毎月1回実施される容器包装・資源物の計画収集に加え、常設資源回収施設つばたレコにて常時回収を行っているほか、各学校の給食で使われた廃食油も回収した上で、河北郡市広域事務組合に搬入しております。そこで回収された廃食油は、専門の事業者によって、主に塗料、石鹼などの原料としてリサイクルされるとともに、一部はSAFの原料として活用され、資源循環と二酸化炭素排出削減に寄与しております。

廃食油の回収方法については、町ホームページや毎年各家庭に配布する家庭ごみカレンダーにも掲載しており、町民の皆様にも周知されていると考えておりますが、さらに認識を広げられる余地もあると感じております。

本町の、廃棄物処理や資源物のリサイクルについては、河北郡市広域事務組合において行っており、かほく市や内灘町と連携し取り組みを進めております。廃食油の回収やSAFを含めた回収後の活用方法の充実・拡大につきましては、今後、関係する機関や両市町と協議を行うとともに、他市町の事例の調査を行いながら、二酸化炭素排出削減や資源循環に向けた検討を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほどの廃食油のことに関連してですが、我が家でも、家内と相談をしたところ、そんな面倒

くさいことできるかいねということで一蹴されてしまいましたけれども、現場はなかなか廃食油を届けて集めるというのは、かなり難しいみたいですね。廃食油は、結局処分が大変なので固形材で実際には処分している方が多いらしいという話をお聞きしました。そういう意味では課題がいくつあるかと思えますけれども、できればCO<sub>2</sub>削減に少しでも貢献できる形での収集について検討して進めていただければと思います。

以上で、私、14番、道下政博の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町実議員。

〔6番 小町実議員 登壇〕

○6番 小町実議員 議席番号6番、小町実です。

4期16年の実績を問うということで質問させていただきます。

令和7年12月5日の津幡町議会において、矢田町長は、次の世代に思いを託すことが最良の選択だと述べられ、次期町長選挙へは出馬しない意向を表明されました。

2010年の初当選以来、4期16年にわたり町政を担われ、任期満了となる4月24日まで残りわずかとなりました。

この16年を振り返りますと、本町は緩やかながら人口増を維持し、町の活気と可能性を着実に高めてきたと感じております。とりわけ、金沢星稜大学スポーツキャンパスの造成事業は、若者が行き交う新たな拠点として、将来への大きな期待を抱かせるものであります。さらに、子育て支援対策の充実、道路ネットワークの整備、企業誘致を見据えた工業団地の整備など、各分野におきまして持続的な町づくりを力強く牽引してこられました。

また、スポーツ分野におかれましても、本町は全国的な注目を集めています。

大相撲では、横綱大の里関、そして欧勝海関が本町出身力士として大活躍されております。さらにオリンピックで金メダルを獲得した川井姉妹の存在もあり、スポーツの町として全国にその名を知られるようになっております。話題の欠かせない町であることは、私も町民としても誇りに思うところであります。

そこで、今後の町政の要となる重要施策についてお伺いいたします。

まず、昨日、移転候補地が決定されました新しい公立河北中央病院の建設に向けては、将来を見据えてどのような機能を備えた病院を目指されるのか。町民にとって安心と信頼の拠点となる理想の病院についてお考えをお聞かせください。

次に、大変大きな計画ですが、津幡駅東口整備事業に関連いたしまして、東西自由通路の整備や東口開発、さらには旭山工業団地へ接続される新道路の整備により、交通利便性の向上と産業振興の加速が期待されております。この大規模な事業が町全体にもたらす具体的なメリットをどのように描いておられるのか、想定される課題とその対応策についても御見解をお示しください。

最後に、4期16年という長きにわたり町政を担われた、矢田町長御自身にお尋ねいたします。

この間の数々の実績の中で、特に成し遂げたという実感される取り組みは何だったのでしょうか。また、町長として最も心に残っている出来事は何であったのか。次代へ思いを託される今だからこそ語れる、率直なお気持ちをお聞かせください。

矢田町長の御答弁をお願いいたします

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の4期16年の実績を問うとの御質問にお答えいたします。

初めに、新しい公立河北中央病院についてでございますが、昨日の提案理由でも述べましたが、町民にとって安心と信頼の拠点となる理想の病院とは、必要なときに適切な医療を安心して受けることができ、地域に暮らす全ての方々の健康と生活を将来にわたり支える存在であると考えております。そのためには、救急医療や急性期医療に確実に対応できる体制の構築を初め、高齢化の進行を踏まえた回復期医療や慢性期医療、さらには在宅医療や訪問診療との連携など、地域の実情に応じた機能を備えた病院を目指すことが重要でございます。

また、医療の質と安全性の確保はもとより、医師や看護師など医療従事者の確保と育成に努め、安定した医療提供体制を維持することが、町民の信頼につながるものと認識しております。加えて、地域の医療機関や介護・福祉施設、行政との連携を一層強化し、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築することで、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができる環境を整えてまいります。

新たに整備を進める公立河北中央病院におきましては、こうした地域に必要とされる機能を備えた病院を目指すとともに、町民の皆様へ寄り添う病院づくりを進めてまいります。

また、災害時においても地域医療を守る拠点としての役割を果たすことができる体制を整え、平時から非常時まで町民の安心を支える病院を目指してまいります。

次に、津幡駅東口整備事業についてでございますが、本事業は、津幡駅における東西自由通路及び東口の整備や周辺の開発を通じて駅周辺の利便性と回遊性を高め、本町の玄関口としての機能を総合的に高める重要な都市施策であります。これにより、通勤・通学時の安全性の向上、公共交通の利用促進、駅周辺への人の流れの創出が図られ、商業活動の活性化や居住環境の向上など、町全体への波及効果が期待できるものと考えております。

また、旭山工業団地へ接続する新道路整備は、本町の将来発展を見据えた戦略的なまちづくりの柱の一つでもあります。物流や通勤の利便性向上により企業活動の活性化を促すとともに、沿線や周辺において計画的な住宅地整備を進めることで、定住促進と人口増加につながり、産業と居住が調和したまちの形成が図られるものと考えております。

一方で、本道路整備事業は規模が大きく、事業費も高額となることから、財源の確保が課題となりますが、今後、県道としての整備要望も含め、各種補助金の活用や官民連携など、あらゆる方向において検討や働きかけを行うことにより、必ず克服できるものと考えております。

最後に、津幡町長として特に成し遂げたと実感される取り組みは何かについてでございますが、一番に上げられるのは、町民の皆さんが長年望んでいた屋内温水プールアザレアの開業でしょうか。そのほか、役場新庁舎の完成、子供たちが豊かな自然の中で農業体験などができる宿泊体験交流施設、河愛の里キンシュレの完成、雇用の創出を生むための企業誘致推進の拠点となる工業団地の造成や交流人口の活性化を図るための誘致事業としての金沢星稜大学スポーツキャンパスの誘致、子ども医療費の無償化、小中学生の給食費の無償化、こども科学館の開設、小学生国内派遣交流事業など、さまざまな事業を実施し、元気なまち津幡町をアピールしてまいりました。さまざまな事業を実施してきた中で、町民の皆様へ、津幡町に住んでよかった、孫の世代その次の世代まで住んでいきたいと思っただけのまちづくりができているという評価がいただけるのであれば、それが、私の町政の取り組みが成し遂げられたという大きな成果であり、実績にな

るのではないかと考えております。

また、最も心に残っている出来事については、やはり、東京オリンピックで、金メダルを獲得した川井姉妹の活躍、角界で活躍する、横綱大の里関、欧勝海関の2人の関取誕生でしょうか。本町出身のこれからの担う若い皆様が、厳しいスポーツの世界で日々精進し、努力を重ねる姿を見ると感慨深いものがあります。皆様には体調に気をつけて今後も御活躍していただければと思います。

12月会議の答弁でも述べさせてもらいましたが、津幡町長を務めました4期16年は、大変幸せで多くの仕事をさせていただいた16年だったと思っております。

これも全て副町長や教育長初め、職員の皆様のおかげであり心から感謝しております。また、議会の皆さんにも時には激励もいただきながら御協力を賜りました。いろいろな事業に御理解をいただいた津幡町民の皆様にも大変感謝しているところでございます。

町民の皆様には4期16年にわたる長年の御支援と御理解をいただき、心から深く感謝を申し上げます。今後におきましても、残すところ2カ足らずの任期となりましたが全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き津幡町の発展のために、皆様の御支援と御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。御質問の答弁とさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

河北中央病院の移転の問題、また工業団地に抜ける新しい道路、この2つに関しましては、僕もそうですし、町民の皆様も大変大きな期待と興味のある案件化かと思っております。また、一日も早く完成できるよう、お願いしたいと思っております。

また、今後とも残りわずかとなりましたが、町政のためにまた御尽力を一つまたよろしく願いたいと思います。

2問目の質問に入りたいと思います。

横断歩道の安全対策についてということで、ここ数年、交通事故の発生件数は車の安全性の向上などや、町民の交通安全の意識とともに減少しているようでもあります。これは大変喜ばしいことですが、横断歩道のマナーはいま一つだと思っております。

JAFの実態調査によると、2025年の全国平均一時停止率は56.7%。石川県では、80%の車が止まっているということで、JAFの実態調査の結果が公表されております。しかし、まだ全部の車が停止しているわけではありません。

横断歩道があるところを知らせる標識が構造物で見えにくくなったり、横断歩道そのものが道路標示の舗装がすり減り、視認しにくい場所もあります。すり減った表示の修繕を積極的に行うとともに、視認しにくい場所をなくし、運転者側から横断歩道が見えにくく、止まりたくても止まれないという場所もあり、横断歩道の表示なども工夫すべきかと思っております。

町内の横断歩道における安全対策についてお伺いいたします。

まず、河北中央病院前の横断歩道では、実生こども園が立地しており、日常的に園児や保護者の往来もあります。加えて、病院利用者、とりわけ高齢者の通行も多い場所であり、学生などの交通弱者が集中するエリアでもあります。

また、役場近くの津幡中央公園前におきましても、横断歩道で、ひやっとする場面を見るとの声を聞いております。かなりのスピードで走行する車を見かけます。公園は子供連れの利用が多

く、休日や晴天には横断者が増加いたします。特に夕方の時間帯は、薄暮の影響にもより視認性が低下し、運転者が歩行者に気付くのが遅れる傾向にもあります。子供たちは背丈が低く、高齢者は歩行速度が遅いことから、事故につながる危険性も決して小さくはありません。

一方で、道路照明の増設、横断歩道の標示の高輝度化、カラー舗装、減速表示の強化、注意喚起看板の設置などは、町が主として取り組める分野でもあるかと思っております。

そこでお尋ねいたします。河北中央病院前、また津幡中央公園前の横断歩道につきまして、現在町はどのような危険認識を持っていらっしゃるのでしょうか。また、所轄警察署及び石川県公安委員会などどのような協議を行っているのか。さらに、感应式警告灯の設置要望、夕方時間帯の交通指導、取り締りの強化、ゾーン指定や減速規制の見直し、横断歩道照明の重点整備など、具体的な対策について協議、要望する考えはありますかお伺いいたします。

安心して通園できる環境、安心して公園を利用できる環境を整えることは、信頼にも直結するかと思います。町として主体的に警察と連携し、実効性ある安全対策を講じるべきだと思いますが、町交通安全協会の所管でもあります、由雄生活環境課長の御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 横断歩道の安全対策についての御質問にお答えいたします。

御質問の2カ所の横断歩道につきましては、いずれも市街地にあり、近くに公園、病院、こども園などがあることから、園児や児童、高齢者を初め、多くの住民が利用する場所です。またどちらも幹線道路であり、相対的に車両の通行量も多い路線となっております。

町内の横断歩道利用の安全性につきましては、当該箇所も含めまして、関係機関のさまざまな方法により、通年で確認や対策が行われております。

津幡警察署におきましては、日常パトロールの結果を踏まえて、年に2回程度、路面標示の補修を行い、安全施設の視認性向上により、交通安全の確保を図っております。県道、町道の道路管理者では、定期的なパトロールや安全施設の設置、修繕により、道路全体の安全確保を図っております。教育委員会においては、毎年1回、生活環境課も含めた関係機関参加のもと、通学路合同点検を開催し、危険箇所の洗い出しを行い、必要な安全対策を検討、実施する取り組みを継続して行っております。

御質問の2カ所につきましては、周辺状況及び車両や歩行者の通行量から、本町として注意を払うべき場所であると認識しており、津幡警察署としても、歩行者横断中における重大な事故が発生するおそれがあることから、横断歩行者妨害に関する取り締まりを行っているとのことです。

通学路合同点検においては、この2カ所に関する特別な安全対策の課題は上がっていないことから、現時点で新たな対策について検討は行われていないものの、横断歩道を含む道路利用者の安全対策については、引き続き、警察を初め関係機関と連携し、協議を続けてまいります。その中で、御質問にあります安全対策についても、地域の要望を反映しながら、必要に応じた対策を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 この2カ所に関しましては、僕も常々、近くに住んでいる関係で通るところではあるんですけども、非常にひやっとするところもあります。自分もあつていう時もあるんですけども、また事故のないことを願ひまして、また一つ対策、いろんな対策があると思うんで

すけども、一つでもまたかなうように一つよろしくお願ひいたします。

以上です

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町実議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、地域団体による防犯カメラの設置に対する補助についてです。

防犯カメラを設置することによって得られる三大効果として、犯罪抑止、証拠撮影、安心感が考えられます。

プライバシーとの関係などによって、その設置が嫌悪感を生じさせないわけではありませんが、防犯意識の高揚にもつながり、また集会所など地域コミュニティのためのパブリックスペースに対する迷惑行為の予防にもなると思われることから、住民生活を守る大きな役割を果たしてくれるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

安全で安心なまちづくりを推進するために、防犯カメラの設置に対する補助制度を設けている基礎自治体があります。

石川県内では、穴水町が防犯カメラ設置補助金交付要綱によって詳細を定め、商店街や町内会などを対象に、補助対象費の合計額の2分の1かつ15万円を限度として補助事業を実施しています。

また、お隣のかほく市でも補助金交付要綱によって詳細を定め、自治会や女性会、老人クラブなどの地域団体、そして事業者を対象に、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額かつ1カ所につき30万円を限度として補助事業を実施しています。この事業については、令和6年4月1日から補助金の上限額が15万円から30万円に引き上げられました。

ほかにも、小松市では、町内会施設整備補助金（セルフビルド方式）交付要綱に基づき町内会を対象団体として。加賀市では、町内会や地区区長会、まちづくり推進協議会、そして事業者を対象団体として。白山市では、町内会のほか、市内に住所を有し自ら居住する一戸建て専用住宅の世帯主やこれに準ずる者、市内に住所を有するアパート等の共同住宅等の所有者または管理者等を対象として。能美市では町会または町内会を対象として。野々市市では町内会を対象として。そして輪島市では、町内会などを対象として、令和7年10月1日以降の設置に対する補助事業を実施しています。

当町議会では、これまでも防犯カメラの設置に係る複数の一般質問がなされてきました。直近のものとして、平成30年3月会議における当時の角井議員による、防犯カメラ設置補助金交付要綱を策定し、地域の要望があった場合、助成できる仕組みができないかという質問に対し、町長が、区に対する補助制度については、区の負担割合や実際に運用する場合におけるプライバシー等の管理方法など課題も多いことから、先進事例を調査、研究してまいりたい旨を御答弁なされています。

この質問から8年が経過しようとしているわけですが、当時と比べ社会状況や体感治安、生活環境などにも変化が生じていると思われ、こうしたことに的確な対応をとっていくことによって、

安全で安心なまちづくりにつなげていくことが求められているのではないのでしょうか。

区や地区振興会、（仮称）まちづくり協議会などの地域団体を対象として、防犯カメラの設置に対する補助事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、生活環境課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 竹内議員の地域団体による防犯カメラの設置に対する補助についての御質問にお答えいたします。

御質問の、防犯カメラ設置に対する補助金制度の創設につきましては、平成30年3月会議において、課題等があることについて答弁させていただいております。町内への防犯カメラ設置につきましては、プライバシーへの配慮などが課題になるものの、犯罪抑止による地域住民の安心感向上など、地域の安全性を高めるためには有効であると認識しております。

県内の他市町の補助制度の導入状況につきましては、今ほども話がありましたが、半数以上の自治体で制度が制定されており、以前に比べて導入が進んでいると見受けられます。プライバシーの課題はありながらも、地域住民の犯罪抑止意識の高まりもあり、防犯カメラ設置の気運が醸成されつつあると認識しております。

地域住民の要望に基づき、地域団体が主体となり設置する防犯カメラへの補助制度につきましては、依然として、財源の確保やプライバシー保護の配慮などの課題が上げられますが、犯罪の少ない、安全・安心なまちづくりの一助となるよう、津幡警察署との協議や先進自治体の事例や課題を参考にしながら、制度創設の可能性について検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 制度創設の可能性について検討していきたいということなので、まだまだハードルは高いのかなとも思いますが、御紹介もしたとおり、県内の幾つかの基礎自治体では、既に補助事業を実施できているわけですので、これらの研究材料、それから参考材料となる先進事例、こちらについてもまた改めて研究としていただき、ハードルとなっている課題を一つずつクリアしながら、制度設計を進めていただき、できるだけ早期に実現いただけるように、これは結構、潜在的なニーズというものはあると思いますので、ぜひ進めていただければと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、子育て支援策の拡充などについてです。

令和5年3月会議における町政一般質問では、子供のウェルビーイングと子育てへの支援についてお聞きしています。

子供のウェルビーイングとは、その道の第一人者である木村直子博士によると、子供が心安らぐ安定した生活環境を持ち、希望や夢への期待を持って生活できる状態のこととされており、子供の権利の尊重と自己実現に関係する極めて重要な概念といえます。

このときの質問に対しては、引き続き、町の未来を担う子供への投資といたしまして、保護者の子育て支援の拡充を図るとともに、子育てへの支援として、主体的に行動できる子供を社会全体で育てる施策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますと極めてポジティブな御答弁を矢田町長がなさっているとおおり、子供の最善の利益を図るべく、子供に係る施策を力強く推進し

ていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。石川県議会において令和7年12月16日に開催された予算委員会では、福村章県議が子ども医療費の問題について取り上げています。

これは、子供の医療費に係る県費負担を、現行の就学前までから小学校卒業までに引き上げるべきことを求めたものです。

これに対し馳浩知事は、令和6年度の実績で申し上げると、県から市町へ約1.7億円を支援し、市町ではそれを財源に約2倍となる約3.3億円の子育て支援事業が展開されました。具体的には、保育料無償化や学校給食無料化、予防接種費助成、おむつクーポン、遊具整備などであります。各市町が地域のニーズや実情に応じた子育て支援の充実につなげており、大きな効果があったと評価しております。

途中略しまして、子育て先進県を目指す以上は、まずは小学校6年生までと。ただ、そうは言っても約6億円ほどの財源をどう確保するかという問題と、今ほどお尋ねの小学校6年生までとした場合に、市町でその財源を基にして放課後児童クラブの充実など、子育て支援策の拡充に加えて、新たに不登校、いじめ対策、あるいは教育施策の拡充にも活用いただきたいと考えています。今後、市町との間で、実施の時期、そして拡充事業のガイドラインなどを含めて具体の協議をさせていただきたいと答弁を結んでおられます。

これを受け、石川県では令和9年度から、子育てに関する負担の軽減・子育て世帯への経済的支援のため、乳幼児医療費助成、入院・通院ともに就学前までに係る費用として6億円の負担を予定しているようです。

来る令和9年度からは、子ども医療費の助成事業に係る費用について、県費負担が拡張されることになることから、小学校6年生までの分に関しては財政負担を考える必要がなくなり、このことによって、これまでのいわゆる裏負担であった部分を子育て支援策の拡充に充てるなどすることが可能となります。

こうした好機を的確に捉え、子育て・子育ての支援につながる新たな取り組みが求められるのではないのでしょうか。

石川県によるこうした動きを受け、子育て支援策の拡充について、どのように対応していくお考えでしょうか。

続いて2点目です。いわゆる学童保育について、利用児童の増加に伴い、令和8年度から津幡小学校区に1クラブを追加するための予算が計上されていますが、こちらにつきましては依頼分科会における審議に、まずは委ねなければなりません。

児童福祉法によると、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされています。

津幡町では公設民営によって事業が実施されているわけですが、適切な遊び及び生活の場を与えることが要請されていることから、心理的安全性はさることながら、施設そのものには耐震性を備えるなど構造面での安全性が求められることは言うまでもありません。

町内の放課後児童クラブの中には、経年による劣化が見受けられるプレハブの建物を利用しているものもあるようですが、このような施設について、暴風や積雪、耐震性など構造上の安全面

において問題はないのでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 子育て支援策の拡充などについての御質問にお答えいたします。

本町の子ども医療費助成は、18歳に達する年度末までの児童を対象に、保険適用後の自己負担額を全額助成しており、令和7年度は約1億6,000万円を見込んでおります。このうち、石川県は就学前児童分の2分の1を補助しており、小学生以上分は町が全額を負担している状況にあります。

議員御質問のとおり、先般、石川県は令和9年度から子ども医療費の助成対象を小学校卒業までに拡大する方針を示しました。試算したところ、本町の財政負担が約2,000万円程度軽減される見込みであります。

この財源を活用した子育て支援策の拡充については、県が令和8年度にガイドラインを示すと伺っております。同ガイドラインを参考に、本町の実情に合った施策の実施について検討してまいります。

次に、放課後児童クラブについてです。小学校に通学する児童に占める放課後児童クラブの利用率は年々上昇しており、令和7年度は4割弱となっております。中でも津幡小学校区の利用率は高く、令和7年度は5割近くであり、令和8年度は5割を超える見込みであります。

また、令和7年度は国の方針として示されてる、定員のおおむね2割を受け入れており、このままでは、令和8年度に3割以上の超過となる見込みであります。この状況では待機児童が発生するおそれがあることから、クラブを1つ追加するものです。就業される保護者の支援と児童の安全で安心な環境の確保をするため、ご理解をお願いいたします。

次に、御質問のプレハブ施設についてですが、現在、町内には6つのプレハブ施設があります。このうち、条南・井上にある2施設が最も古く、平成22年に設置しております。6施設とも軽量鉄骨造の平屋建てで、新耐震基準に適合した構造となっております。骨格材の肉厚等の条件により法定耐用年数は27年で、現実的な使用年数は平均20年程度と想定しております。現時点では、構造上の安全面に大きな問題はないと考えております。

しかしながら、条南・井上の2施設が設置から16年を経過すること、また、経年劣化が見受けられるため、設置年数の古い施設から計画的に、修繕や建てかえを検討する必要があると考えております。あわせて、検討に当たっては、今後の各小学校区の児童数の推移見込み等も参考としながら、分割や統合といったことも含め、総合的に判断してまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 1点だけ再質問をお願いいたします。

2点目でお聞きしたプレハブを活用しているやつの構造上の安全面について、現状においては、問題がないと御判断されているということなんですけども、安全性に問題がないということについて、例えば専門業者等の調査を受けたとか、そういうことによって、今において例えば、積雪も結構急激に1メートル積もったりとかすることもないとは言い難いし、能登半島地震よりも強い地震が来るかもしれない。森本富樫断層が近くにあったりとか、そういうことも考えられるん

ですけれども、絶対かというと、ほぼほぼそういう大きな地震とか急激な積雪、それから暴風があったとしても、構造上強度については問題ないと断定できているという理解でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 ただいまの再質問にお答えいたします。

現時点では、構造上問題ないと考えているということでございます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 これ以上再質問はやめておきますけれども、この問題につきましては、当該の学区の学童保育の運営審議会であったり、地区新興会がかなり関心を持っている課題ですので、適切な御対応を今後も引き続き取っていただければとお願い申し上げたいと思います。

そして、子ども医療費の裏負担が令和9年度から2,000万円浮くのではなかろうかという試算をしていただいたそうなんですけれども、結構大きな額ですので、ここについても本当に貴重な財源となると思いますので、ぜひ子育て、子育てに関する施策っていうもの、手厚い施策を進めていただければとお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、3項目め、職員定数の管理についてです。

1月21日から翌2月3日までを期間としてパブリックコメントも実施され、この3月会議では基本構想に係る議案が上程されたところでもあり、いよいよ第6次総合計画の策定が大詰めを迎えているわけですが、まちづくりの最上位計画を推進し施策を着実に実行していくためには、その策定と合わせて、持続可能な組織体制を整えておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1点めです。令和3年9月会議での町政一般質問において、公務員の定年の段階的引き上げについてお聞きしました。その内容について確認するならば、持続可能な町行政のためには職員の年齢構成の均衡を図る必要がありますが、定年の引き上げは全体的な職員数にも関係してくるため、新規職員採用の抑制につながりかねないことが懸念されます。定年の引き上げの影響等を反映させた町職員の定員適正化計画の策定が必要と考えますが、いかがでしょうかというものです。

これに対し、現在、定年の引き上げを踏まえた定員適正化計画、これは仮称になりますが、策定に取り組んでいるところであり、定年引き上げにかかる関係条例及び規則とあわせまして、早期に議会にお示しできるよう進める旨の答弁がなされています。

策定に取り組んでいるところであり、早期に議会に示せるように進めるの答弁がなされてから4年6カ月となるわけですが、いまだ議会にお示しいただけていません。

ここに至るまでの、策定に係る取組状況はいかがでしょうか。

また、策定に長期間を要していることになりましたが、その理由については、いかがでしょうか。続いて2点めです。

総務省が公開する、令和7年4月1日現在の市区町村職種別職員数（一般行政部門）と、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口を参照し、職員1人当たり人口を単純に算出してみますと、津幡町は、人口3万7,521人に対し一般行政部門職員が185人であるため、小数点以下を切り捨てますと202人となっており、職員1人当たり人口のボリュームが大きいように思われます。

参考として石川県内の他町を見てみると、お隣の内灘町は人口2万5,662人に対し一般行政部

門職員が141人であるため182人。川北町は6,041人に対し71人のため85人。志賀町は1万7,609人に対し190人であるため92人。宝達志水町は1万1,822人に対し107人であるため110人。中能登町は1万6,529人に対し180人であるため91人。穴水町は6,907人に対し79人であるため87人。能登町は1万4,331人に対し181人であるため79人となっています。

子育てや教育、福祉、産業振興、防災減災、生活環境など自治体が担う業務、言うなれば守備範囲は広範にわたるわけですが、その品質を高め、多様な価値観を背景に高まる住民からの期待にも応えていかなければなりません。

少子化と人口減少によってさまざまな分野で人材不足が顕在化してきているわけですが、持続可能で質の高い行政サービスを住民に提供していくためには、職員定数の適正な管理が鍵を握っていると言っても過言ではないのではないのでしょうか。

業務量とマンパワーのバランスが保たれていることは当然のことですが、住民の期待に応え得るサービスを提供する上で、現状の職員1人当たり人口についてどのようにお考えでしょうか。

また、少子化と人口減少のもとで、質の高いサービスの提供が求められることになるわけですが、あるべき職員定数の管理について、どのようにお考えでしょうか。

以上、総務部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 職員定数の管理についての御質問にお答えいたします。

初めに、定員管理計画の策定が遅れていることについて、お詫び申し上げます。

定員管理計画は、行政の効率的な運営を確保するために非常に重要なものであり、適切な人員配置を行うことで、サービスの質を向上させることが期待されます。

今回の遅延の主な要因として、まず大規模災害への対応が上げられます。特に、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により優先すべき業務が増加し、定員管理計画策定作業に必要なリソースを確保することが困難な状況となったため、計画の策定が遅れる結果となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、行政のあり方、考え方が大きく変化したことも少なからず定員管理に影響を受けております。

定員管理計画の策定につきましては、本年4月の議会全員協議会にてお示しできるよう現在作業を進めているところでありますので御理解をお願いいたします。

次に、現状の職員1人当たりの人口についての考え方ですが、定員管理の観点からは、それぞれの地域の特性により行政事情が異なるため、単純に職員1人当たりの人口を指標とするのではなく、国が示す客観的な指標である、類似団体職員数、定員回帰指標、定員モデルを用いて職員の標準的人数を参考としております。令和7年4月1日現在、本町の職員数は、普通会計、上下水道会計の職員のうち福祉職等現業職員を除く一般行政職は203人となっており、いずれの指標で示される標準人数よりも低くなっております。

しかしながら、職員の年齢構成や退職者の推移、財政事情や業務量等総合的に勘案し、年度ごとに必要な新規採用職員数を検討し、適正な人員管理に努めているところであります。

近年の職員の多様な働き方、考え方による若年層の早期退職に加え、男女を問わない育児休業取得の推進、長期の病気休暇取得や大規模災害への対応、さらにはデジタル化の進展に伴う業務の変化により職員の負担が増加している現状があることから、必要な職員数を確保するための施

策を講ずる必要が生じております。具体的には、職員の業務負担を軽減するための業務の効率化、マニュアル化やデジタル技術の導入を推進していくとともに、会計年度任用職員、任期付採用職員、臨時的任用職員等の多様な職員採用のあり方や民間への業務委託も視野に入れながら、柔軟に人材確保を図っていくことも重要であると考えております。さらに、職員の定年引き上げに伴う制度の円滑な施行を進めることで、職員の経験を活かしつつ、若手職員の育成にも力を入れてまいります。

これにより、職員数の適正化を図り、住民の皆様に対してよりよいサービスを提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

今後とも、職員数の適正管理に努め、地域のニーズに応じた質の高い行政サービスを実現してまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 ちょっと意地悪な質問だったのかもしれないんですけども、まさに御答弁の中にもございましたが、自然災害であったりとか、新型コロナウイルスへの対応とか、行政の役割の時代による変化などによって、こういうときこそ、職員の定員適正化計画が必要になるのかなと思いますので、早期のお示しもいただけるということですので、それを待ちたいと思います。

あの、先ほどの2項目めの質問のところ、私、質問したわけではなかったんですけども、一部お答えいただいて、別にこれは、事前審議をしようとしたわけでも何でもない、その辺についてはお断りを申し上げたところで、以上、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

通告に従い、3問質問させていただきます。

1問目は、県水停止時の町の対応策についてです。

先月2月10日、白山市の鶴来浄水場が取水する手取川で油の混入が確認され、県水の供給制限が行われました。

県水停止時の当町における影響については、2月17日の議会全員協議会において確認させていただきましたが、県水停止による影響について気にしている町民が多いこと、また当時、一時的にスーパーやドラッグストアなどで、飲料水が少なくなるなどといったこともあったようですので、当町において、給水停止による影響は、どれくらいなのか、町民に広く周知をする意味も含めて、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回のように、県水の供給制限や停止が行われた場合、町の浄水場のみでどれくらいの供給が可能なのでしょうか。

本町における県水と自己水の割合は、調べた限り、県水が約55%、町内浄水場による自己浄水が約45%と、県水への依存度は、それほど高くはありませんが、どれくらいの時間、供給が可能なのか。逆に、町の浄水場が使えなくなり、県水のみとなった場合においてはどうでしょうか。

次に、県水、浄水場ともに完全に供給ができなくなり、断水となった場合の対応について伺います。

給水ができなくなるケースとして、県水の停止、町浄水場の停止、両方ともに停止した場合が

考えられます。

影響範囲から考えた場合、県水が停止した場合は、13市町に影響するため、県内からの供給はあまり見込めず、県外からの供給も他市町との争奪となり、十分な配分が期待できないと考えられます。

一方、町の浄水場に被害があった場合は、比較的近隣からの供給が期待できると思うのですが、近隣自治体や業者などを含め、何らか協定のようなものは結んでいるのでしょうか。

トイレカーについては、導入に合わせて災害時に全国20の自治体や民間企業からトイレカーを受け入れる応援協定を結んだと新聞報道されておりましたが、給水車や支援物資による水の提供などについては、どのようになっているのでしょうか。

5年7月豪雨や6年能登半島地震の際にも知らされているかもしれませんが、再確認の意味も含めてお願いいたします。

また、先日、白山市において、地下水から基準値を超える有害物質PFASが発見されたことで、超過が確認された地下水の井戸から半径約500メートル内の住民に井戸水を飲むのを控えるよう呼びかけ、県の検査で安全が確認されるまで市が飲用水を配る事態となりました。

本町の浄水場も井戸からくみ上げた水を配水しているようですが、本町における浄水場の水質検査は、どのように行っているのか、検査方法、頻度、基準などについて教えてください。

また、今回の手取川での油の混入や白山市での事例を受けて、検査方法の見直しや追加の検査等、対応の変化や今後の対策について検討されたことがありましたら、あわせて教えてください。

最後に、今回の県水の配水制限について、翌日の新聞を見て初めて知った人や全く知らない人もおりました。水の供給は、いわばライフラインでもあります。

白山市のように、人体に影響が出るような場合は、周知漏れは絶対に避けなければなりません。

町のLINE等に登録している人には、節水のお願いや状況など、逐次連絡がありましたが、LINE以外では、どのように周知を行ったのか。

また、今後、より多くの、さらに言えば全町民に周知を図るために、どのような方法を検討しているか。

以上、町民の生活水の確保、安全確保の観点から、本多産業建設部長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 柴田議員の県水停止、町の対応、対策はの御質問にお答えします。

初めに、県水の受水停止が起こった場合、どれくらいの時間給水が可能かとの質問ですが、制限を行う時間帯にもよりますが、市街地ではおおむね6時間は給水することが可能であり、山間部では別に配水池がありますので、1日程度は給水が可能であります。

次に、町の浄水場が停止し、県水のみとなった場合については、石川県との受給協定書に基づき、県水の受水量を増量することが可能で、浄水場が復旧するまでの間、県水のみで給水を行うことができます。

次に、県水と町の浄水場ともに停止した場合の応急給水体制ですが、非常時には日本水道協会石川県支部を經由して全国から給水車の派遣が行える体制を整えておりますので、別途協定は締結しておりません。能登半島地震の際には、日本水道協会より派遣された愛知県岡崎市、一宮市や豊田市など各自治体から給水車の応援により、迅速に対応していただきました。

次に、浄水場の水質検査の頻度や項目についての御質問ですが、水道水は法令によって51項目の水質基準が定められており、水道事業者は供給する水道水が基準に適合していることを確認するため、定期的に水質検査を実施することが水道法にて義務づけられています。

役場に隣接する浄水場では、この水道法に基づく水質基準項目検査を原水と浄水直後で年1回行っております。加えて、51項目のうち水質管理上の重要項目として、六価クロム、塩素酸など26項目については、3カ月に1回。一般細菌、大腸菌、マグネシウムなど11項目については毎月。残留塩素、臭気、濁度、色については毎日、浄水直後で水質検査を行っております。

また、水道法に基づく水質基準項目ではありませんが、有機フッ素化合物、PFAS（通称パーフラス）を含む19項目については、より安全で質の高い水を供給するために水質管理目標として、浄水直後で年1回、水質検査を行っております。

白山市工場敷地内で発生した、地下水に有機フッ素化合物、PFASが検出された問題については、町の浄水場周辺には汚染源となるような工場などは存在しておりませんが、有機フッ素化合物、PFASについては水質検査を実施し、安全を確認しています。なお、この有機フッ素化合物については、水道法改正に伴い令和8年度からは監査項目として3カ月に一度の水質検査が義務付けられ、検査頻度の見直しを行っているところです。

次に、県水一時停止における町民への周知の御質問ですが、先月10日に起こった県水の油混入による給水制限では、一報を受けたのは17時を過ぎていた時間で、水の使用がピークとなる時間帯の給水制限でありました。そのため、事前に水を貯めるという行為ができず、県水からの情報も入らず、いつまで給水制限が行われるかわからない状況で、緊急にLINEとホームページでお知らせする形といたしました。今回の事案を受け、防災担当の総務課とも連携を行い、防災無線など幅広く町民に周知できる方法を検討していきたいと考えております。

今後、県と受水市町との連絡会議が予定されており、情報提供のあり方や対応マニュアルが見直されることになり、町としても、さらに水のリスク管理の実効性を高めていきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

引き続き、安定的な供給に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

これまでは、災害時における給水停止等は想定していたかもしれませんが、今回のような災害以外での不足の事態や人為的なものも、考えたくはありませんが、今後あるかもしれません。

そういったことも含めてですね、さまざまなケースを想定して、対応をお願いしたいですし、また町民の周知につきましても大きな課題だと思いますので、引き続きですね、お願いしたいと思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目は、教員の働き方改革についてです。

前回の一般質問で、民生児童委員のなり手不足について質問をさせていただいた際、教員のなり手不足などさまざまな分野でなり手不足が問題となっていると指摘をさせていただきました。

また、これまでも、いろいろな形で、教員の働き方改革について質問をしてきたのですが、先月行われた予算内示会において、教員の働き方改革につながるさまざまな事業が予算化されておりましたので、関連して、幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。

特別支援教育支援員の増員、スクールサポートスタッフの増員、また来年度から新たに2つの部活動が地域展開されていくとのことで、今後、さらなる負担軽減に期待が持たれるところでございます。

そこで、まずは、これまで行ってきた改革での成果・効果について教えてください。

スクールサポートスタッフの導入による効果、部活動地域展開による効果、またこれは数年前であります、中学校での自動採点システムの導入による効果など、導入前後でどれだけの負担軽減となっているのか、個別での効果が難しい場合はまとめてでも構いませんので、よろしくお願いたします。

続きまして、スクールサポートスタッフについてです。

スクールサポートスタッフについては、年々増員がされており、各校1人配置まであと1人のところまでできました。

スクールサポートスタッフとは、学校業務補助が主な役割で、教員免許を必要としない事務補助等を行うものですが、一方でスクールサポートスタッフの業務に就いたが、サポートする仕事がなく、掃除や草むしりなど、本来の業務要件にない仕事をさせられた、仕事がなくやむを得ず辞めたといったことが、当町ではそういうことはないと思いますが、ネットやコミュニティなどで報告されているのですが、本町ではそのようなことがないでしょうか。

スクールサポートスタッフの増員については、委員会などでもお願いしてきましたが、全国的にそういった事例があるようであれば、スタッフの人数に見合ったサポート業務が行えているかなど、今後しっかりと検証していく必要があると思います。

そんな中、教員の事務的作業の軽減を計るため、共同学校事務室を設けるといったことも考えられます。

共同学校事務室とは、複数の学校の事務職員が集まり、連携して給与・旅費の計算、財務・会計、物品購入などの事務業務を効率化・標準化して処理する組織。2017年の地方教育行政法改正の中で、事務の質向上や事務職員の専門性向上、教員の負担軽減を目的として制度化されたものです。

事務業務の効率化によって事務職員が、学校運営の専門職として活躍し、教員がより教育活動に専念できる環境をつくることを目指すといったものです。

共同事務での効率化を図ることができれば、教員の負担軽減だけでなく、学校間の連携や物品の共同購入による経費の削減などにも期待が持てますので、スクールサポートスタッフのあり方と合わせて、検討してはどうかと思います。

次に、新たな事業として、教頭等マネジメント支援員モデル配置事業が掲示されました。

スクールサポートスタッフとは違い、教頭先生の業務をサポートするもので、教頭先生の負担軽減に期待が持てます。

ただ、今回は、モデル配置事業ということで、条南小学校でのサポート業務ということですが、結果によっては、今後、他校にも配置していく予定なのでしょうか、教えてください。

また、教頭先生の負担の中でも、比較的大きな負担になっていると思われるものがあります。

それは、PTA活動に関するものです。中でも、中学校の教頭先生は、町のPTA連絡協議会以下、町Pと称します、の事務局としての仕事があり、こちらについては、津幡中学校と津幡南中学校で、1年ごとに持ち回りでを行っています。

そこで、毎年、町Pからの要望事項にも上がっておりますPTA連絡協議会事務局担当者の配置について、教頭先生の業務における負担の中で、時間的にも精神的にも大きなウェイトを占めている現状もありますので、この場でも取り上げさせていただきたいと思います。

現在、本町の町P事務局は、両中学校の教頭先生が1年毎に持ち回りで行っていることは、先にも述べましたが、中学校の教頭先生は2年程度で変わることが多く、場合によっては両中学校の教頭先生ともに町Pの経験がなかったり、引き継ぎが十分に行われていない、業務を把握しきれていないなど、時間的な負担だけでなく、業務自体がわからず、苦慮している姿も見てまいりました。

それでも、私が町Pの会長をしていたころは、複数年に渡り町P役員を経験している人が多数おり、学校主体ではなく、役員主体で活動していったのですが、最近では、そうでもないようです。

そこで、町の方で、PTA連絡協議会事務局の設置と担当者の配置をできないか。

まず、PTA連絡協議会は、任意団体として組織されているため、自治体や教育委員会が直接運営するケースは多くはありません。

多くはPTA組織自身が事務局を設置・管理しているか、あるいは、学校を事務局としているのが現状です。

しかしながら、全国的に見ると、以下のような理由で、自治体・教育委員会側に事務局が置かれているところもあります。

組織の安定性確保、活動が継続しやすくなるよう、行政側の窓口が置かれる。

連絡調整・連携の円滑化、学校・教育委員会と密接につながる必要があるため、教育委員会内の課が事務局として対応する。

公教育関係団体としての支援、教育委員会が助言・支援を行いやすくするため、事務局運営を手伝っている形になる場合もある。

今年度の町P事務局担当者配置の要望に対する町からの回答では、可能な範囲内での活動に移行していただき、自主的・自発的な社会教育活動の展開を期待するといった内容となっていました。これは自治体の職員に町Pの運営をお願いするものではありません。

資料の作成を含めた事務的な作業や、学校間の調整・石川県PTA連合会との調整など、現在、教頭先生が行っている関連業務の負担軽減のため、事務的な補助をお願いしたいといったものです。

また、仮に活動範囲を絞ったとしても、事務作業の軽減にはなりませんし、可能な範囲内での活動、いわゆる活動の範囲を狭めるといったことは、PTAの衰退にもつながりかねません。

本来であれば、PTA役員の中から担当を置くべきかもしれませんが、単位PTAへの周知、とりまとめ、県Pとの調整など、各小中学校との連携や県とのパイプ役でもあり、学校に頼らざるを得ない状況であることが現状です。

町職員を事務局担当に置くことが困難な場合、町Pが事務局担当を設置、雇用し、自治体がPTA活動を支援するといった名目で、事務スペースの提供や事務補助支援、担当者の雇用における金銭的な補助などができないか。

教頭先生の負担軽減と安定的なPTA活動の継続のため、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

以上、吉田教育長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 教員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教員の多忙化の改善は重要な課題であり、本町では平成30年度以降、教職員の長時間労働の是正と健康保持を目的に、段階的な負担軽減策を講じてまいりました。

まず、平成30年度には、津幡町立学校における教職員多忙化改善に向けた取組方針を策定し、部活動の適正な運用基準の設定、夏季における連続する4日間以上の学校閉庁日の実施など、教員が休養を確保しやすい環境整備に着手いたしました。さらに、令和元年度からは、教員の事務的業務を補助するスクールサポートスタッフや、部活動指導員の配置を開始しました。これにより、教員が授業準備や児童生徒への指導といった本来の業務に注力できる環境づくりの一助となりました。

また、人的な配置に加えて、ICTを活用した総合型校務支援システムの運用により、教員の出退勤の管理や各種調査等の情報共有が円滑になり、教員の事務負担の軽減が図られております。中学校に導入したテストの自動採点システムは、採点・集計業務に要する時間の大幅な短縮につながり、教員の負担軽減に寄与しております。さらに、休日の部活動の地域展開につきましても段階的に移行を進めており、教員の負担軽減につながっているところです。

これらの取り組みの結果、令和7年12月時点における町立小中学校教員の1カ月当たりの平均時間外勤務時間は、取り組み開始前の平成29年度と比較して、小学校で月平均13時間48分、中学校で18時間12分の減少となっており、一定の削減効果が表れています。

しかし、教員の多忙化改善は引き続き重要な課題であり、町教育委員会としましては、新たに令和8年4月より、津幡町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、これまでの取り組みの成果を検証しながら、さらなる多忙化改善の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、スクールサポートスタッフについての御質問がございましたが、スクールサポートスタッフは、児童生徒に直接関わらない部分の教員の業務負担軽減を目的として、印刷物の準備や配付、来客や電話対応、行事の準備、データ入力などの業務を行っていただいております。ときには、教員業務の補助として、校内の片づけ作業などをさせていただく場合もあり、新型コロナウイルス感染症の流行期には、教員に代わり、校内施設や教材などの消毒作業も行っていました。御指摘のような、本来の業務と異なる作業を行わせた事例や、業務がなくて退職に至った事例は、本町では確認されておりません。町教育委員会では、各校長から提出される勤務整理表を確実に確認し、今後もスクールサポートスタッフを適正に活用してまいりたいと思います。

また、御質問にありました共同学校事務室につきましては、学校事務の効率化や標準化を通じ、教職員の負担軽減につながる仕組みの一つではありますが、本町の学校規模や学校事務職員の配置状況を踏まえますと、現時点では新たに共同学校事務室を設置する考えはございません。学校事務運営につきましては、今後も町教育委員会が各学校の事務職員と連携し、支援を行いながら進めてまいりたいと思います。

次に、令和8年度からの新たな事業として予定している、教頭等マネジメント支援員モデル配

置事業についてですが、今回はモデル配置として、町内で最も児童数が多い条南小学校に配置し、その効果や課題を検証してまいります。今後につきましては、検証結果を踏まえ、必要に応じて他校への展開についても検討してまいりたいと思います。

最後に、町PTA連絡協議会についてですが、PTAは本来、地域における社会教育活動としての役割を担う任意団体です。両中学校の教頭が隔年で事務局業務を担い、業務負担があることについては町教育委員会でも把握をしておりますが、PTA活動はあくまでも保護者と教職員の自主的な活動であることから、町や町教育委員会が直接事務局担当者を任用したり、公費を負担したりすることについては慎重であるべきと考えます。町PTA連絡協議会の運営につきましては、教員の負担とならない、可能な範囲での活動に移行していただき、自主的・自発的な社会教育活動が展開されることを期待しております。また、業務の整理や関係機関との調整に関することなど、適正な運営についての指導助言や、可能な範囲での支援については引き続き継続してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

教員の働き方改革については、着実にですね、進んでいることは十分理解をしております。

学校の先生が、ゆとりを持って対応できるということは、それだけ子供たちに向きあえると思う観点から、何度も質問しておりますので、またですね、引き続き、さまざまな改革を進めていってほしいと思います。

またですね、今回取り上げたもの以外でも、小学校の教科担任制など、負担軽減につながるようなものもございますので、こういったことについても、またですね、改めて質問できたらなと思っておりますし、PTAの事務担当については、私は、今でも現役、OBを含めてPTA関係者と交流を持っておりますので、行政に頼るだけではなく、PTA関係の方々とも情報交換しながら、お互いいい活動が進んでいくようにしていきたいと思っておりますので、引き続き、よろしく願います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

最後は、新病院移転についてです。

この件につきましては、昨日、議案上程の提案理由の説明の中で、詳細に説明をされましたので、同じような答弁になるのではないかと思います。せっかくの機会ですので、このまま質問をさせていただきたいと思っております。

なお、病院移転に関しましては、これまでも何人もの方が一般質問で取り上げており、今回も多くの議員が質問するのではないかと予想をしておりました。そんな中、当議会では代表質問という制度がないため、同じ質問による答弁作成の手間や質問時間の長期化などを避けるため、池野議員とも相談し、質問の内容についても協力してもらった上で、今回、私の方で質問をさせていただくことになりました。

それでは、本題に移りたいと思います。

2月に開催された議会全員協議会において、3月3日に開催予定の新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会で、新病院の建設候補地が決定されるとの報告がありました。

本件は、ここにいる皆さんはもとより、多くの町民がその行方を大きな関心をもって見守っている重大課題であります。

公立河北中央病院は、長年にわたり本町の地域医療の中核として、町民の命と健康を守る重要な粹割を担ってまいりました。

手狭となった施設や建物・設備の老朽化、よりよい医療環境の確保・充実を図るため、新病院への移転が必要との判断がなされてきたものであります。

昨年3月、ちょうど一年前の一般質問において、本件について質問をいたしました。

その際の、移転候補地の条件として、建物に必要な面積が確保できること。交通アクセスなど利用者の利便性に優れていること。災害に強く、医療機能を維持できる安全性があること。まちづくりに貢献できる立地であることなどが上げられました。

また、複数候補地を比較検討し、費用対効果も含め総合的に評価した上で、3カ所程度に絞り込むとの答弁でありました。

それらを踏まえ、昨年4月に新病院移転準備室が設置されてから、およそ1年にわたり新病院の移転先の検証を重ねてきたと思われま。

昨日、また先ほどの小町議員の質問の中でもお答えされておりましたが、改めてお伺いしたいと思います。

第1の新病院の建設行については、こちらについては、津幡中央公園に決定したということで省かせていただきます。

第2の最終候補となった他の候補地の概要と、それぞれのメリット・デメリットについてどのように評価をされたのか。また、その中から中央公園を最終決定した最大の理由は何であったのか、お示してください。

第3に、工期・総事業費などについて、現時点での計画をお示してください。

最後に、新病院が目指す医療機能の方向性と、病院を拠点とした今後のまちづくりの展望、完成予定時期を含めた基本構想について、町としてのお考えをお聞かせください。

以上、矢田町長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新病院の移転先についての御質問にお答えいたします。

新病院の移転先につきましては、きのうの提案理由の中で御説明したとおり、役場に隣接しております津幡中央公園に決定いたしました。

決定に至った経緯としましては、まず町内6カ所を対象に可能性を整理し、事業化の現実性や周辺環境との調和、インフラ整備の状況などを確認した上で、3カ所に絞り込みました。その過程では、町職員による公立河北中央病院整備検討プロジェクトチームでの協議に加え、新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会からも専門的な助言をいただき、多角的な視点から評価を重ねてまいりました。

最終的には、防災上の安全性、行政機能や消防との連携のしやすさ、用地取得の確実性、将来的な財政負担への影響などを総合的に比較した結果、津幡中央公園が最も安定的かつ持続可能な選択肢であるとの結論に至ったものであります。

現時点で想定される新病院の完成時期につきましては、現在は基本構想の段階であり、具体的な工程を確定する状況には至っておりませんが、今後、基本設計、実施設計、建設工事へと順次進めてまいります。現病院の老朽化を踏まえ、可能な限り事業期間の短縮を図りながら、スケジ

ユールの具体化に努めてまいります。

また、事業費につきましては、同規模病院の整備実績や建設コストの動向等を踏まえ、病床数60床を前提に、現時点では総額約42億円を想定しております。ただし、これは構想段階での概算であり、今後の設計の進捗や経済情勢等により変動する可能性があります。

完成時期及び事業費の詳細につきましては、より精度の高い内容をお示しできる段階で改めて次期町長が御説明申し上げることになると思いますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

新病院が目指す医療機能の方向性につきましては、町民の皆様が必要なときに適切な医療を安心して受けられる体制を確保し、地域の健康と生活を将来にわたり支える拠点となることを基本としております。

具体的には、救急医療や急性期医療に確実に対応するとともに、高齢化の進展を踏まえた回復期・慢性期医療の充実、さらには在宅医療や訪問診療との連携強化など、地域の実情に応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指してまいります。

最後に、病院を拠点とした今後のまちづくりにつきましては、新病院を地域の中核拠点と位置づけ、医療・福祉・商業など各種サービスの連携と充実を図りながら、利便性の高い都市空間を形成し、地域の活性化や魅力向上、定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 1つ再質問をさせていただきます。

最終候補地となった他の候補地についての概要と、それぞれのメリット、デメリットについて触れられてなかったのですが、触れられない、他の候補地については公表しないほうが良いということであれば、ちょっとそのように言っていただければと思うことと、もう1つですね、これは関連質問になるようでしたら、取り下げますので言ってください。

中央公園の後地に建設するという事で、中央公園の代替となるもの、中央公園は今現在、都市公園でありますので、災害時の指定避難所にもなっております。また、平日夕方などでは、多くの小学生が遊具で遊んでいたりと、小さなお子さんを連れた、親子が散歩していたり、グラウンドゴルフなどで楽しむ人たちも大勢おります。また、横浜地区だったり、加賀爪ではその地区の運動会でも使用されているということも聞いております。そういった町民の憩いの場ということで、今後、かわりの公園など、こういったところに建設するといったことが検討されてるのか、もしあるようでしたら、言える範囲でお答えいただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 11日の全員協議会におきまして、若干のこれについての、ほかの候補地との検討結果について、若干の細部についての報告はさせていただくことになっているようでございますので、よろしく願いをいたします。

また、かわりの公園ということにつきましてはですけども、公園に病院を整備する場合の代替公園の確保につきましては、地域の皆さん方の憩いの場としての機能を維持できるよう、適切な代替地の選定を含めて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

代替地の選定に当たりましては、新たな用地の確保に限らず、現病院跡地の活用も含めまして、

複数の選択肢を視野に入れながら総合的に検討していきたいというふうに思っております。その際には、国や県の補助制度の活用も検討しながら、財政負担の軽減を図りながら、地域全体にとって最適な整備となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

今後は、パブリックコメントも実施していくということですので、ぜひですね、町民の意見なども考慮して、町民の皆さんに愛されるような病院となるよう期待をしております。私も定期的に、河北中央病院には通院しておりますので、いち早い完成を楽しみにしております。

以上で、私、柴田洋一の一般質問を終わりたいと思います。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

この際残時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔休憩〕 午前11時55分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

本日の一般質問は2問させていただきます。

1つの質問はですね、町民の生活を守る、そしてこの町の国土を守る質問でございます。そして、もう1つは、新しい試みとして、町を発展させる、また町をですね、盛り上げていくための攻めの質問でございます。両方とも政策に関する質問でございます、町長に質問をさせていただくんですが、町長最後の一般質問ということで、政策を質問させていただくことに疑問を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、町長の長い政治人生、そして4期16年の町長の活躍、これをもとにですね、見解をいただくことによりまして、次の新しい町政にしっかりとこの課題や、そして挑戦を引き継いでほしい。そういった思いで、今回質問をさせていただく次第でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

町独自の再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例の制定をせよ。

現在、本町はカーボンニュートラル、ゼロカーボンシティに向けた取り組みを進めておりますが、太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備の設置に特化した、町独自の規制条例が存在しない現状には、極めて大きな危機感を抱いております。

まず懸念事項として、外資系企業等による不透明かつ無責任な事業のリスクです。現在、国会でも外国人や外国資本による日本の土地買収が、安全保障や地域保全の観点から重大な懸念として議論されております。

国は、重要土地等調査法を施行し一定の網をかけましたが、これは自衛隊基地の周辺や国境離島などに限定されたものであり、本町のような一般の山林や農地は、国の法律では到底守りきれ

ないのが実態でございます。

事実、国の規制の隙間を縫うように、山口県岩国市や宮城県加美町などのメガソーラー計画では、当初日本の法人が取得した開発許可や土地が、事後的には外資系企業へ高値で転売される事案が相次いでおります。また長野県白馬村のように、損傷した危険なパネルと荒れ果てた土地だけが地元に残される事態も起きております。実質的な所有者が海外のペーパーカンパニー等に移ってしまえば、いざトラブルが起きた際、自治体が撤去費用や損害賠償を請求することは極めて困難でございます。売ってしまえば無責任という太陽光パネル事業モデルの負の一面であります。

また、記憶に新しいところでは、建設時のトラブルとして昨年10月に、北海道釧路湿原周辺の外資系メガソーラー建設計画において、森林法違反や土壌汚染対策法違反などが発覚し、話題になっていたことが報じられておることは周知でございます。

次に、本町における災害リスクについてです。

我々は、能登半島地震や記録的な豪雨において、斜面崩落の恐ろしさを目の当たりにしました。山間部や傾斜地が多い本町で、森林を伐採して急斜面に太陽光パネルを設置することは、土砂災害の危険性を人為的に高める行為であります。

さらに、崩落時のリスクは土砂だけにとどまりません。損壊したパネルから鉛やカドミウムといった有害物質が流出する二次災害の危険性も指摘されております。

今月、県内でも手取川の油流出や白山市のPFAS問題など、水質汚染が地域社会の生活を脅かす事態が発生しました。これらは直接的な原因こそ違えど、万が一、山間部のパネルが放置・損壊し、有害物質が飲料水として利用される地下水や農業用水へ流出するような事態になれば、町民の生活基盤は取り返しのつかない打撃を受けます。

以前、中島議員からの同系の質問に対し、執行部からは津幡町環境基本条例で対応をしていくという旨の回答があったと思いますが、同条例の実態を見れば、再生可能エネルギー発電設備のリスクに対して機能不足であると感じております。

町環境基本条例の第2条が定める公害の定義には、いわゆる典型7公害しか明記されておらず、太陽光パネルに特有の土砂崩れの危険性や事業放棄によるパネル放置は、現行の公害の定義から漏れているように見えます。

この条例には、災害危険区域への設置を法的に禁止する権限も、倒産して逃げた外資系企業に備えた撤去費用の事前積み立てを義務づける強制力もございません。理念に基づく任意の指導だけでは、町と町民を守り切ることはできないと私は考えております。実行力のある規制条例が必要と考えます。

既に石川県内では、金沢市、羽咋市、志賀町がこの問題を直視し、土砂災害警戒区域を明確に禁止区域と定める等の規制条例を施行してございます。周辺自治体が次々と法的な防波堤を築く中、当町が動かなければ、悪質な事業者が当町を抜け穴として狙ってくることは想像にたやすく早急な条例制定が望まれます。

ここで一つ申し上げたいのは、条例の制定は、現在町が進めている再エネ推進にブレーキをかけるものではございません。災害リスクのある場所にはつくりたくない、無責任な業者は排除するという確固たるルールを町が毅然と示すことで初めて、住民の不安が払拭され、真に地域と共生する健全な再エネ事業への理解が得られるはずで

現在の環境基本条例では防ぎきれない災害リスクや、国の法律の網から漏れる外国資本等への不透明な転売・放置リスクから町民と本町の美しい自然財産を守るため、先行する金沢市などの事例に伴い、禁止区域の指定や事前協議、撤去費用の確保義務を明確に規定した、町独自の再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例を早急に制定すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 池野議員の町独自の再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例の制定をしてはどうかとの御質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例と申しましても、再生可能エネルギー関係設備の立地促進や地球温暖化対策、環境保全の観点から、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする条例もございますので、ここでは議員御質問の趣旨を鑑み、自然環境や生活環境等との調和を図る観点から、届出、協議、同意、許可、禁止等の手続きや立地規制を課す条例として答弁をさせていただきます。

再生可能エネルギーとは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項において、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、そのほか化石燃料以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものを利用したエネルギーとされています。

議員が言われるとおり、現在、全国的に再生可能エネルギーの普及が進む一方で、一部地域において、事業者から地域住民へ十分な説明が行われず、自然環境の悪化や破壊など、景観への影響が懸念される重大な問題が発生しております。

このような状況の中、一般財団法人地方自治研究機構の調べによりますと、令和7年12月19日現在で確認できるものとして、再生可能エネルギー発電施設の設置の規制を目的とする条例が全国で336制定されており、制定の動きは全国に広がっているようでございます。

石川県内では唯一、金沢市が2023年4月に、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定しており、また条例ではございませんが、志賀町では2020年3月に、再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱を制定して、設置区域や周辺地域の自然、景観及び生活環境への配慮と、事故、公害及び災害の防止を規定し、地元住民へ配慮することを定めております。

さらに、羽咋市では2020年10月に、太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を制定し、太陽光発電設備の適正な設置を促し、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境及び自然環境との調和を図っております。

そのほかの県内自治体では、現段階で独自に再生可能エネルギー発電設備規制条例は設けず、本町同様、環境基本条例で対応しているようでございます。

今後さらに国をあげて再生可能エネルギーの利用促進が進むようになれば、議員が懸念されるような諸問題が本町でも起こる可能性がございます。本町が2050年ゼロカーボンシティを目指す上でも、再生可能エネルギー発電施設が適切に設置、管理されていくことは、大事なことだと認識しております。

このことから、再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例の制定につきましても、安全安心なまちづくりのためには重要なことであると考えております。各自治体の環境はさまざまであ

り、法的規制や地理的条件なども異なると思われるため、まずは、先進自治体を参考に、本町に適した条例や要綱を早急に検討し、制定したいと考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

前向きな御答弁をいただいたと思います。この愛する津幡町のこの美しい自然、それから町民の安全安心、先ほど柴田議員の質問にもありましたし、御答弁にもありました。やはり、津幡は水の半分以上を地下水にも頼ってる部分があります。しっかりと今後ですね、この再生可能エネルギー等の規制に関してメリハリをつけて、制度のほうを構築していただければ、大変うれしいなと思いますし、お願いをするところでございます。

また、今後はですね、例えば再生可能エネルギー以外にも、AIの普及によってデータセンター等も急速に日本各地に建設され、さまざまな問題が起きているという報道も目にするようになってきました。こういった新しいものがどんどん出てくる世の中で、それに対して迅速に柔軟に、町には対応し、そして町民の暮らしを守るための規制やルールつくっていただければ幸いに思います。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

デジタル関係人口の創出と、新たなPR施策の提案について質問をさせていただきます。

私自身、この津幡町で生まれ育ち、長年このふるさとの移り変わりを見つめながら生活をしてまいりました。その中で、私たちの町が持つポテンシャルの高さ、そして地域の皆様が守り育ててきた財産のすばらしさを日々実感しております。津幡ブランドに代表される農産物はもちろんのこと、本町には全国に誇るべき特産品や、ほかにない魅力的な歴史があります。

例えば、長年の歴史を持つ地場酒造、その日本酒。そして、かつて禁酒の村であった河合谷地区において、その歴史を逆手にとった新たな酒米づくりが始まっているという、非常にドラマチックで惹きつけられるストーリーも存在しております。ひまわり村や木窪の大滝、ちょうど3月1日に溪流釣りの解禁日を迎えて、釣り人がいま、この木窪の大滝の辺りで魚釣りをしているところではないかというふうに思うんですけども、こういったような美しい自然があり、また観光資源や河合の里キンシュウレや倶利伽羅塾、歴史ある旅館、気のいい大将たちが、いきのいいすしを出すすし屋など、本町には売れる素材、人を呼べる素材が数多く眠っております。最近、金沢市がオーバーツーリズム気味で、こういったすし店に入りにくいですか、独自の歴史的な建物を見に行きにくい、そういったような状況にもなっておりますので、私たちの町のこういった財産は、より重要、また魅力を高めているのではないかなと思います。

しかし、どんなにすばらしい素材がありましても、それを遠くの人に届ける広報戦略が伴わなければ、誰の目にもとまらず、多大な機会損失を生んでしまいます。

現代において、人々の購買行動や旅行先を決定づける主戦場は、完全にスマートフォンを通じたSNSへと移行しております。観光庁が発行する令和5年版観光白書によれば、若い世代において旅行先や特産品を選ぶ情報収集のトップはSNSであることが明確に示されております。

この現実に適応するため、全国の自治体ではインフルエンサーと呼ばれるSNS上の発信者を起用したPR施策が増加しております。ここで、世代によってはインフルエンサーとは、単に趣味で動画を出している若者ではないかというようなイメージを持たれる方もいるかもしれません。

しかし、それは事実と異なります。彼らは、数万人から数十万人の読者・視聴者を抱える個人で活動する小さな放送局であり、立派なビジネスパーソンでございます。旅行系のインフルエンサーの中には会社を立ち上げ、企業や自治体への観光誘致を手掛け成果を上げている方もいらっしゃいます。

彼らインフルエンサーは、常に視聴回数を稼げる、魅力的なネタ、動画の素材を探しています。そして同時に、地方へ取材に行くための旅費や制作コストをできるだけ抑えたいという切実なニーズを持っております。

一方で、我々津幡町は、町の特産品や観光地を、全国に向けて効果的にPRしたいというニーズを持っています。

つまり、町が彼らの旅費等の一部を補助し、本町の津幡ブランド農産物や河合谷の酒米のストーリーといった魅力的なコンテンツを提供することは、お互いの利益が完全に一致するビジネスとしてウィン・ウィンな関係なのです。

実際に、このビジネスモデルを活用し、確実な結果を出しているデータがございます。

SNSマーケティング支援を行う会社が発表した高知県の観光PR事例の調査によりますと、SNSの発信をきっかけに実際に現地を訪れたと答えたSNSのフォロワーが、全体の33%に達しました。影響力のある第三者を戦略的に起用することは、単なる話題作りではなく、特産品の購買や現地への来訪といった実際の行動にしっかりと結びつく投資なのです。また、ふるさと納税の分野でも実証されております。

地方創生事業を行う会社が、岡山県新見市と連携して行った事例では、ネット上で影響力を持つVTuberと呼ばれるキャラクターを起用し、彼らの生配信などを通じて市の特産品をPRした結果、同市へのふるさと納税の寄附数が、一昨年との2倍に増加するという大きな成果を上げております。

制度化の面でも先行している自治体がございます。山梨県南アルプス市では、マスメディア・SNS発信促進補助金として、影響力のあるクリエイターに最大50万円程度の交通費等を補助することで、特産のフルーツや自然の魅力を全国に拡散させております。

そこで、具体的な提案を交えてお伺いをいたします。

本町の農産物の販路拡大、観光誘客、そしてふるさと納税の確実な増収に向けて、本町でもインフルエンサーを戦略的ビジネスパートナーとして招致する、独自の補助制度を創設してはいかがでしょうか。

具体的には、農業・食・旅行などに特化した数万人以上のフォロワーを持つ発信者にターゲットを絞り、町への交通費や宿泊費として数万円から上限10万円程度を補助します。彼らは低コストで優良な動画のネタを獲得でき、きっと喜んで本町のPR動画を制作してくれます。

そして、町側の最大のメリットとして、彼らが町内で撮影した高画質な写真や動画のデータを町に無償提供してもらい、町の広報誌やふるさと納税サイト、ポスターなどで自由に二次活用できるという契約・ルールにするのです。町がゼロからプロの映像制作会社に委託して数百万円をかけるよりも、はるかに安価に、そして圧倒的な拡散力、広告力を持った形で、すばらしい広報材料を集めることができます。補助金が単なる掛け捨てになることは決してございません。

まずは年間、数十万円程度の予算規模で、数組程度を招致するスモールスタートのモデル事業として試行的に導入し、その費用対効果を検証していくべきではと考えます。

本町の魅力を全国に届けるため、影響力を持つ発信者とウィン・ウィンのビジネスパートナーとして手を組む。この新たな広報・産業振興戦略の導入について、町長の見解お伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 デジタル関係人口の創出と新たなPR施策の提案についての御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、本町には、津幡ブランド農産物を初め、地場酒造の日本酒、河合谷地区における酒米づくりの取り組み、さらには豊かな自然や歴史、食といった、多彩な魅力が数多く存在しております。一方で、これらの魅力を町外、さらには全国へ効果的に発信していくことは、重要な課題であると認識しております。

本町におきましては、町及び津幡町観光協会の公式SNSを運用し、観光情報やイベント等の情報発信を行い、石川県観光連盟の公式SNSなどとも連携し、より効果が発揮できるよう努めているところでございます。

津幡町商工会では、町の補助金などを活用した動画の発信を通じて、町内の飲食店や小売業、サービス業、製造業などの事業者や商品、イベント情報を継続的に紹介しており、こうしたデジタル活用の取り組みが、地域経済の活性化や町の魅力発信に一定の効果を上げているものと認識をしております。

議員御提案の、インフルエンサーを活用した補助金制度の創設につきましては、例えば、ふるさと納税については、寄附促進が町の財源確保に直結する大きなメリットがある一方で、PRによって特定の事業者が直接的な利益を受ける側面もございます。そのため、行政としての公平性をいかに保つかという点は、極めて慎重に扱う必要があると考えております。このため、特定の受益者に偏らない公平な基準、さらには町のブランドイメージとの整合性を十分に整理するとともに、商工会による情報発信の実績や効果も共有しながら、他自治体の先行事例を調査、研究し、関係部署と連携しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、デジタルを活用した町内産品PR、ふるさと納税の推進、関係人口の創出など、多方面において本町の魅力を効果的に発信する施策について、実効性の高い取り組みとなるよう努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 今ほど答弁にもございました。やはり、難しいところは、公平、公正という観点という部分も大きいかと思えます。例えば、一般的な自然な風景ですとか、そういった食の文化ぐらいでしたら、自由に発信しても、そこに補助金を出すことは差しさわりないのかなと思うんですけども、やはりどこかの事業者取材に行くということになれば、そのあたりの公平性なども難しい部分になってくると思いますが、しかしながら、SNSとテレビの違いってというのが最近明確になってきておまして、テレビで放送された、よくある例えば、飲食店にテレビが入ったとなると、やはり、それから1カ月ぐらいは大変盛り上がるんですけども、その後の来客というのは、だんだん減っていくというのはよく言われております。

しかしながらですね、SNSで一旦、SNS上に上がれば、それはずっと検索されるたびに出てくる、つまりインターネット上の資産になっていくわけです。ですから、実際に私の知り合い

でもSNSでバズったんだよという飲食店さんに話を聞きますと、ずっと年間を通してSNSを見たから来たという、インフルエンサーが発信していたから来たということで、長期的な資産になって、長期的な影響力を享受しているというふうにおっしゃっておいりました。やはり、津幡もこれからどンドンどンドン、もちろん県外からの観光客だけではなくてですね、せっかく金沢を訪れたインバウンド等、やはり海外にも発信していけるだけの力を持っていると、私は思っておりますので、ぜひこれについては、次期町長さんにも検討して行って、そして新しい制度をつくらせて研究していただけたらなというふうに願っておりますのでございます。

それでは以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

それでは、質問のほう始めます。救急相談窓口「#7119」の町民への周知について質問いたします。

高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしや高齢者のみの世帯では、日ごろから急な体調不良、けがなどの不安を抱えて日常生活を送っている方も多いのではないかと思います。

また、子育て世帯におきましても、夜間や休日、子供の急病に直面し、救急車を呼ぶべきか迷うという状況は少なくないと考えられます。

本町では救急出動件数が年々増加しており、令和7年は、1,511件と救急出動件数があつたと報告がありました。これは昨年と比較して69件の増加、5年前、令和3年と比較すると、484件の増加となっています。

こうした中、本年2月1日から石川県内全域で、いしかわ救急安心センター事業がスタートいたしました。この事業は救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきか、あるいは自宅で様子を見るべきかなどについて、「#7119」に電話することにより、担当の看護師が、医療機関への受診の必要性や対処方法をアドバイスをするほか、受診できる医療機関の案内も行うのであります。

また、24時間365日対応しており、私たちにとって、万が一の場合に大変心強く、日ごろから安心を確保できる事業であると思えます。

加えて、緊急を要しない救急出動の抑制にも一定の効果があるものと考えられます。

通常、救急相談が必要となる場面は、夜間や休日、突然の体調不良時など、冷静な判断が難しい状況であることがほとんどであります。そのような時にこそ、すぐ目に入る、すぐ思い出せる周知方法が重要だと考えています。

そこで、質問いたします。

これまで電話による119番の救急要請で、あきらかに救急搬送が不要だと思われる事案とそれらの対応はどのようにされているのでしょうか。

2つ目には、2月から始まった、救急相談窓口「#7119」について、町消防本部では、どのような周知を行うのか、その具体的な取り組み内容をお伺いいたします。

次に、周知方法について、私からの提案を行います。

町民への、いしかわ救急安心センター事業の効果的な周知及びその利用を推進し、適切な救急

要請を促すため、「#7119」を表示したマグネットシートやステッカーなどを町内の全家庭に配布すればどうでしょう。

冷蔵庫や電話機の近くなど、日常生活の中でこの電話番号を目にすることで、適切な救急出動要請にもつながるものと考えます。

高戸消防長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 高戸消防長。

〔高戸勇一消防長 登壇〕

○高戸勇一消防長 小倉議員の救急相談窓口「#7119」の町民への周知をとの御質問にお答えします。

救急搬送の現状につきましては、全国的に右肩上がりが増加しており、石川県内の救急出動件数は、直近10年（平成27年～令和6年）で約1万8,000件、43%増加しています。

救急搬送人員も直近10年で約1万4,000人、37%増加しており、令和4年、令和5年中の救急出動件数増加率は、いずれも全国1位となっています。

本町の救急出動件数につきましても、令和7年中の救急出動件数は1,511件で、前年比69件の増となり、4年連続で過去最高件数を記録しました。

救急車の適時・適正利用の促進や緊急性の高いケースへの迅速対応、救急隊員の負担軽減などの観点から、石川県では、いしかわ救急安心センター事業として「#7119」を令和8年2月1日からスタートしました。

御質問1つ目の、明らかに救急搬送が不要と思われる事案とその対応についてですが、救急車の出動につきましては、指令センターからの出動指令により出動しています。指令センター員は、全員が救急救命士または救急隊員の資格を持っており、その知識と経験により出動の判断をしています。しかしながら、夜間や休日など診察してくれる医療機関がわからない場合や、同一人物が1日に数回119番通報してくるケースなどがみられ、通報内容で判断ができない場合は、現場で救急救命士が直接傷病者を観察して搬送するかしないかなどの判断をしています。

御質問2つ目の、どのような周知を行うのか、具体的な取り組み内容については、「#7119」の普及啓発、広報の取り組みにつきましては、運用開始前から石川県はもとより、県内11消防本部も積極的に行っており、本町消防本部では、町ホームページや広報つばたへの掲載、Facebookへの投稿、YouTube津幡チャンネルでの職員自作の動画配信を行っております。

また、多くの町民が利用する商業施設やコンビニエンスストア、事業所などには、ポスターを掲示していただき、利用方法等の広報を行っております。

御質問3つ目の、マグネットシートやステッカーなど全家庭に配布をについてですが、石川県が作成したパンフレットとマグネットシートを全世帯へ配布できるよう県と調整したいと思っております。

今後も町民への広報と認知度の向上に努めてまいります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今後も適切な救急出動、救急車の利用と、そして、今の「#7119」の広報にまた積極的に、町民の方々にお知らせくださるようお願いいたします。

続きまして、災害復旧工事の入札不調の要因と今後の対策はということで質問いたします。

本町では、令和5年7月の豪雨災害、そして令和6年能登半島地震と、立て続けに大規模な災

害に見舞われ、道路、河川や農地、農業用施設並びに公共施設など、町民生活に直結するインフラの多くが被災し、一日も早い復旧・復興が強く求められている状況であります。

しかしながら、こうした中、本町が発注する公共工事において、入札不調率の高さを示す新聞記事を目にいたしました。

紙面には、石川県内の19市町の発注工事において、直近3年間の不調率が掲載されておりまして、今年度の4月から12月では、本町の不調率は12.8%ということでありました。

これは、一昨年度の19.2%、昨年度の29.7%と比較して改善されてはおりますが、今年度は非公評の1つの自治体を除く18市町では、上位から6番目という高さで、本町より不調率が高い市町は、能登半島地震被害が多かった能登地域の自治体でありました。

本来であれば、災害復旧工事は、迅速性が最優先されるものでありますが、入札が不調となれば、再公告、設計見直し、発注時期の後ろ倒しなどにより、結果として復旧がおくれてしまうこととなります。

これは町民生活への影響だけではなく、国・県の補助事業においては、事業執行のおくれが財源確保に影響を及ぼす可能性も否定できません。

そこでお伺いいたします。

直近5年間における町発注工事の入札不調の件数と不調率について、災害前後でどのような推移となっているのでしょうか。また、不調となった要因について町はどのような認識を持っているのか、お聞かせください。

2つ目は、災害復旧は、単なる工事の問題ではなく、町民の安全・安心、そして地域経済の維持に直結する重要な課題であります。

入札不調をやむを得ないと片づけるのではなく、町として何ができるのか、何を変えるべきなのかを、今こそ真剣に検討する時期に来ていると考えます。

今後、災害復旧工事を着実かつ迅速に進めるため、町としてどのような総合的な対策を講じていくのか、横川監理課長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 横川監理課長。

〔横川健治監理課長 登壇〕

○横川健治監理課長 災害復旧工事の入札不調の要因と今後の対策についてはの御質問にお答えします。

初めに、直近5年間における町発注工事の入札不調の件数と不調率の推移及び不調となった要因についてどのような認識を持っているかについてお答えいたします。

まず、入札不調の件数及び不調率の推移については、令和2年度は、不調件数1件、不調率0.7%、令和3年度は、不調件数4件、不調率3.4%、令和4年度は、不調件数2件、不調率1.7%。令和5年度は、不調件数42件、不調率19.2%、令和6年度は、不調件数87件、不調率29.7%となっております。

今年度は、令和8年1月末時点で、工事入札件数113件のうち、通常工事の不調件数は4件、災害復旧工事の不調件数は15件で、そのうち8件が下水道の災害復旧工事であり、不調率は16.8%となっております。下水道の災害復旧工事については、既設の配管を布設替することから、衛生面や工事の難易度等から業者が応札を躊躇しております。また、他市町の下水道災害復旧工事においても不調が多い傾向にあると聞いております。

議員御指摘のとおり、特に令和6年度においては、令和5年7月豪雨災害、そして令和6年能登半島地震と、立て続けに大規模な災害に見舞われたことによる災害復旧工事の入札が集中したことで、入札不調が急増いたしました。今年度は令和6年度と比較して改善傾向にあるものの、依然として入札不調率は高い水準であると認識しております。

次に、不調となった要因についてどのような認識を持っているかについては、さまざまな要因が影響していると考えております。たび重なる災害による復旧工事の入札件数が多くなっており、業者が提出する入札辞退理由においては、人員・技術者の不足、採算が合わない等の理由から、新たな工事を受注する余力がないこと、建設業法で義務づけられている現場の技術上の管理を行う、主任技術者や現場代理人を配置することができないこと、建設資材価格の高騰と労務単価の上昇により採算が合わないことなどが大きな要因になっていると考えております。

監理課といたしましては、議員御指摘のとおり、災害復旧工事のおくれは、町民の皆様の安全・安心な生活再建に直結する重大な問題であり、実効性のある対策を講じることが急務であると認識しております。今後の不調対策として、工事を発注する担当課との連携を密にするとともに、3つの視点から取り組みを強化し、業者への周知に努めてまいります。

1つ目は、技術者配置要件の緩和と柔軟な運用でございます。技術者不足に対応するため、国や県の運用に準じた現場代理人の常駐義務の緩和や、主任技術者の兼任が可能な工事の範囲拡大を積極的に進めてまいります。これにより、1人の技術者が複数の現場を効率的に管理できる環境を整え、限られた人材でより多くの工事に対応できるよう制度面からバックアップいたします。

2つ目は、実勢価格を反映した適正な工事価格の設定でございます。市場の実勢価格と設計単価の乖離を埋めるため、最新の資材単価や労務単価を速やかに設計に反映させるとともに、標準的な積算基準では対応しきれない現場条件の厳しい工事につきましても、見積もりを活用するなど、業者が適正な利益を確保し、安心して入札に参加できる環境を整えてまいります。あわせて、契約後においても、物価変動に対応するスライド条項を適切に運用し、契約期間中の予期せぬコスト増のリスクの低減も図ってまいります。

3つ目は、施工時期の平準化と適正な工期設定でございます。債務負担行為を積極的に活用し、施工時期を通年に分散させる施工時期の平準化を推し進めてまいります。これにより、繁忙期の工事の集中を防ぎ、業者が年間を通じて安定的に人員を配置・稼働できる環境を整えることができます。

また、契約締結から工事着手までの間に、技術者や資材の手配を行うための準備期間を設ける余裕期間制度（フレックス方式）も積極的に活用いたします。これにより、業者は自社の技術者の配置計画に合わせて柔軟に工事をスタートすることができ、技術者不足による入札辞退を防ぐ効果が期待できます。あわせて、週休2日を前提としたゆとりある工期設定を徹底し、技術者の長時間労働の抑制も図ってまいります。

監理課といたしましては、国や県の運用に準じ、工事を発注する担当課と連携しながら、これら3つの視点で対策を町請負業者選考委員会に諮り、実行することで入札不調を防ぎ、本町の災害復旧工事を着実に前へ進めたいと考えておりますので、御理解願います。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 入札不調の原因、それからその対策について、大変具体的にわかりやすく説明していただきました。

やはり住民にとりましては、この先、この工事の状況がどうなるのだろうか、そういったような不安の声も聞かれてまいります。また、発注担当課と連絡調整を取っていただき、今後も入札不調率の改善に向けて、また頑張ってくださいと思います。

以上で、私、5番、小倉一郎の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東克彦議員。

〔3番 東克彦議員 登壇〕

○3番 東克彦議員 議員番号3番、東克彦です。

通告どおり、4つの質問をさせていただきます。

1つ目、町職員へのパワハラ対策について問う。

先日、昨年10月に能美市で市の職員が自らの命を絶ったという痛ましい事態が発生しました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

令和8年2月11日北國新聞朝刊によると、能美市の職員をパワハラで自殺に追い込んだ上司は課内の部下に対し、業務が遅いのは事務作業が遅いからなどと指導し、時間外勤務の実態を知らずながら残業時間を申告しづらい状況にしていたといっています。

第三者委員会によると、この上司によるパワハラを5件認定したそうでございます。また、第三者委員会は報告書で再発防止策として、人事配置について職務の性質や事情を踏まえた多面的・丁寧な検討を行うことや、職員が働きやすい職場環境を整えて職員のケアへの実効性を高めるよう努めることなどの5つを上げております。

また、この上司は管理職が部下への接し方や評価のあり方などを学ぶ、人事評価研修というものを受講しておらず、総務担当者のミスで抜けていたという、そんな実態も明らかとなりました。

そこで、町職員が働く環境並びにパワハラの実態と、町職員へのパワハラ対策に関して、総務部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 東議員の町職員へのパワハラ対策について問うの御質問にお答えいたします。

初めに、町職員が働く環境について御説明いたします。

本町では、職員が安心して働ける職場環境を整えるべく、さまざまな施策を講じております。例えば、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みとして、有給休暇、夏季休暇の取得向上、長時間の時間外勤務の削減を図るため、自己の時間外勤務をデータによる見える化や帰宅を促すパソコン画面での表示を行っております。

また、管理職職員にはハラスメントに対する問題意識を持っていただき、業務の属人化を防ぎ、課内におけるコミュニケーションの活性化を図り、働きやすい職場環境づくりの促し等のさまざまな方策を行っております。このような施策によって、職員一人一人のライフスタイルに合わせた働き方が実現できると考えております。

次に、本町におけるハラスメントの実態についてですが、相談件数は増加しております。ハラスメントが発生した場合には、事実確認を速やかに調査し、必要に応じて行為者に対して適正な措置を講じております。

近年の相談件数の増加や能美市でのパワーハラスメント事案の発生を受け、改めて2月16日付けで、職場のハラスメント防止の徹底を総務部長名で全職員に向けて発出し、ハラスメントの具体的な内容や指針を明確にし、全職員に周知を行ったところでございます。加えて、パワーハラスメントを含めたハラスメントに関する研修を定期的実施し、ハラスメントに対する理解を深める機会を提供するとともに、必要な知識とスキルを取得するよう努めております。さらに、職員が気軽に安心してハラスメントに関する相談ができるよう、総務課内に相談窓口を設置しております。

以上の取り組みを通じて、全ての職員が健康で安心して働ける職場環境づくりに今後も努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

相談数のほうがふえているということで、これからもですね、町の職員が働きやすい職場づくりを今後も継続していただいて、何かあったときには相談しやすい環境、そうならないための対策も今後も継続していただくことを信じております。

続きまして、2つ目の質問にいかせていただきます。

2つ目は、教育の現場にこそ福祉の専門家による支援が必要ではないかでございます。

学校の教員、いわゆる教師は大変やりがいのある仕事であります。しかし、教師の仕事は多岐にわたり大変であることも知られるようになってまいりました。日々の授業に教材研究、そして授業の準備以外にもさまざまな業務を担っております。

中央教育審議会でも、教師が本来、役割に集中できるよう業務の仕分けを行うよう答申が出されております。学校や教師の担う業務の分類の中では、学校や教師が担う必要のない業務に、登下校の見守りや放課後の児童対応、学校徴収金の管理、調査統計への回答、校内清掃、部活動などがあげられております。

また、支援が必要な児童生徒・家庭への対応は、業務の3分類上、教師の業務だが負担軽減が可能な業務に位置づけられております。特別支援学級等への入級・入学希望者がふえている当町においても、保護者との合意形成により対象の児童生徒が望ましい環境で、その子らしく着実に成長していくための努力や御苦労には頭が下がる思いです。

そのほかにも、学習の理解や作業の進度の違う児童生徒への対応、学習意欲が低下している児童生徒や、落ち着かず席を離れてしまう児童生徒への対応、不登校や登校しぶりの児童生徒への対応、あげればきりがありません。

できないをできるに変え、できるをふやすことで、子供たちのやる気は大きく成長すると私は考えております。教師の知識と技量そして経験は、子供たちの可能性を大きく広げてくれるものであると信じております。部活動の地域展開も大切ではありますが、児童生徒との学級という日常の中で、子供も大人も共に学び合い育み合ってこそ、子供たちのやる気はより大きく育つと考えております。

しかし、教師が直面する課題の中には、どのように支援すべきか行き詰ってしまうことも多いはずで、特別支援学級や通級指導教室の子だけではありません。自分のやりたいことが、やりたいようにできないこと、換言するならば何らかの生きづらさを感じる人たちの全てが対象で、さまざまな角度から解決策を見出していく姿勢が非常に重要であると考えております。そこには

福祉の視点を持つ専門家の支援、特にリハ職の支援が必要ではないかと考えております。

OTと言われる作業療法士は、身体的・精神的あるいは発達的な問題により日常生活や社会生活に困難を抱える人に対して、作業活動を通じて生活を支援する専門職であります。このOTの専門的な見立てを、この学校教育現場に入れることのメリットを、現場の教師に体感してもらうチャンスを与えてほしいとも考えております。とはいうものの、教育に福祉が入っていくことは容易ではないということも重々承知しております。しかし、子供の問題は家庭の問題でもあります。そして、地域の問題でもあるはずですが、課題を抱える家庭や地域の問題については福祉がかかわっているからこそ、教育と福祉の連携は必須であり、まちづくりの観点からも必要であると考えております。

そこで、教育の現場にこそ、福祉の専門家による支援が必要ではないかという問いに対して、教育長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 教育の現場にこそ福祉の専門家による支援が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教員の業務は多岐にわたり、多忙を極めている状況にあります。国をあげての多忙化改善の取り組みが少しずつ功を奏し、教員の時間外勤務時間は本町でも減少傾向にあります。

一方で、子供一人一人の教育的ニーズに的確に応えるため、特別支援学級や通級指導教室といった多様な学びの場での指導や、校内支援センターの設置など心の落ち着ける居場所での対応も進めており、教員の業務はより専門化しているのが現状です。

さまざまな課題や困難を抱える児童生徒に対しては、学校の指導と保護者の協力に加え、福祉の専門的な視点を取り入れた支援を行うことも重要であると認識しております。本町では、町こども家庭センターを中心とした福祉部局との連携により、その対応に取り組んでいるところです。

具体的には、子育て支援課に事務局を置く要保護児童対策実務者会議に、学校教育課職員も定例的に出席しており、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携し、支援を必要とする児童生徒に関する情報を早期に共有することで、迅速かつ適切な対応が図れる体制を整えております。

また、町内小中学校は、町こども家庭センターから定期的な巡回訪問を受けており、必要な専門機関へのつなぎや、各種相談への助言をいただいております。医療的ケアが必要な児童への対応のための学校看護師の配置についても、教育委員会とこども家庭センターが連携して対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりにつなげています。

議員から御提案のありました、学校現場での作業療法士等の専門的な福祉職員の活用につきましては、現在の福祉部局との連携体制の強化に努めながら、今後の検討課題としたいと考えます。

今後も、学校、教育委員会と福祉部局が一体となって、子供たちの発達段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援体制を構築し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を継続してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありません。

ただ、アメリカのほうでは、作業療法士が学校に入って、もう40年が過ぎようとしております。

ぜひ、オーストラリアへ行かれた際には、オーストラリアのコロハイスクールさんだったら、そちらのほうの状況とかも鑑みて、ぜひ津幡でも取り入れたらいいようなものがありましたら、ぜひそれをつなげていただければと思っております。

続きまして、3つ目の質問にいかせていただきます。

3つ目は、投票済み証明書の導入について問うてございます。

投票済証明書の交付につきましては、法的根拠がないとか利益誘導や買収につながるとして、交付していない自治体もあります。ただ労働基準法第7条では、公民権行使の保障を定めていることから、労働時間中に選挙へ行ったことを証明できるものを、労働組合や会社に提出を求められるケースもあるそうではあります。

私の友人知人の中には、それとは別ですが、デザイン重視で非常に可愛いキャラクターが記された、しおりサイズのを期日前に行ってきましたと、投票済証明書をSNSにアップしている人もおりました。他の自治体には若者に人気のキャラクターや著名人の写真などが写った投票所来場者カードというようなものもあるようでございます。

私は、投票という形で、この社会に意思表示をしたんだという誇らしい気持ちを、未来につながる1枚という形で手元に残すことは、若者にとっても少し御年輩の方でも、年齢も性別も関係なく、投票への動機づけとなると私は考えております。逆に、市民からはそんな無駄だという声が上がリ、経費削減を理由として大阪市では投票済証の交付を廃止したそうであります。その代わりに申し出があれば、投票済票を発行しているようでございます。

一概に、投票済証明書の交付が投票率の向上につながるわけではありませんが、もらうということを楽しみにしていることもいらっしゃるということは、忘れてはいけないところではあるのではないのでしょうか。場所によっては、飲食店やカフェ、美容室や映画館などでドリンクが1杯無料になったり、飲食代の10%をオフしていただいたり、次回の買い物や飲食に使えるクーポン券の申請など、センキョ割というものもあるそうです。中には、きょうだけ限定というようなものやポイント還元などのお得な活用法もあるようでございます。

もともとは若者の投票率を上げようと始まったこちらのセンキョ割のキャンペーンも、今や幅広い世代に浸透し投票の動機づけの一つにもなっていると言います。

そこで、町内で投票済証明書を発行していない理由と、他の自治体における調査研究を実施し、今後の投票済証明書の導入について、総務部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 投票済証明書の導入について問うの御質問にお答えいたします。

投票済証明書は、有権者が投票した際に希望者に発行する証明書であり、SNSでの広報効果やセンキョ割との連携など、選挙への関心を高め、投票率向上につなげる一つの手法であると認識しております。

しかしながら、投票済証明書が店舗等における割引サービスに活用されることは、公的機関である選挙管理委員会が発行する証明書が、特定の営利活動に直接的に結びつくため、選挙の公正や政治的中立性の観点から、慎重な議論が必要とされているものでございます。

また、投票済証明書が投票の強制など本来の趣旨とは違った目的で利用されるおそれも指摘されており、その導入については慎重な検討が必要であると考えております。

投票率の向上は、重要な課題であると認識しており、本町といたしましては、まずは利用しやすい期日前投票所の整備、投票環境の充実や選挙時における啓発活動といった、選挙本来の趣旨にのっとった手法により、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

一方で、投票済証明書には、若年層への訴求力や投票への動機づけといった効果も期待されることから、県内でも既に導入している自治体における効果や課題などについて調査研究を行い、本町における導入の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

中立性を保っていただいて、慎重な意見を交わしながらも、何か新しい試みが生まれたらいいなというふうに思っております。

それではですね、4つ目の質問に移らせていただきます。

春休み期間中にモバイルバッテリーの回収を強化せよでございます。

この春、進学や就職で親元を離れて新生活を送り始める若者が、津幡町から巣立っていきます。若者にとって必需品となっているスマホやタブレットだけではなく、イヤホンなどの電子機器を外先で充電できる、リチウムイオン電池を内蔵した持ち運び可能なモバイルバッテリー、いわゆるポータブル電源など、新生活を機に買いかえることも少なくないと思われます。

このモバイルバッテリーが原因での火災も広く周知されてきていると思われまます。内蔵されたリチウムイオン電池は、衝撃による破損、熱、経年劣化により火災が発生するケースがある。それもよく皆さんに周知されてきているとは思います。特に、これから暑い夏になれば車内はもちろん家庭内でも火災の危険性は高まることが想定されます。だからこそ、新生活を迎えたこの春休みなどに不要になったモバイルバッテリーだけではなく、この夏家庭内で眠ることの可能性のあるようなモバイルバッテリーの回収を強化してはどうだろうかと考えております。

そこで生活環境課長に、春休み期間中に家庭に眠る不必要なモバイルバッテリーの回収を強化すべきではないかとお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 春休み期間中にモバイルバッテリーの回収を強化せよの御質問にお答えいたします。

充電式電池、特にリチウムイオン電池は、軽量、かつ繰り返し充電して利用できるため、モバイルバッテリーやスマートフォンを初め、日常生活でよく使われるさまざまな製品に広く使用されております。

一方で、近年、リチウムイオン電池を使用した製品が、他のごみに混ざって廃棄されたり、衝撃や高温下で利用されるなど不適切な取り扱いにより、ごみ処理関連施設や家庭などで火災が発生し、全国的な問題となっていることから、国からも注意喚起がされております。

本町では、不要になった、モバイルバッテリーなどの充電式電池等は、毎月1回実施される容器包装・資源物の計画収集に加えて、常設資源回収施設つばたレコにて常時回収を行っております。

回収・処分に際しては、端子をテープで絶縁するなど、ごみカレンダー等に記載されている適切な方法、状態で廃棄されることが、火災予防には極めて重要となります。

回収方法や注意喚起情報については、ごみカレンダーやホームページに記載しているほか、これまで町広報誌やSNSでも発信しており、河北郡市広域事務組合が発行するチラシも、広報とあわせて、昨年は年2回、全世帯に配布しております。

御質問のとおり、春は進学や就職を機に、充電式電池等の購入や買い替えがふえることが予想されるため、適切な回収・処分方法については、継続的な周知が重要と考えております。

買い替え等により不要となった古い充電式電池等については、意図せず危険な場所に放置され、火災の原因となるおそれがあります。速やか、かつ、適切に処分していただけるよう、引き続き、SNS等も活用して定期的に周知を行うことも検討し、火災予防やリサイクル推進の強化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありません。

なかなか家族でもたまたま帰ってくる子供や孫の机の引き出しとか、クローゼットの中にしまっちゃってるものを全て把握してるってのが少ないはずですので、火事のほうを未然に防ぐためにも、この春休みに、この一般質問の答弁がうまく周知していく一つになったらいいなということで質問をさせていただきました。

以上で、3番、東克彦の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東克彦議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、10分間休憩いたしますので、午後2時25分から一般質問を再開いたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後2時16分

〔再開〕 午後2時25分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

9番 西村稔議員。

〔9番 西村稔議員 登壇〕

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

令和7年度最後の一般質問を2問させていただきますけれども、河北中央病院が中央公園を利用してするっていうことを聞きまして、あそこに矢田富雄先生と矢田剛先生の銅像があるのに、あの辺を残して、また3人目の銅像も足すかもしれないので、その辺も十分検討していただきたいと、こういうふうに思っております。

それでは、1問目の質問をします。

石川県議会議員27年間、津幡町町長を4期16年間、合わせて43年間務められ、町制発展のために努力され、しかも町民の高い支援を得られた、また全国町長会副会長を務められたことに敬意を表します。

町政4期16年間の成果と継続事業の進捗状況と、今後の津幡町のこれからのビジョンをどのように考えているかをお尋ねしたかったのですが、成果に関しては、先ほど町民の安心安全が一番

大事ということで、よく理解できましたので、改めて継続事業の進捗状況と今後の津幡町のこれからのビジョンをどのように考えておるかをお尋ねいたします。また見解をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の43年間の政治家としての思いと今後の津幡町についての御質問にお答えいたします。

先ほど、小町議員の質問の答弁で成果については述べさせていただきましたが、津幡町長に就任して以降、住んでよかったと実感できるまちづくり、そして町民の皆様の安全安心を最優先にしたまちづくりを信条として、津幡町の繁栄を願い、また町民の皆様の負託に応えるため、全力で町政発展に邁進してまいりました。

西村議員におかれましては、たびたび激励もいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

政治は生き物であります。そのときどきで、状況は刻一刻と変化してまいります。将来を展望する明確なビジョンを持ちつつ、変動する社会情勢に瞬時に呼応し必要な政策、施策を打ち出していかなければ、町の発展はないのではないかと私は考えております。これまでの4期16年において、常にそのことを念頭におき、町政を担ってまいりました。

現在、津幡駅東口の整備が進んでおり、これが完成すれば、さらに新しい人の流れが創出され、定住人口・交流人口の拡大につながると考えております。将来、単独市政を宣言できる日も夢ではないと自負しております。

このように、4期16年にわたるさまざまな施策が着実に成果を上げて実を結び、未来に向かって一歩ずつ前進していると思っております。

しかしながら、新公立河北中央病院の建設、津幡駅東口及び体験型観光交流公園の整備、さらには津幡駅・倶利伽羅駅間新駅の設置など、政策の達成状況はまだまだ道半ばであります。

今後の津幡町のビジョンにつきましては、次の新しいリーダーとなる町長にお任せし、私の考えについてお伝えすることは控えさせていただければと思います。願うなら、新しく町長に就任される方には、現在の事業を継承していただきながら、別の視点での新しい考え方で、津幡町のさらなる魅力を引き出していきたいと思っております。そして、常に前進していただきながら、誰もが住んでみたい、住んでよかった津幡町、孫の世代、その次の世代まで引き継がれていく町となるよう強い信念と情熱を持って、職員一丸となって町政に取り組んでいただくことを期待しております。

今後におきましても、残すところ2カ月足らずの任期となりましたが、全力で取り組んでまいりますつもりでございます。

よろしく願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 長い間本当に御苦労さまでございました。

後は、お体を大事に、また町の町政発展のためにアドバイスしていただくようお願いしまして、第1問目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2問目、教育長にお尋ねいたします。

津幡町の小中学生の不登校の実態と改善策についてお尋ねいたします。

令和元年4月1日から令和8年1月末までの不登校の学年別の人数はどのようになっていますか。年度別の人数はどのようになっているか。不登校であったが、何らかの働きかけによって登校するようになった、年度ごとの人数はどのようになっているか。

不登校になる要因の分析を項目ごとに回答をお願いいたします。その改善策の項目は幾つありますか。そして、内容はどのようになっていますか。親は子供が学校へ行くように話し合ったり、気長に学校へ行く日を待っていても学校へ行ってくれない。親は、生活して生きていかなければならないので働きに行っています。子供を家に一人おいて仕事に行くのは大変心苦しいと言っている母もあります。

成績優秀な学生の実態を打ち明かすと、成績は勉強さえすれば上がり理解もできるが、社会に対して自己を表現するには実態を捉えて偽りの自分を出さないと認めてもらえず、嘘の雪だるまをつくらないと生きていけない。そんな自分が嫌で生きる望みを失ってしまうと言っております。

成績重視といびつな社会とのギャップをどのようにしていけば、人間形成ができていくかをお尋ねいたします。

また、新聞によると、教育長は任期途中で退任するということですが、積み残された課題を、次の教育長にどのように引き継いで実践していただくのかについても御回答をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 津幡町の小中学生の不登校の実態と改善策についての御質問にお答えいたします。

まず、令和元年度から令和8年1月末までの不登校児童生徒の数と、支援等により登校することができるようになった児童生徒の数について、年度別にお答えいたします。

令和元年度は、不登校者数が56人に対し、登校できるようになった数が6人、令和2年度は78人に対し16人、令和3年度は97人に対し39人、令和4年度は96人に対し35人、令和5年度は102人に対し48人、令和6年度は96人に対し33人、そして今年度は、令和8年1月末時点での不登校者数は80人で、登校できるようになった数については、年度末での集計としているため、現時点では未確定です。

全国的に不登校の数が過去最高となる中、本町では、小学生の増加が見られる一方、中学生は横ばいからやや減少傾向にあり、全体数としては近年おおむね横ばいの状況です。

御質問にございました不登校の要因分析と改善策の項目につきましては、不登校の背景を、学校に関わる要因、家庭に関わる要因、本人に関わる要因といった3つの項目に大別することがあります。しかし、現実には、不登校の背景や要因は子供一人一人異なっており、幾つかの要因が複合的に重なっているケースが見られます。

したがって、具体的な改善策につきましても一人一人異なり、学校や家庭、福祉部局が連携を密にしながら、その子にとって何が最善かを話し合い、その子らしい社会的自立へのステップを一步步共に歩めるよう、柔軟な支援を継続して行っております。

御質問にございました、人間形成の実現のためには、学校や家庭、地域社会において、自分の弱点も含めた、ありのままの自分を受け入れてもらえるという安心感が不可欠であると、私は考

えております。そして、子供たちが笑顔で自分らしく居られる場所を学校や家庭、地域の中をしっかりとつくること、そして、多様な体験活動や人とのかかわりを通して自己存在感を育んでいくことが大切であると考えております。

最後に、私の退任による課題の引き継ぎについて申し上げます。

教育を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、デジタル化、グローバル化など、進展により大きく変化しています。多様化する子供たちの学びの保障や、地域とともにある学校づくり、生涯学習やスポーツの振興を含めた教育環境のさらなる向上など、本町が取り組むべき教育課題は多岐にわたります。これらの課題につきましては、これまで教育委員会で重ねてきた議論の経過や、保護者や地域の皆様から寄せられた声、そして現場の職員の思いも含め、次期教育長へ申し送りできるようにしたいと思います。

ふるさと津幡を愛し、未来を開く心豊かな人づくりのために、教育委員会が一丸となって、確かな歩みを次の代へつないでいけるよう、最後の日まで誠心誠意努めてまいりたいと思います。

御理解をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をさせていただきます。

今、不登校人数を聞きまして、非常にたくさんいるんだなとびっくりしましたがけれども、またいろんな工夫によって学校へ行くようになった子どもたくさんいるし、すごく問題解決に努力しておいでるなということはあるんですけども、何しても行かない子もいるんで、学校へ行きたくないという子供がいるわけなんで、そういった子らを家に一人で閉じ込めておくというのは、大変な話なんで、どこか今できた施設みたいなどころへでも、楽しんで遊びに来れるような環境をつくれなものかどうか、その辺、もう一度、教育長にお尋ねします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 西村議員の再質問にお答えいたします。

学校へなかなか足が向かない、そういう子がいるということで、本町では、福祉教育プラザの2階に教育センター、その中に教育支援センターをつくりました。

ここは、学校のような時間割があるわけではなく、子供たちが自主的に自分で学習を進めたり、体を動かしたり、そういう形で子供たちを迎えて対応しております。

年間の計画の中には、校外活動も設けて、喜んでこれに参加している子供たちもおります。家でやはり閉じこもっている子、これをどうやって、外へ出てもらえるようにするか、最終的には子供たちの社会的な自立ということが目標になりますので、少しでも、周りの人と関われる、そういった環境をこれからもつくってまいりたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

不登校の生徒は、津幡だけじゃないと思いますので、この津幡に新しくできたそういったのを県全体にPRして、津幡に移住していただくような、また考えていただくよう、よろしく申し上げます。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

きょうは2つの質問をさせていただきます。

まず、初めの質問です。保育園給食の無償化をお願いしたいということで質問いたします。

現在、保育園では3歳未満児まで給食費は保育料に含まれています。でも3歳になると給食費はご飯も副食費も徴収されます。

小学校は今年の4月から、中学校は去年の2学期から無料となりました。

給食は食育と言って学習の一部です。生まれた時から食育を通してもらって中学校まで無償で行けたらどんなにかいいことではないでしょうか。津幡町の給食はおいしいという評判です。おいしい給食で育つ子どもは幸せです。

保育園では3歳時未満まで給食費は保育料に含まれているのですから、3歳児以上が無償になってもお金の問題以外は問題ないのではないかと思います。

小学校や中学校が無償になっているのに保育園だけ有償というのは筋が通らないのではないのでしょうか。

子育て支援課長、ぜひ、保育園でも給食費無償化をお願いします。

よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 管田子育て支援課長。

〔管田邦雄子育て支援課長 登壇〕

○管田邦雄子育て支援課長 塩谷議員の保育園給食の無償化をとの御質問にお答えをいたします。

まず、本町の保育園給食をおいしいと御評価いただきましたことは、調理に携わる職員や関係者にとりまして大変励みとなるものであります。幼児期は生涯にわたる望ましい食習慣や食への関心を育む上で大切な時期であり、給食は日々の食事の提供にとどまらず、食育を推進する上でも重要な機会であると認識しております。今後も、安全・安心で質の高い給食の提供に努めてまいります。

その上で、給食費無償化に関する本町の考え方について申し上げます。

本町では、中学校給食を令和7年9月から、また小学校給食を令和8年1月から無償化しております。これは、義務教育である小中学校において、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、公費負担により実施するものです。

一方、保育園の利用は申込みに基づく任意の利用であり、制度上の位置づけが義務教育とは異なります。また、ゼロ歳から2歳児クラスにつきましては、保育料の中に給食に係る費用が含まれているため、給食費を別立てで徴収しておりません。

3歳から5歳児クラスにつきましては、国の幼児教育・保育の無償化により保育料は無償化されている一方で、給食費は保護者負担が基本となっております。ここで申し上げる、幼児教育・保育の無償化とは、令和元年10月から実施されている国の制度であり、認可保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの保育料を原則無償とし、住民税非課税世帯についてはゼロ歳から2歳児クラスも対象とするものです。

なお、給食費は実費負担が基本ですが、一定の要件のもとで負担軽減の仕組みが設けられてお

ります。本町では、これに加え、本町独自の制度として、一定の所得水準にある、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子供が3人以上いる世帯について、第2子以降の副食費を月額4,800円を上限として免除し、保護者負担の軽減を図っているところであります。

仮に、本町が3歳から5歳児クラスの給食費を町独自に一律無償化する場合、毎年度継続して多額の財政負担が生じ、安定的な財源確保が課題となります。加えて、近年の物価高の影響により食材価格や調達環境が変動する中であっても、食育の観点を大切にしながら、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供する体制を確保する必要があります。

以上のことから、保育園に通う3歳から5歳児クラスの給食費無償化につきましては、財政面に加え、物価高を踏まえた安定供給・品質確保の観点からも課題があるため、現時点で直ちに実施することはできないと考えております。

一方で、給食費の無償化は、就学前にとどまらず就学後も見据えた、切れ目のない子供支援として捉える必要があると認識しております。基本的には、国がしっかりと制度設計し対応すべきと考えておりますが、今後、県の動向や町の財政状況を注視しつつ、他の子育て支援策との優先順位を踏まえ、負担軽減のあり方を検討してまいります。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 無償化できないっていうことは、大変残念なことです。でも子供たちが保育所に行くのは、もうほとんど行っているのではないのでしょうか。小学校でも中学校でも無償になっているわけですから、保育園児の給食品が無償になるのもそう遠くはないのではないかと思いますので、また一般質問でお願いしたいと思います。

では、2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、道路上の白線をきちんと引いてほしいということです。

道路上の白線がきちんと引かれていません。

薄くなっているところや消えかかっているところもあります。道路工事が終わったところはきちんと引かれていますが、それも工事が終わったところだけです。薄くなった線は高齢者には見分けがつきにくく交通安全にとっては都合が悪くなっています。一方、夜間でも白線があれば、それに沿って進み安心して走行できます。国道や県道は県の仕事となっているかと思っておりますので、県に線引きをお願いしてください。

きっと町も発注していらっしゃるのかと思いますが、仕事ははかどらないのでしょうか。町なかの道路は白線がきちんと引けていないところが多いので、都市建設課長、きちんと引かれるようによろしくお願いいいたします。

○八十嶋孝司議長 松岡都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 道路上の白線をきちんととの御質問にお答えいたします。

道路上の外側線やセンターラインなどの区画線につきましては、自動車の走行などにより摩耗し、徐々に視認性が低下していくため、適切な時期に引き直し補修を行う必要があることから、町では毎年、町道の区画線の補修工事を実施しており、直近の令和3年度から7年度までの5年間では、約5万メートルの区画線を引き直しております。

町が管理する道路の区画線の全体延長が長く、また事業費も限られていることから、引き直しを行うまでの間に摩耗が進み、かなり見えづらくなってしまいう場合もございますが、今後

も道路パトロールなどにより区画線の摩耗状況を把握するとともに、交通量や緊急性などを総合的に判断し、適正に区画線補修を実施することにより、安全で安心な道路交通環境の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、国道や県道の区画線の補修につきましては、各道路管理者の判断により行われるものですが、これに関して地元区などから町へ要望が寄せられた場合には速やかに連絡を行うなど、今後も国や県との連携を密に取りながら、よりよい道路管理に努めてまいりますので、あわせて御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 最近、道路工事が割合進んでいまして、その場所の白線は引かれています。だから工事の場所だけでなく、その前後をちょっと引いていただけるといいかなと思います。よろしくをお願いいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島、今年度最後の質問をさせていただき機会をいただきありがとうございます。

最初は、ガバメントクラウドにおける個人情報保護と町民負担についてでございます。

国は現在、自治体が保有する住民基本台帳、税情報、福祉や保険に関する情報、さらには将来的には医療や健康に関するデータなど、極めて重要な個人情報を含む基幹システムについて、全国で標準化を進め、その基盤としてガバメントクラウドを活用する政策を推進しております。

これは、システムの老朽化対策や、行政運営の効率化などを目的としたものと理解しております。

本町の基幹システムは、これまで富士通のシステムを利用してきたと聞いておりますが、富士通がAWS（Amazon Web Services）と業務提携していることから、今後は、国が進めるAmazonのガバメントクラウドを利用する流れになると認識しています。その結果、住民基本台帳や税、福祉など、町民の生活に直結する極めて重要な個人情報が、外国企業が提供するクラウド基盤の上で管理されることとなります。

Amazonはアメリカの企業であり、データサーバーが日本国内に設置されていたとしても、企業としてはアメリカの法律の適用を受ける立場にあります。アメリカには、2018年に成立した、いわゆるCLOUD法というのがあり、アメリカの捜査機関は、アメリカの管轄下にある企業に対して、その企業が管理・支配しているデータの提出を命じることができるとされています。この点については、日本の自治体のデータも理論上は対象になり得ることを、米国政府や司法省自身が公式に認めていると承知しております。

私が、問題提起したいデータ主権の本質は、最終的な判断権が、日本の自治体にはない構造に変わることです。これまでのオンプレミス型、自分のところで管理している状態では、情報を開示するかどうかの判断は自治体が行い、責任の所在も自治体にあるということが明確でした。しかし、ガバメントクラウドを利用した場合、仮に外国の法律や要請が関係する事態が生じた場合、その判断は、アメリカの裁判所や企業の法的判断に委ねられ、自治体は直接の当事者ではなくな

る可能性があります。このように、日本の法律だけで完結しない構造そのものが、データ主権の問題であると考えます。

以下、総務部長にお聞きいたします。

1 番目の質問でございます。

万が一、外国の法律や外国政府からの要請が関係する事態が生じた場合、町民の個人情報を開示しないと最終的に判断できるのは誰なのでしょう。町なのか、国なのか、それともクラウド事業者なのか、町としての認識をお聞かせいただきたいと思います。

また、万一、事故やトラブルが発生した場合、町民に対する最終的な説明責任は誰が負うことになるのか、あわせてお伺いします。

次に、費用面についてお伺いします。

現在、ガバメントクラウドに関する事業は、国庫負担金により着実に進められています。しかし、初期費用は国が支援する一方で、将来的な運用費については自治体負担となることを考えますと、外国企業のクラウドを利用する場合、為替や円安の影響を受けやすく、中長期的には町の一般財源、すなわち町民税の負担がふえる可能性もあると考えます。

また、総務課からは、一度システムを決めると、他社への乗り換えは困難であるとの説明を受けています。いわゆるベンダーロックインというものなのですが、データ形式が独自仕様であることなどにより、他社システムへ移行するには多大な費用と時間がかかり、契約や設計が特定の事業者を前提としたものとなる結果、高くても、条件が不利でもそのシステムや事業者を使い続けざるを得なくなる状況が生じます。

本町の場合、富士通との関係に加え、クラウド基盤としてAmazonを利用することにより、二重の意味でのベンダーロックインが生じる可能性があると考えます。

将来的に円安の傾向が続けば、これまで以上に町民のお金が海外に流れていく構造となり、失われた30年にわたる日本のデジタル主権をめぐる競争に負けてきたという課題が、将来の町民負担としてあらわれてくる問題とも言えます。

2 番目の質問でございます。ガバメントクラウドへの移行により、行政の基幹システムに係る費用は、現在よりも安くなると見込んでいるのでしょうか。

また、ベンダーロックインから逃れにくい構造を前提とした場合、将来にわたる町民負担について、町としてどのように認識しているのか、お伺いします。

3 番目の質問でございます。

ガバメントクラウドは専門性が高く、町民から見ると、知らない間に進んでいると感じやすい施策であると考えます。国会の審議や決議の中では、導入に当たっては自治体の主体性を確保するとともに、住民への十分な説明を行うことが求められる旨の付帯決議が付けられていると承知しております。

本町として、住民の個人情報をどのように守っていくのか、将来にわたる財政負担をどのように見通しているのかについて、町民に対し、どのような形で情報提供や説明を行っていくのか、町の見解をお伺いしたいと思います。

お願いします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 中島議員のガバメントクラウドにおける個人情報保護と町民負担の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問のうち、外国の法律や外国政府からの要請が関係する事態が生じた場合、町民の個人情報を開示しないと最終的に判断できるのは誰なのかとの御質問にお答えいたします。

国の見解によりますと、ガバメントクラウド上のデータは日本国の行政データであり、国際法上の主権免除の対象とされております。仮にクラウド事業者に対して外国政府等から開示の求めがあった場合、クラウド事業者においては開示に応じず、国へ速やかに通知する取り扱いとされておりますので、主権免除に関する最終的な対応は、日本政府が行うこととなっております。

次に、事故やトラブルが発生した場合、町民に対する最終的な説明責任は誰が負うのかとの御質問につきましては、町民の皆様への最終的な説明責任は、町が負うこととなります。事故の原因がクラウド基盤やシステムそのものにある場合には、町がクラウド事業者やシステム事業者の詳細な報告を求めた上で、町民の皆様へ説明を行うこととなります。

次に、2つ目の御質問のうち、ガバメントクラウドへの移行により、基幹システムの費用は現在より安くなるのかとの御質問にお答えいたします。

本町では、令和8年1月に介護システムを除く基幹業務システムについて、国が定める標準準拠システムへの移行を完了いたしました。移行後は、システム利用料のほか、保守費用、サーバ利用料、回線利用料等の合計が、従来システムの運用費用に比べて大幅に増加しております。現時点では運用費用は自治体が負担することとなっておりますが、国から交付税措置や補助制度が示されるとの話もありますので、その推移を注視してまいります。

なお、利用するクラウドサービスの料金に外貨建てが含まれることから、為替の影響により利用料が毎月変動しております。現在、国が固定レートでの支払いができるよう調整を進めており、本町では再来年度からの変更を検討しているところでございます。

次に、ベンダーロックインから逃れにくい構造を前提とした場合、将来にわたる町民負担について、どのように認識しているかについてお答えいたします。

国は、このベンダーロックインを解消するため、システムの仕様を共通化する、標準準拠システムへの移行を進めてきましたが、標準準拠システムを提供するベンダーによっては、特定のガバメントクラウドでしか正常な稼働を保証しないとといったケースもふえております。

ガバメントクラウドの基準を満たすサーバが、国外事業者に偏っているとの指摘もございしますが、その背景には、稼働実績や提供機能、移行時の確実性など、複数の要因があるものと認識しております。

昨今は、ガバメントクラウドの基準を満たす国内サーバも出ており、使い方によっては費用面で有利になる場合もございしますので、今後は適材適所での利用をベンダー側に要望してまいりたいと考えております。

最後に、住民の個人情報をどのように守っていくのか、将来にわたる財政負担をどのように見通しているのかの御質問にお答えいたします。

標準準拠システムへの移行につきましては、予算の委員会審議等を通じて御説明してきたところですが、今回利用しているガバメントクラウドは、国が求める厳格なセキュリティ基準を満たすとともに、高い可用性を確保したサーバでございします。

従来のシステムでは、県内のデータセンターを利用しておりましたが、大地震を経験した自治

体として、より高い安全基準を満たしたサーバにデータを預け、何があっても業務を継続することができる体制を整えることこそが、町民の皆様への責務であると考えております。

今後、個人情報保護の取り組みや費用負担の考え方などにつきましては、町ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、国に対しては、ガバメントクラウドの利用状況や費用負担の見直し等について、詳細な情報提供を求め、費用の透明性向上と適正化に努めてまいります。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な、御回答ありがとうございます。再質問はございません。

国の交付税措置がどれくらい来るのかっていうのは、まだわからないということなので、そこも含めて、政府にきちんとした対応をお願いをしたいと思っております。

Amazonだけではなくて、Google、Apple、Microsoft、私たちのお金が海外に流れていく仕組みを次の世代にも影響が行きますから、ここは、きっちりと私たちがいろいろ仕組みを考えていくべきかなと思っております。ありがとうございます。

次の質問に行きます。

主体性と当事者意識が芽生える教育についてでございます。

津幡町においても、全国的な流れと同様に学校現場では、教員の業務量の増加、保護者からの要望の多様化、地域力の低下などが重なり、不登校やいじめへの対応、学校運営など、学校が担う役割は年々大きく、かつ複雑になってきていると感じています。その一方で、教員志望者の減少という構造的な課題もあり、校長や教職員が、限られた人員の中で非常に重い責任を背負っている現状があります。

こうした中で、町民の方からは、問題が起きたとき、誰が責任を持つのか分かりにくい、校長なのか、教育委員会なのか、町なのか、県なのかといった声を耳にすることもあります。

制度を整理いたしますと、校長は、学校教育法に基づき、学校運営の責任を担い、町教育委員会は、校長や学校に対する指導・管理・支援を担う。校長や教員の人事は、県の教育委員会が担う。教育に関する予算は、町長が提案し、議会が審議・承認する。教育の基本的な制度設計や指針は、国が示す。

このように、教育に関わる権限と責任は、一つの主体に集中するのではなく、複数の主体に分かれて配置されています。これは、戦後、教育の政治的中立性を確保するためにできた仕組みと理解しております。しかし、学校が抱える課題がこれほど複雑化し、現場の負担が限界に近づいている今、この分担構造が、必ずしも十分に連携しきれていないことで、結果として、校長や学校現場に責任が集中してしまっているのではないかと感じております。

教育長におかれましては、こうした困難な時代の中にあって、長年にわたり津幡町の教育行政の第一線に立ち、現場と子供たちを支え続けてこられたことに心から敬意と感謝を申し上げます。

その上で、この状況を、校長や教職員、教育長個人の努力に委ねるのではなく、関係する人がそれぞれの立場で責任を持ち、連携して教育を支えていく必要があるのではないかとこの問題意識のもと、以下、質問をさせていただきます。

最初の質問でございます。

校長の裁量と学校改革の可能性について、校長は、学校教育法により校務をつかさどる者とされ、教育内容や日常的な学校運営については、一定の裁量が認められています。学校の当たり前

をやめたという著書で有名な、元千代田区立麴町中学校長の工藤勇一氏は、担任のチーム制や定期テストのあり方の変更など、子供が自ら考え、決定する場面をふやす学校運営を実践されました。

そこでお伺いしますが、津幡町においても、校長の裁量によって、主体性や当事者意識を育てることを目的とした学校改革を行う余地はございますか。

制度上、どこまでが校長の判断で可能であり、どこからが教育委員会や行政として関与すべき範囲となるのか御所見を伺います。

2つ目の質問でございます。

改革に挑戦する校長を支える連携体制について、仮に、従来の学校運営の枠にとらわれず、子供の主体性や自己決定を重視した改革に挑戦しようとする校長が、津幡町の学校に着任した場合、町教育委員会として、そのような校長の取り組みをどのような姿勢で支え、連携していく考えでしょうか。また、改革に伴って保護者や地域との調整が必要となる場合、教育委員会は、役割を果たすべきと考えているのか御所感を伺います。

3つ目の質問でございます。

主体性と当事者意識について、これは大人になったらできるとかいうことではなくて、先ほどの工藤氏は、主体性や当事者という意識は、学校に入ってから突然育つものではなく、幼少期における親や周囲の大人の関わり方、すなわち、子供に自己決定の機会を与えず、過剰に先回りしたり、指示や管理を重ねたりする関わりが、結果として、主体性や当事者意識を育ちにくくしているのではないかという問題提起もされております。

さらに、その延長線上に私たち大人自身が主体性や当事者意識を持ちにくくなり、社会や政治への参加意識が低下しているのではないかと指摘されております。

そこでお伺いしますが、津幡町として、主体性や当事者意識を育てる教育を進めるに当たり、学校だけではなく、親や地域の大人自身の意識や関わり方についてどのように位置づけているのか、社会教育や家庭教育の観点から御所見を伺います。

最後の質問でございます。

教育における連携責任の考え方について、校長の学校運営責任は重いものの、人事は県の教育委員会、予算は町長と議会、指導・管理は町の教育委員会、制度設計や指針は国、このように、教育は多くの主体の連携によって成り立っています。津幡町として、この教育の仕組みの中で、それぞれが役割を果たし、連携して責任を担う体制として、今後どのように機能させていきたいと考えているのか、教育長の御初見を伺います。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 主体性と当事者意識が芽生える教育についての御質問にお答えいたします。

最初の御質問の、校長裁量と学校改革の可能性に関することについてです。

校長は、学校教育法をはじめとする法令を遵守しつつ、その権限において学校運営を担っております。学校の最高責任者としての校長の主な役割は、児童生徒の命と安全を守る危機管理、国の学習指導要領に基づく教育課程の編成と管理、児童生徒の学力保障のための指導体制の整備、教職員の監督と育成などです。そして、PTAや地域住民、関係機関との連携のあり方を判断し、

学校の代表として対外的な折衝を行うことも大切な役割です。

また、校長には、学校経営においてリーダーシップを発揮するための権限、いわゆる裁量が与えられており、どのような学校にしたいか、どのような子供に育てたいかといった学校経営方針を策定することができます。その目指す学校づくりのために、例えば、学校目標に基づいたカリキュラムの編成、行事の企画・運営、担任等の配置や業務分担、配分された予算の使途の決定などは、校長の裁量の範囲となります。従って、校長の判断で学校改革を行うことは十分可能であると考えております。

次に、2つ目の、改革に挑戦する校長を支える連携体制についてです。既存の枠組みに捉われず、改革を志す校長に対しては、その取り組みが教育課程から逸脱せず、本町が目指す教育目標に合致し、かつ、子供たちの主体性や、周囲の人々も納得させられるような解決策を求めていく力の育成に有効であるなら、町教育委員会としては校長を支援していきます。改革に伴い、保護者や地域との対話や調整が必要となる場面があれば、町教育委員会が校長と共にその意義を説明し、責任を分担するパートナーとしての役割を積極的に果たしていくべきであると考えます。

次に、3つ目の、親や地域の大人自身の意識や関わり方についてです。

第2期津幡町教育振興基本計画では、持続可能な社会のつくり手の育成を掲げておりますが、そのためには大人が子供のことを信じ、その主体性を尊重する姿勢が不可欠です。今般の冬季オリンピック・ミラノ・コルティナ大会の女子フィギアスケートで金メダルを獲得したアリサ・リュウ選手が一度引退しながらも、みずからの意思で再びリンクに立って活躍したように、人は主体性を手にした時にこそ、真の力を発揮します。

まず、保護者の皆様には、これまでと同様に、お子様の生活習慣や道徳心の育成といった家庭の役割を果たしつつ、学校と目標を共有して連携をお願いしたいと思います。また、地域の皆様には、地域の子供は地域で育てるという意識のもと、子供たちの心豊かな成長のために、共に課題解決に取り組んでくださるパートナーであっていただきたいと思っております。そのためには、大人自身が地域課題に当事者意識を持って取り組む姿を子供に見せていく必要があります。大人が子供たちを待つ余裕を持ち、自ら主体性を示すことで、予測困難な多様化した時代を生き抜く、心豊かな人づくりを家庭・地域と共に進めていくことができるものと考えます。

最後の御質問の、教育における連携責任の考え方についてです。

教育に関する責任は、一見、制度上分散しているように見えますが、議員御指摘のとおり、多くの主体の連携によって成り立っており、この連携を強めることが教育施策を推進する強みとなります。

学校を直接統括する町教育委員会は、学校訪問や毎月の校長研修会を初め、日々の詳細な報告・連絡・相談を通じて学校現場の状況をリアルタイムで把握し、また、いじめなどの喫緊の課題については、教育委員会内でも対応を協議し、学校への迅速な指導・助言に努めております。また、不登校や不登校傾向にある児童生徒への対応については、町教育センター内のパイン教室が大きな役割を担っており、学校や関係機関とも密に連携をとっています。この体制は、学校だけで不登校の課題を抱え込むのではなく、行政が専門的な立場からの指導助言と居場所づくりを行い、学校と連携して子供を支える体制の象徴でもあります。

今後も、学校への直接の指導や予算措置を担う町、教職員の人事を担う県、そして大きな方針や制度制定を担う国が、それぞれの役割において、連携して責任を果たし、チームとしての機能

をより確かなものにしなが、子供たちが安心して学習できる教育環境を築き上げてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はありません。

大変納得できる、共感できる素晴らしい答弁をいただきました。ありがとうございます。

私の問題意識は、教師になる人が少ないということで、質が低下しているということです。私は学校の先生に頑張ってもらうしかない、みんなで支えるしかないというのが、私の立場なので、ぜひまたよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

3番目の質問に行きます。

長期継続事業の検証と見直しの仕組みについてでございます。

津幡町には、観光振興、教育、国際交流、地域活性化などを目的として、長期間にわたり継続している事業が幾つも存在しています。これらの事業は、いずれも一定の意義や期待を持ってスタートしたものと理解しています。

一方で、第6次総合計画策定に当たって実施された町民アンケートを見ると、地震や豪雨災害を経験したこともあり、道路、治水、防災などのインフラ分野の重要度が高い一方、観光振興や国際交流については、重要度が低い分野として示されています。

たまたまですが、町が長年継続している事業の中にも、重要度が低いと示された分野に該当するものが含まれています。

観光振興では、大河ドラマ誘致推進事業は約16年、国際交流では、中学生の海外派遣交流事業が20年になります。

最初の質問でございます。

例えば、10年以上継続している事業について、当初の目的が現在も妥当か、町民意識や社会情勢の変化と合致しているか、定期的に検証、評価する統一的な仕組みは整備されているのでしょうか。

2番目の質問でございます。

アンケートなどにより重要度が低いと示された場合、既存事業の優先順位を見直したり、縮小、再設計、終了を検討する明確な判断基準やルールは町として設けているのでしょうか。

3番目の質問でございます。

民間企業では、事業を始める際に、あらかじめ評価時期や撤退条件を想定いたします。行政事業においても何年継続したら必ず検証するのか、どのような状態になれば見直しや終了を検討するのかといった、誰が見てもわかる共通ルールや基準を制度として設ける必要があるのではないのでしょうか。個別の事業については是非を申したいわけではございません。

ただ、一度始めた事業が目的や成果を十分に検証されないまま、やめられない事業になってしまうということは、行政運営として避けるべきであり、町民の信頼にも関わる問題であると考えます。

今後、長期継続事業について、見直しや終了も含めた行政運営の仕組みを整えていくお考えがあるのか、総務部長の見解を伺います。お願いします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 長期継続事業の検証と見直しの仕組みの御質問にお答えいたします。

まず、1つめの継続事業について、定期的に検証、評価する統一的な仕組みは整備されているかとの御質問にお答えいたします。

現時点におきまして、全ての継続事業を一律に検証・評価する統一的な仕組みはございません。各事業においては、それぞれの目的達成に向けて執行しておりますが、議員御指摘のとおり、開始から長期間が経過する中で、当初の目的が現在の町民ニーズや社会情勢と乖離していないかを確認する視点は、効率的な行政運営を行う上で重要であると認識しております。

次に、2つめのアンケートなどにより重要度が低いと示された場合、既存事業の優先順位を見直したり、縮小、再設計、終了を検討する明確な判断基準やルールは、町として設けているかの御質問にお答えいたします。

現時点では個別の事業ごとに撤退や縮小を判断する固定的な数値基準は設けておりません。

しかしながら、優先順位の見直しや既存事業の検証を行っていないわけではございません。予算編成時はもちろん、決算にあわせて作成・公表している主要な施策の成果において、各事業の進捗や成果を確認しており、その中で事業継続の適否についても毎年度検討を行っております。

このほか、総合戦略においては施策ごとに重要業績評価指標（KPI）による事業進捗の確認と成果検証を行っており、教育・福祉など分野ごとに定めた個別計画についても、同様の検証を実施しているものもあります。また、おおむね5年としている各種補助金の交付要綱につきましても、要綱の期限到来前に公益性、公共性、必要性などを評価した上で継続・廃止の判断を行っております。

町民アンケートの結果等により、相対的に重要度が低いと示された分野は、その成果が目に見えにくい、あるいは成果としてあらわれるまでには時間を要するものが多く、また公共性や福祉的な観点からも、アンケート結果のみをもって事業の縮小・廃止等を判断できるものではありません。しかしながら、こうした分野につきましても、議会や監査委員による決算審査の過程を通じて、常に事業のあり方を精査するよう努めております。

最後に、3つめの行政事業においても、どのような状態になれば見直しや終了を検討するのかといった共通ルールや基準を制度として設ける必要はないかとの御質問にお答えいたします。

民間企業のように、売上や利益といった明快な業績指標があれば、事業の拡大、縮小、継続、廃止の設定も比較的容易ですが、行政事業は多岐にわたり、その効果も直接的な経済効果だけでなく、将来にわたる安心な暮らしの確保や、町への愛着を育むといった目に見えにくい多様な価値が含まれるため、誰にでもわかりやすい一律の基準を設定することは非常に困難であると考えております。

一方で、一度開始した事業が目的や成果の検証が不十分なまま、やめられない事業となってしまうことは、限られた財源を有効に活用する観点から避けなければなりません。

今後、厳しい財政状況や社会構造の変化を見据え、長期継続事業の見直しや終了の判断をより客観的に行えるよう、どのような指標や仕組みが行政運営に適しているのか、先進自治体等も参考にしながら調査、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。再質問はありません。

民間と違って、儲からないところこそ必要なサービスもたくさんあるので、非常に難しいことなんです。ただ何かやっぱり客観的なものがね、必要なものもあるかなということで、また、検討のほうをお願いをしたいと思っております。

最後の質問に行きます。

津幡町の農業の将来についてでございます。

町長におかれましては、長年にわたり本町の町政運営の舵取りを担われ、地震も洪水も大変な時に混乱なく行政を進めてこられたことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。社会環境の変化が進む中で、安定した町政運営を継続してこられたことは、町にとって大きな意味があったと感じております。

今、本町の将来を長い視点で考えたとき、農業、とりわけ水田農業を取り巻く環境については、緊急かつ重要な課題として、次の段階に進むための問い直しが必要な時期に来ているのではないかと感じております。

本日、最後の質問は、町長がこれまで積み重ねてきたものを踏まえ、次の町政にどのような課題と視点を引き継ぐのかを確認するためのものがございます。よろしくお願ひいたします。

最初の質問でございます。

町長は、本町における農業の担い手不足、農地の維持、豊かな自然環境、食料生産の将来について、現在どのような認識を持っておられますか。これらの課題を本町の将来像に関わる重要な政策課題の一つとして捉えていらっしゃるのか、町長の御所見を伺います。

2番目の質問でございます。

本町では、地産地消や食育、化学肥料低減米・特別栽培米を活用した学校給食の取り組みが行われてきました。こうした取り組みは、子供たちにとって、津幡町にとって、意義のあるものと考えます。町長は、これらの取り組みについて、どのように現状を評価しているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

3番目の質問でございます。

これまで、農業の担い手確保や農地維持に関し、町独自として取り組んできたことについて、どのような成果があったと考えていらっしゃいますか。また、エコビレッジ構想や有機農業の推進など、ほかの自治体の取り組みも踏まえた上で、本町としてより踏み込んだ展開を検討する余地はあったのか、町長の見解を伺います。

4番目の質問でございます。

町長の業績を振り返り、農業、担い手、農地、食料という長期的な課題について、次の町政にどのような視点を引き継ぐことが大切だと考えておられますか。本町の田んぼや農地、食を守っていくために、次の町長、次の世代に託したい思ひについて、お聞かせいただければ幸いです。

お願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡町の農業の将来についての御質問にお答えいたします。議員におかれましては、私の長きにわたる町政運営、並びに令和5年7月に発生いたしました線状降水帯による災害や令和6年能登半島地震、令和7年8月豪雨災害への対応に対し、過分なる評価と温かいお言葉をいただき、心より感謝申し上げます。災害からの復旧・復興は道半ばではございますが、町

民の皆様の安全と安心を守ることは、私の最大の使命であり、任期の最後の一日まで全力を尽くし、対応してまいります。

まず、1つめの、本町における農業の担い手不足、農地維持、豊かな自然環境、食料生産の将来について、現在どのような認識を持っていますかとの御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増加など、極めて厳しい状況にあると認識しております。

これは単なる産業の衰退にとどまらず、農村風景の悪化や地域コミュニティの維持にも関わる課題となっております。私は、農業は国民の生活を支える最も基本的な営みであると捉えてまいりました。したがって、これらの課題は本町や日本の将来像を左右する最重要政策課題の一つであると考えております。

これまで、国の方針に基づき、農業者の話し合いにより、地域で中心的な役割を果たす農業者や地域農業の将来像を明確化する、人・農地プランを作成し、実効性のあるものに強化する取り組みを行ってまいりました。この取り組みにより、農地の集積、集約化が促進され、農業法人の参入や集落営農組織等の法人化が進み農地中間管理事業との連携強化により農地の流動化が推進されました。さらに、実効性のある農地集約と将来設計を見据え、令和7年3月に、10年後の農地利用を見据えた、地域計画を策定いたしました。これは、地域の皆様が話し合って進めて行く取り組みであり、この計画が礎となり今後より実効性の高い農地の集約化と担い手の確保が進んで行くことを強く願っております。

また、現在の日本型直接支払制度の活用は、本町のような中山間地域を多く抱える自治体においては特に重要であり、その中心となる中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金制度は、まさに農業と地域を守る生命線であります。この制度が、今後も本町の農業を支える柱として、引き続き堅持されるべきであると確信しております。

次に、2つめの地産地消や食育などの学校給食の取り組みについての御質問にお答えいたします。本町では、町内の小中学校の給食において、石川かほく農業協同組合と連携し、地元産の安全・安心でおいしい米及び米粉パンなどの提供を推進してまいりました。

また、令和5年度より化学肥料や農薬を低減した、特別栽培米の提供を期間限定ではありますが開始しております。これは、単に安全な食事を提供するだけでなく、子供たちが自分たちの住む町は、環境に配慮した美味しいお米がとれる町だという誇りを持つことを期待した取り組みでもございます。

生産者の皆様による出前授業なども行い、子供たちが、食と農のつながりを肌で感じることは、将来の津幡町を担う人材育成に非常に大きな意義があるものと確信しております。

一年を通じ、学校給食で特別栽培米を提供することは、費用や生産量の面で難しいですが、今後もこの取り組みが続くことを切に望むものでございます。

3点目の、農業の担い手確保や農地維持に関し、町独自として取り組んできたことについての御質問にお答えいたします。

これまでの成果といたしましては、ほ場整備事業や老朽ため池事業など生産基盤の強化を推進したことがあげられます。耕作条件が不利な地域となる中山間地域において、事業に伴う合意形成や説明を行い、耕作放棄地の解消や担い手の育成に取り組んでまいりました。あわせて認定農業者や集落営農組織への機械導入支援、イノシシ捕獲奨励金制度をいち早く創設した鳥獣被害対

策、そして多くの集落において、中心的な経営体や集落営農組織へ農地がまとまり、安定した生産体制が維持された農地の集約化など、地域の方々の意見に耳を傾けながら着実に成果が得られたと思っております。

一方で、議員御提案のエコビレッジ構想や有機農業のより踏み込んだ展開につきましては、初期投資の大きさや技術、人材の課題、地域の合意形成の課題など慎重な検討が必要であると認識しております。農業者の理解と経営の安定性を最優先に、次の町政において、時代の変化を見据えつつ、慎重かつ柔軟に判断されることを期待しております。

最後に、4つめの次の町政に引き継ぐべき視点と、次世代に託したい思いについての御質問にお答えいたします。

私の業績を振り返り、次の町政、そして次の世代に託したい思いは、農地は単なる生産の場ではなく、町の財産であるという視点であります。

効率化や大規模化も重要ですが、それだけではこぼれ落ちてしまう地域の絆や里山の豊かさがあります。町の豊かな自然環境や、災害に強い国土を維持するためには、水田が持つ保水機能や環境保全機能を維持、継続していく必要があります。

単に農産物を作る産業政策としてだけでなく、環境政策や防災政策、そして教育と連携した、総合的な視点での農業振興を期待しております。

私が手掛けた、体験型観光交流公園計画や観光資源多様化事業において計画している農業収穫体験、河合谷宿泊体験施設など、農業を核とした交流人口の拡大、環境保全や食の安全、そして子供たちの未来を見据えた、温かみのある農業政策の礎は築けたものと思っております。次のリーダーには、この礎の上に新しい発想と情熱を持って、津幡町の食と農を大きく育てていただくことを願っております。

少々長くなってしまいましたけれども、以上でございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はございません。

本当にこの世の中の大きな流れの中で、農業の担い手とか、自然環境とかが失われないようにですね、しっかりと、あと町の食料も含めて、万が一の時も含めて、全く町長と同じような……、きょうは、本当に勉強させていただいた答弁をいただきましてありがとうございました。

質問を終わります。ありがとうございます。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時44分

## 令和8年3月12日（木）

## ○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総務部長	酒 井 英 志	総務課長	田 中 圭
企画課長	中 嶋 徹 郎	財政課長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福祉課長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
会計管理者 兼会計課長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 本 部 庶 務 課 長	鈴 木 勉	教 育 長	渡 邊 加 寿 子
教 育 部 長	北 山 ゆかり	職務代理者 教育総務課長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼事務課長	細 山 英 明		

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎 太 郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企画課係長	上 谷 武

○議事日程（第3号）

令和8年3月12日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第3号 令和8年度津幡町一般会計予算から

議案第37号 土地の処分についてまで

承認第3号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））及び

承認第4号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

- 八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。  
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 八十嶋孝司議長 日程第2 議案第3号から議案第37号まで、並びに承認第3号及び承認第4号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

- 八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長 登壇〕

- 向正則予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第3号 令和8年度津幡町一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第4号 令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第5号 令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算から議案第8号 令和8年度津幡町河合谷財産区特別会計予算までの4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 令和8年度津幡町病院事業会計予算から議案第11号 令和8年度津幡町下水道事業会計予算までの3件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第12号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第11号）については、全会一致をも

って原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第16号 令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）までの4件の特別会計補正予算は、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第18号 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第4号）の2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第3号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））及び承認第4号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））の2件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長 登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第19号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第20号 津幡町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第21号 津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第24号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 第6次津幡町総合計画基本構想については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第32号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから議案第35号 筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの4件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第36号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第37号 土地の処分については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎文教生活福祉常任委員長。

〔小倉一郎文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○小倉一郎文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第25号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第26号 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第29号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例についてまでの3件の条例の一部を改正する条例、及び1件の関係条例の整理に関する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 津幡町史編さんに関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### ＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### ＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

私は、議案第3号、令和8年度津幡町一般会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず申し上げたいのは、私は、町の将来を見据えた東側地域整備や駅周辺の開発そのものを否定するものではありません。また、それぞれの事業について、担当職員の皆様が、真摯に準備、調整を重ねてこられたことに対しては、率直に敬意を表したいと考えております。

しかしながら、議会の役割は、事業に目的、概要、効果、継続性などの重要な前提がきちんと備わっているのか、そして町民に対して説明できるだけの内容となっているのかを確認した上で、予算を議決することにあると考え、私は今回の予算案には賛成できません。

その理由は、観光資源多様化事業費、いわゆる農業ハウス等の整備事業につきまして、事業の重要な骨格や前提が十分に示されないまま、本格的な予算計上が行われていることとございます。

本事業につきましては、令和7年9月補正予算で測量設計業務委託料として、661万1,000円が

計上されました。その際、私は、農業ハウスを整備する構想について、誰が運営するのか、初期投資後の経費負担はどうなるのか、継続的な事業として成り立つのか、そうした計画の概要について丁寧な説明が必要であると申し上げました。その時点では、まずは設計段階であると受け止め、賛成をいたしました。

しかし、今回の当初予算では、観光資源整備工事費1億5,000万円、土地購入費620万円、合わせて1億5,620万円が計上されております。既に建設へと大きく進む段階と考えております。にもかかわらず、委員会審査においても、事業の概要、計画、運営主体、なぜイチゴなのかといったことも含めまして、十分に明確な説明があったとは言い難いものでございました。

事業は、初期投資後にいかに継続していくかが極めて重要であります。しかし、現状では、明確な目的、方針、集客の見通し、維持管理費や人件費、将来的にどのように事業運営を継続していくのが、なお見えない状況でございます。

この場所は、体験型交流公園整備地に接しております。昨年、私は、体験型交流公園の事業の再評価につきまして一般質問をさせていただきました。町長の御答弁では、社会情勢や経済環境の変化により収支計画も当然変化すること、また、周回道路ができる段階でもあり、一旦、事業計画や管理運営体制について関係機関から情報をとり、考えたい旨のお話がありました。大変素晴らしいと感じました。

私は、体験型公園と隣接する農業ハウスが一体的に整備され、将来的に連動していくことで、一定の相乗効果が生まれる可能性そのものまで否定するものではございません。そのような全体構想が具体的に動き出すならば、集客、地域の魅力向上につながる余地は十分あると考えます。

しかし、そのように一体的な効果を見込むのであればなおさら、個々の施設を別々に見るのではなく、全体としてどのような構想のもと、誰が担い、どのような運営を行い、どのような効果と継続性を見込むのか、議会と町民に明確に示す必要があると考えました。現時点では、その全体像も十分に示されておりません。将来の可能性だけをもって、本格的な予算計上を認めることはできないと考えます。

しかも、本事業の財源には、能登半島地震に関する復興目的の財源が充てられております。石川県を経て配分されるものでございますが、原資は国費等を背景とする公費、公のお金であり、日本全国からの思いと支えの上に成り立つものでございます。きのうは3月11日でございます。だからこそ、形式的に県が認めればよいということではなく、町としても、その目的、必要性、継続性や効果等について、町民はもとより、全国に対しても説明できるだけの内容が求められると考えます。

地方自治法が定める議会の役割、また、津幡町議会基本条例に照らしても、議会は、提案された政策や事業について、その経緯や背景、財源措置、将来にわたる効果や費用を確認し、町民への説明責任を果たしながら、事業執行の前後を監視していく立場でございます。私は、その責任に照らし、今回の事業には、なお確認すべき重要な点が残されていると考えるものでございます。

さらに申し上げれば、今回の予算案には、同じように、重要な前提が明確でないまま事業が進められていくと感じるものがございます。それが、津幡駅東口周辺整備と一体で進められている東西通路整備でございます。この事業につきましても、私は、東西通路そのものや駅周辺整備の必要性を否定する立場ではございません。

しかし、町がこの事業を、線路による東西分断の解消、津幡町東部地区の生活拠点等の形成、

駅周辺環境の創出などと説明をしてきた以上、その効果の大きな前提となるのは、東口側の改札をどうするのかという点でございます。駅というものは、日々の通勤通学や生活の中で、時間に追われながら使う場所でございます。

もし東口に改札が設けられないのであれば、東側から来た利用者にとっては、通路だけができて、期待されたほどの利便性向上にはつながらないと考えます。東口整備や東側開発の意義そのものが、改札の有無によって大きく変わってくると考えます。

改札の設置そのものは、町が単独で決められるものではなく、I Rいしかわ鉄道の判断を要することは承知をしております。しかし、決定権が町にないからといって、この問題を町の事業の判断と切り離して考えることはできません。なぜなら、改札の有無は、東口整備の実効性、東側開発の説得力、そして町民や利用者が実際に受ける将来にもわたる利便性に、重大な影響を及ぼすからでございます。

その意味で、改札の問題は、I Rいしかわ鉄道の判断事項であると同時に、町が進める事業の成否にも大きく関わる重要な前提条件と考えます。

例えば、建設予定の道路の最後に障害物があって、そのままだと150メートル迂回しないといけないと、その障害物を取り除かれる確約のないまま先に道路が完成されてしまう。そういう例えですけども、議会としては、その重要な前提条件が公的に確認されないまま、通路整備だけを先行させてよいのかを、慎重に見極めなければならないと考えます。

見通しが定まらないまま通路整備だけが先行し、後になって、東西通路の利便性や東口の利用のしやすさ、さらには東側の開発に期待される効果との間に大きなずれが生じる可能性がございます。

私は、今回の予算案に反対するのは、町民全体の福祉の向上のため事業を進める以上、その前提条件や計画が曖昧なままではいけない。そのことを議会として確認し、必要であれば立ち止まる責任があるからでございます。事業は、一度走り出すと見直しが難しいものです。最初は、小さな設計費や調査費から始まり、既成事実が積み重なる中で、修正が難しくなっていきます。

だからこそ議会は、金額の多い少ないにかかわらず、町民全体の福祉のために、本当に納得できる内容かどうかを確認し、言いにくいことであっても、必要な見直しを求め、妥当なものは認める。その役割を果たさなければならないと考えます。その役割が十分に果たされなければ、町民が政治や行政に対して諦めを抱くことにもつながりかねません。

私は、ここで単に反対だけを申し上げたいのではございません。

例えば、体験型公園や農業ハウスについては、観光客を主な対象と考えるだけでなく、まず津幡町の子供たちや町の人たちが交流し、学び、育つ場として考える方向も十分にあります。どのような公園、どのような場所にしたいのかを、町民自身が意見を出し合い、ワークショップなどを通じて学び、案を形にしていくことで、当事者意識が生まれます。一部の人で決めて与えるということではなく、実際に使う次世代の人たちが関わりながらつくっていく場こそ、町民に納得される進め方で、かつ持続可能性のある事業になるのではないかと考えます。

また、多目的ホールや広場などは、手づくりのイベントや、演奏会や打ち上げ会など、町民の憩いの場ともなりますし、目的に復興財源ということで必要であれば、防災関連として、非常時に生き抜く自給自足のサバイバルの知恵を学ぶ教育の場として位置づけることもできます。先人

が見つないできた自然とかこの津幡町の山々に子供たちが守られる。例えば、石油や食料がなくても不安なく山に籠って生きられる。そういう術をもった子供たちであれば、この時代に極めて意義のある教育的な投資になると考えます。これ以上は今後の政策提言となりますから、私は、今必要なのは、説明が十分でないまま拙速に進めるのではなく、町民参加のもとで、より納得と継続性のある構想へと丁寧に磨き上げていただくことだと考えます。

今回の反対は、観光振興に反対するものでもなく、駅周辺整備に反対するものでもございません。農業ハウスについては、事業計画と継続性の説明等の重要事項の説明が不足していること、そして東西通路整備においては、改札という根幹に関わる前提条件がなお不明確であること、このように重要な前提が整わないままの予算だけが先行している現在の進め方に賛成できないという判断でございます。

今後、事業の目的、概要、運営主体、継続、効果について、議会と町民に対して、より具体的に文書に基づく説明をしていただき、必要な見直しも含めてあわてることなく丁寧に進めていただくことを求め、私は本議案に反対するものでございます。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

私は、2款1項13目、自衛官募集事務費、議案第25号、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例には反対です。以下、反対の理由を述べます。

初めに、自衛官募集事務費についてです。

トランプ大統領の力の支配に世界中から国際秩序を壊すなど批判の声が広がっています。ベネズエラに軍事侵攻し、イランにも軍事侵攻し、グリーンランドをよこせと言う。ところが、高市政権は一言の抗議もありません。アメリカ言いなりではなく、憲法9条を生かし平和の立場でものが言える日本に変わることが必要です。

今、日本は各地で長距離ミサイルや弾薬庫の配備が計画されています。長距離ミサイル6カ所、弾薬庫14カ所で、多いところで14棟あります。これらは日本を守るためではなく外国を攻撃するための武器施設です。こうした軍拡に投じられる税金は5年で43兆円。一方で、暮らしや社会保障、教育の予算は後回しです。高市内閣は、軍事には軍事の考え方でどんどん軍事を進めていこうとしています。トランプ政権から軍事費を3.5%にと要求されているのをきっぱりと断れるか不安です。私たちは、軍事には軍事ではなく、紛争を戦争にしない外交で問題を解決することを求めています。自衛官の人たちにも戦死をしないための守りを大切にしたいと思っています。今の日本の自衛隊はそれができるのか、はなはだ不安です。

高市首相の台湾発言は、米中が武力衝突した場合、日本が攻撃されていなくても中国と戦争することがあり得るというものです。これでは、中国との関係は悪くなるばかりです。日中関係を前向きに打開するためには、互いに脅威としないとした確認した、2008年の日中首脳合意に基づき日本も中国も行動すべきだと思います。高市さんを首相にする日本がますます右寄りの発言や行動をするようなら自衛隊を守ることはできません。入隊する自衛官を歓迎することもできないのではないのでしょうか。よって、自衛官の募集事務費には反対です。

次に、議案第25号、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

この条例は、文教生活福祉常任委員会で採決されたときに、私が見過ごしてしまい賛成してし

まったものです。しかしこのままにしておくことができないのでここにこうして立っています。

この条例は、津幡町国民健康保険税条例を見直し、税を引き上げるためのものです。

国民健康保険の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の8.05を乗じて算定されているものが100分の9.15を乗じて算定されます。非保険者均等割額は、保険者1人について3万3,800円だったものが、3万9,000円になります。世帯別平等割額は、特定世帯以外の世帯で2万2,200円が2万5,500円になります。そのほか細かい規定があり、額は小さいですが、それぞれに値上がりしています。さまざまな品物が値上がりしているときに、公共料金が値上がりすれば、痛く感じます。公共料金はそのままにしておいてほしいと思います。足りない部分は国からの繰り入れをするべきです。よって、この条例には反対します。

これで私からの意見を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長 7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

議案第3号、令和8年度津幡町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

まずは念のために、議案第3号は来る新年度のスタートに向け、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ188億5,500万円とするものであることを確認しておきたいと思います。

当町にあっては、町長の改選時期に当たるため、新年度の通常予算はいわゆる骨格予算となり、その肉付け予算は新しい町長に委ねられることになるわけですが、骨格予算となる議案第3号についても、町民の皆様のご生活にかかわる重要な内容を含むことは御承知のとおりであり、慎重かつ高度な判断が求められることは言うまでもありません。

その中身については、継続して固定的に支出される経費があります。例えば、人件費や町民生活に直結する内容が多く含まれる扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費などが含まれているわけですが、新規事業として救命率の向上や活動時の安全性と確実性を強化すべく高規格救急自動車の更新、時代の要請に応えるべく鷹の松墓地公園合葬墓納骨堂の増設工事などが含まれ、また、物価高騰の影響を受ける生活者支援を目的とするプレミアム付商品券発行事業に係る経費、町民がより健康で安心して生活できるように支援を行う76歳の方を対象とする歯周疾患検診の実施や、定期予防接種に妊婦対象のRSウイルスワクチン接種を追加するための費用などが計上されており、住民の皆様からお預かりした税金を、効果的に再配分するための具体的な中身として評価に値すると考えます。

食料品などの生活必需品や光熱費、社会保険料が上昇する反面、賃金の伸びが鈍いことなどが家計の圧迫、生活の苦しさにつながっているわけですが、こうした状況に置かれている今だからこそ、町民生活を応援し下支えする内容を多く含む通常予算については、緊急性が認められ、いたずらに執行を妨げ、遅らせるようなことがあってはならないのではないのでしょうか。

ひるがえって、蛇足となりますが、新年度のスタートに向けた通常予算に含まれる一部事業について疑問が解消されないとした場合、その部分について減額修正の提案をなされる努力が必要になるのではないかと思います。

津幡町議会会議規則第17条には、地方自治法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならないと規定されていることは御承知のとおりです。このルールに則った修正動議、要は疑問が解消されない一部事業が含まれた通常予算に対する減額修正ということになりますが、議会の議決が及ぶ範囲とされる款及び項について、減額の提案が議員の中からされていないということは、議会の判断として、議案第3号を認めるべきであるということになるのではないのでしょうか。

以上、諸々を参酌し慎重に判断した結論として、議案第3号、令和8年度津幡町一般会計予算に対し賛成いたします。

議員の皆様には御賛同をお願いを申し上げ、7番、竹内竜也の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長 9番 西村稔議員。

〔9番 西村稔議員 登壇〕

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

第3号議案に賛成の討論をいたします。

先ほど、津幡駅東口新設工事は、何か曖昧な計画とかいうことを聞きましたけれども、このことに関しましては、石川高専ができてからの悲願でありまして、高専の生徒が学校へ通うのに線路の下をくぐって、雨の日にはしぶきを受けながらも通っていたんで、せめて高専の生徒が、通学することだけでもつけてあげればいいなということで、私、15年前に町議に初めてなったときから、町に対して訴えておったのが今現実化され、高専の学校もあげて喜んでおる事業であります。何も曖昧な計画のもとに行われているものではありません。

そのことに踏まえ、津幡駅前通りも消雪化が完成しまして、付近の住民や高専の生徒が、安心して通えるようになりまして、そういった重要な計画なんで、私は賛成します。

よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第3号 令和8年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者2人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算からから議案第24号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第24号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第37号 土地の処分についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第37号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第3号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））及び承認第4号 専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、承認第3号及び承認第4号は、承認されました。

〔西村稔議員 退場〕

＜同意上程＞

○八十嶋孝司議長 次に、日程第3 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 3月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今3月会議に提出させていただきました令和8年度当初予算を初め、議案全てに御決議、御承認を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

**同意第1号** 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育長、吉田克也氏が、令和8年3月10日をもって辞任されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新教育長として、津幡町字川尻、山本智秀氏を、令和8年4月1日付で任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、前教育長の残任期間となるため、令和10年3月31日までとなります。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより、議案採決に入ります。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

〔西村稔議員 入場〕

#### <議員派遣の件>

○八十嶋孝司議長 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任をお願いいたします。

#### <町長挨拶>

○八十嶋孝司議長 ここで、矢田富郎町長より挨拶の申し出がありましたので許可します。

なお、議場内での声援、拍手等は、慎んでいただきたいと思えます。

矢田町長。

○矢田富郎町長 議長の許可をいただきました。

今ほどは、新教育長の同意をいただき、まことにありがとうございました。

そして、発言の機会をいただきましたので、ここで津幡町民の皆様、議会の皆様、最後の御礼の御挨拶を申し上げたいと思えます。

私は、来月の24日、任期満了をもちまして、退任することになりました。

したがって、きょうは私にとりまして、本会議に出席をいたします最後の日となりました。4期16年間、町民の皆様、議員の皆様、温かい御指導、御弁達を賜りましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

振り返れば、昭和58年に石川県議会議員に初当選させていただいて以来、43年間という歳月が流れました。その間、平成22年からは、津幡町長として皆様と力を合わせ、まちづくりに取り組んでまいりました。正直に申し上げまして、長い道のりでございます。

しかし、その一步一步が、きょうの津幡町の姿につながっているものと確信し、心から誇りに思っているところでございます。

議員の皆様には、ときに厳しい御意見をいただきながらも、常に町の未来を見据えた真摯な議論こそが、よりよい政策を生み出す源であったと深く感じております。皆様一人一人に心より感謝を申し上げます。

また、日夜を問わず、職務に励んでいただきました職員の皆さんにも、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を言わせていただきます。皆さんのひた向きな仕事ぶりがあったこそ、今日の津幡町があります。本当にありがとうございました。

そして何より、長きにわたり御支援と御信頼をいただきました町民の皆様、家族の温かいまな

ざしと叱咤激励が、私の何よりの支えでもありました。

津幡町は、豊かな自然と歴史に恵まれ、人々のつながりが息づく素晴らしい町でございます。北陸新幹線の恩恵も受けながら、交流人口も着実に広がってまいりました。この恵まれた土台の上に、津幡町はさらに輝く未来が築かれることになると、私は確信をしております。

私が、町長を務めたのは、何百年、何千年と続くであろう津幡町の歴史の中でのわずかに16年でございます。

しかしこの間に、リオデジャネオオリンピック、東京オリンピックで川井姉妹が3つの金メダルを我が町にもたらしてくれました。また、横綱大の里や前頭欧勝海も誕生いたしました。こんなうれしいことはありませんでしたし、また大変誇りにも思いました。いろいろな場所で自慢もいたしました。ほかの市町の皆さんからも大変にうらやましがられました。NHKホールで行われました全国町村長大会の席場、全国の町村長を前に会場で、そんな発言もさせていただきました。大変ありがたい、そんな出来事でもございました。

次の時代を担う方々に申し上げたいのは、どうか、人を大切にしてほしいということでございます。どれだけ世の中が変わろうとも、町を動かすのは人であり、人と人との絆であります。津幡町の宝は、この地に根ざして生きる町民の皆様そのものでございます。

私自身は、4月25日からは一人の津幡町民として、町の発展を見守り応援してまいりたいと思っております。

長年にわたる皆様の御厚情に心から御礼を申し上げますとともに、津幡町の発展と、ここにおられる皆様方の御健康、御多幸を心からお祈りを申し上げまして、本会議上での最後の挨拶とさせていただきます。

本当に皆さん、ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 矢田町長、ありがとうございました。

矢田町長、16年に渡り、町政の発展のために御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

#### <閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和8年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 委員会審査付託表	2
1. 委員会審査結果表	5

## 令和8年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	14番 道下 政博	1 感震ブレーカー設置促進事業費補助金の活用促進で、地震による火災を防げ	町 長
		2 持続可能な航空機燃料SAFの原料となる廃食油の回収をさらに進めよ	町民生活部長
2	6番 小町 実	1 4期16年の実績を問う	町 長
		2 横断歩道の安全対策について	生活環境課長
3	7番 竹内 竜也	1 地域団体による防犯カメラの設置に対する補助について	生活環境課長
		2 子育て支援策の拡充などについて	健康福祉部長
		3 職員定数の管理について	総務部長
4	2番 柴田 洋一	1 県水停止、町の対応・対策は	産業建設部長
		2 教員の働き方改革について	教 育 長
		3 新病院の移転先について	町 長
5	1番 池野 翔吾	1 町独自の再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例の制定をせよ	町 長
		2 デジタル関係人口の創出と、新たなPR施策の提案	町 長
6	5番 小倉 一郎	1 救急相談窓口「#7119」の町民への周知を	消 防 長
		2 災害復旧工事の入札不調の要因と今後の対策は	監 理 課 長
7	3番 東 克彦	1 町職員へのパワハラ対策について問う	総務部長
		2 教育の現場にこそ福祉の専門家による支援が必要ではないか	教 育 長
		3 投票済証明書の導入について問う	総務部長
		4 春休み期間中にモバイルバッテリーの回収を強化せよ	生活環境課長
8	9番 西村 稔	1 43年間の政治家としての思いと今後の津幡町について	町 長
		2 津幡町の小中学生の不登校の実態と改善策について	教 育 長
9	11番 塩谷 道子	1 保育園給食の無償化を	子育て支援課長
		2 道路上の白線をきちんと	都市建設課長
10	4番 中島 敏勝	1 ガバメントクラウドにおける個人情報保護と町民負担	総務部長
		2 主体性と当事者意識が芽生える教育	教 育 長
		3 長期継続事業の検証と見直しの仕組み	総務部長
		4 津幡町の農業の将来	町 長

令和8年度津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第3号	令和8年度津幡町一般会計予算
議案第4号	令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	令和8年度津幡町介護保険特別会計予算
議案第7号	令和8年度津幡町バス事業特別会計予算
議案第8号	令和8年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
議案第9号	令和8年度津幡町病院事業会計予算
議案第10号	令和8年度津幡町水道事業会計予算
議案第11号	令和8年度津幡町下水道事業会計予算
議案第12号	令和7年度津幡町一般会計補正予算（第11号）
議案第13号	令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第14号	令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第15号	令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第16号	令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第17号	令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第4号）
承認第3号	専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））
承認第4号	専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

令和8年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第19号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号	津幡町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
議案第21号	津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号	津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例について
議案第24号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第31号	第6次津幡町総合計画基本構想について
議案第32号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第33号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第34号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第35号	蒔谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第36号	町道路線の認定について
議案第37号	土地の処分について
請願第1号	緊急事態条項の導入について慎重な検討を求める意見書を送付する請願

令和8年津幡町議会3月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第25号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第26号	津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第27号	津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第28号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第29号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
議案第30号	津幡町史編さんに関する条例について

令和8年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第3号	令和8年度津幡町一般会計予算	原案可決
議案第4号	令和8年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第5号	令和8年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第6号	令和8年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第7号	令和8年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第8号	令和8年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第9号	令和8年度津幡町病院事業会計予算	〃
議案第10号	令和8年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第11号	令和8年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第12号	令和7年度津幡町一般会計補正予算（第11号）	〃
議案第13号	令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第14号	令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第15号	令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第16号	令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第17号	令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）	〃
議案第18号	令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第4号）	〃
承認第3号	専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第4号	専決処分の報告について（令和7年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	〃

令和8年津幡町議会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第19号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	津幡町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について	〃
議案第21号	津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第23号	津幡町人材育成基金条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	第6次津幡町総合計画基本構想について	〃
議案第32号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第33号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第34号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第35号	筋谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第36号	町道路線の認定について	〃
議案第37号	土地の処分について	〃

令和8年津幡町議会3月会議  
常任委員会議案審査結果表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第25号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第28号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
議案第29号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	津幡町史編さんに関する条例について	〃